

十訂
特別研修資料第2号

執行事務解説

法務総合研究所

十訂

特別研修資料第2号

執行事務解説

法務総合研究所

十訂のはしがき

本書は、平成25年3月19日付け法務省刑総訓第2号をもって執行事務規程の全面改正が行われ、これが同年4月1日から施行されたことや、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）が平成28年6月1日から施行されたことなどに伴い、平成21年3月に刊行された九訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基にして改訂したものである。

改訂に当たっては、角田亨大阪高等検察庁検察監査官を煩わし、米田悟刑事局総務課検務第一係長の協力を得た。

平成29年3月

法務総合研究所

九訂のはしがき

本書は、平成18年に刊行された八訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）及び更生保護法（平成19年法律第88号）が施行されたことなどに伴う規程の改正、通達等を織り込んだものである。

改訂に当たっては、森田久弘官房司法法制部上席補佐官を煩わし、村田雅之最高検察庁会計課用度係長（前刑事局総務課検務第二係長）の協力を得た。

平成21年3月

法務総合研究所

八訂のはしがき

本書は、平成12年に刊行された七訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、規程の改正、通達等を織り込んだものである。

改訂に当たっては、森田久弘刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成18年3月

法務総合研究所

○ 参考

平成17年5月18日、第162回国会において、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）が成立し、同月25日公布され、1年を超えない範囲内で政令に定める日から施行されることになりました。この法律は、約100年振りに受刑者の処遇を中心として監獄法の一部が改正されるものです。これに伴い、現在、刑事手続、事務規程で使用している監獄に関する用語が変更されることとなります。しかしながら、本解説の執筆時においては、施行日が決まっておらず、新しい用語についても未確定なものもあり、さらに、被疑者、被告人及び死刑確定者の処遇については、上記法律から除かれていたところ、これらについても整備すべく「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成18年の第164回国会に提出予定であり、これが成立すると更に用語等の改正も予想される状況にあることから、今回の改訂に当たっては、従前どおりの監獄法を前提に行ったものである。

七訂のはしがき

この資料は、平成7年に刊行された六訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、その後の規程の改正を織り込むとともに、利用者の便を図るため、索引（事項、判例、検務実務家会同、法曹会決議、通達等）を設け、付録として、現行執行事務規程の掲載等を行ったものである。改訂に当たっては、富永康雄刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成12年3月

法務総合研究所

六訂版のはしがき

この資料は、平成6年3月10日付け法務省刑総訓第228号をもって執行事務規程の全面改正が行われ、これが同年4月1日から施行されたことに伴い、同元年3月に発刊された五訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基にして改訂したものである。改訂に当たっては、村山和雄官房人事課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成7年3月

法務総合研究所

五訂版のはしがき

五訂特別研修資料第2号として本書を刊行する。

この資料は、昭和59年3月に発刊された四訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、その後の規程の改正を織り込んだものである。改訂に当たっては、近藤康利刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

平成元年3月

法務総合研究所

四訂版のはしがき

四訂特別研修資料第2号として本書を刊行する。

この資料は、昭和54年3月に発刊された三訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、その後の規程の改正を織り込んだものである。改訂に当たっては、武内道明刑事局総務課補佐官に加筆、補筆の労を煩わした。

なお、旧版の紙型を利用した部分があるので、仮名遣い等に不統一な箇所があることをお断りしておく。

昭和59年3月

法務総合研究所

三訂版のはしがき

三訂特別研修資料第2号として本書を刊行する。

この資料は、昭和51年3月に発刊された再訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基に、その後の規程の改正や判例を織り込んだものである。改訂に当たっては、傳法谷弘刑事局総務課長補佐に加筆・補筆の労を煩わした。

なお、昭和50年以降、支部・区検において全国的に実施されている検務事務処理票による事務処理については、三訂特別研修資料第4号「事件事務解説」の中で解説されているので、本書ではこれを割愛した。また、本書は、旧版の紙型を利用した部分があるので、仮名遣い等に不統一な箇所があることをお断りしておく。

昭和54年3月

法務総合研究所

再訂版のはしがき

この資料は、昭和44年3月に発刊された改訂特別研修資料第2号「執行事務解説」を基として、その後の規程の改正、通達、質疑回答を織り込んだものであるが、自由刑の執行指揮上重要な未決勾留日数の通算については、現在例規とされている通達、質疑回答が数多く出されているので、これを体系的に要約し補筆した。改訂に当たっては、長塚享刑事局総務課長補佐を煩わし、依谷利幸刑事局総務課長及び西本昌基刑修第二部長が校閲した。

なお、本書は、予算の都合により、旧版の紙型を利用した部分があるため、現行の当用漢字、仮名遣いでない箇所があることをお断りしておく。

昭和51年3月

法務総合研究所

はしがき

「執行事務解説」は、「特別研修資料第2号」として、昭和40年8月刊行をみたところであるが、このたび、その「改訂版」をお送りすることとなった。

当研究所においては、さきに、昭和44年度以降の検察事務官普通科・高等科研修の基本教材として、また検察事務官用の手軽な参考書として、各種事務解説等の刊行を決定し、その執筆を急いでいるところである。この解説もその一環をなすものであるから、その趣旨にそって有効に本書を活用されることをお願いしたい。

本書は、さきの解説に行刑との関連を挿入する等して全面的に書き改めたものであるが、その執筆には、最高検察庁公安事務課長根本真儀氏があたり、またその一部については同庁庶務課長補佐岡田一四氏の協力を得た。なお、法務省刑事局担当係官からも種々の教示を受けて見解の統一を期した。

昭和44年3月

法務総合研究所

凡 例

判例・法律雑誌等の引用には、次の略語を用いた。

〔判例略語表〕

刑録……大審院判決録刑事之部
大刑集……大審院刑事判例集
刑集……最高裁判所刑事判例集
裁判集……最高裁判所裁判集（刑事）
高刑集……高等裁判所刑事判例集
高刑特……高等裁判所刑事判決特報
刑裁月報…刑事裁判月報

〔法律雑誌等略語表〕

判時… 判例時報

目次

総論

第1章	裁判の執行	1
第1	裁判執行の意義	1
第2	裁判の確定	1
1	裁判確定の概念	2
2	上訴及び上訴の提起期間の経過による確定	2
3	上訴の放棄・取下げによる確定	4
4	上告事件の確定	5
第3	裁判執行の時期	7
1	原則	7
2	例外	8
第4	裁判の執行指揮	10
1	検察官による執行指揮	10
2	執行指揮の性質	11
3	執行指揮の方式	13
4	裁判書の原本、謄本又は抄本等の送付	15
5	執行実施機関	15
第2章	刑の執行	16
第1	執行の対象となる刑及び関係法規	16
第2	執行の順序及び制限	16
1	刑の軽重と執行の順序	16
2	併合罪の数個の刑の執行	17

第3章 死刑及び自由刑の執行	18
1 執行の場所	18
2 執行の方法	20
第4章 未決勾留日数の本刑通算	24
1 未決勾留日数本刑通算の意義	24
2 対象となる未決勾留日数	25
3 通算（算入）される本刑	26
4 裁定算入	30
5 法定通算	33
第5章 刑期の計算	39
1 刑期の意義	39
2 起算日	40
3 計算方法	42
4 終了日	43
第6章 刑罰執行権の消滅等	43
1 執行権の消滅	43
2 当然無効の判決	44
第7章 国際受刑者移送法に基づく受刑者移送制度	44
1 受刑者移送制度について	45
2 法律及び規程の制定の趣旨について	45
第3章 執行事務規程	49
1 規程の制定及び改正	49
2 規程の概要	51
3 規程の改正経過	52
4 刑法等一部改正法及び薬物法の施行に伴う規程の主な改正点	52

各 論

第1章 総 則	57
第1 目的（規程第1条）	57
第2 執行事務を取り扱う者の心構え	57
第3 検察総合情報管理システムによる管理（規程第2条）	57
第2章 裁判の把握等	59
第1 裁判結果票の作成及び送付（事件事務規程第139条，第179条）	59
第2 裁判結果の確認（規程第3条）	59
第3 裁判書の謄本等の確認（規程第4条）	61
第4 上訴申立て等の管理（規程第5条）	62
第5 全部執行猶予の通知等（規程第7条，第8条）	64
第3章 刑の執行	68
第1節 死刑の執行	68
第1 死刑執行に関する上申（規程第9条）	68
第2 死刑執行の指揮等（規程第10条ないし第12条）	70
第3 死刑確定者から再審請求等があったときの処置 （規程第13条）	71
第4 死刑執行等に関する報告（規程第14条）	73
第5 死刑執行についての管理（規程第15条）	73
第2節 自由刑の執行	74
第1 執行指揮の方法（規程第16条）	74
第2 拘禁中の者に対する執行指揮（規程第17条）	76
第3 不拘禁の者に対する執行指揮（規程第18条）	78
第4 執行指揮書（規程第19条）	78

第5 一部執行猶予刑の執行指揮	85
第6 執行の延期 (規程第20条)	89
第7 逃亡者等に対する処置 (規程第21条)	91
第8 裁判執行関係事項の照会等 (規程第22条, 第24条)	93
第9 自由刑の執行指揮の囑託 (規程第25条)	93
第10 自由刑の執行指揮終了後の通知 (規程第26条)	94
第11 保証金の没取請求 (規程第27条)	96
第12 刑の執行不能決定 (規程第28条)	100
第4章 刑の執行停止及び刑の執行順序変更	102
第1節 刑の執行停止	102
第1 死刑の執行停止 (規程第29条)	102
第2 自由刑の執行停止 (規程第30条, 第31条)	103
第3 死刑判決確定後の自由刑の執行取止指揮等 (規程第32条)	106
第4 刑執行停止後の処置 (規程第33条)	108
第5 残刑の執行指揮等 (規程第34条)	110
第6 刑の執行停止の特例 (規程第35条)	113
第7 残刑の執行指揮囑託等 (規程第36条)	114
第8 残刑の執行指揮終了後の通知 (規程第37条)	115
第2節 刑の執行順序変更	115
第1 刑の執行順序変更 (規程第39条)	115
第2 刑の執行順序変更による労役場留置執行指揮 (規程第40条)	120
第5章 刑執行猶予言渡しの取消し	122
第1 刑執行猶予言渡しの取消請求 (規程第41条)	122
第2 刑執行猶予言渡し取消事由の通知等 (規程第42条ないし第44	

条)	130
第3 取消し後の執行指揮 (規程第45条)	135
第4 取消しの通知, 仮釈放の失効 (規程第46条)	137
第5 刑執行猶予言渡し取消決定に対する抗告事件の取扱い (規程第47条)	145
第6章 刑の分離決定	147
第1 刑法第52条の規定による刑の決定の請求 (規程第49条)	147
第2 刑法第52条の規定による決定刑の執行指揮等 (規程第50条)	148
第7章 共 助	150
第1 共助の意義	150
第2 執行指揮の受託・転囑・返囑 (規程第51条, 第52条)	150
第3 残刑等の執行指揮の受託 (規程第53条)	152
第8章 雑 則	153
第1 仮釈放者等の再犯通知 (規程第54条)	153
第2 仮釈放取消者の収容等 (規程第55条, 第56条)	153
第3 関係書類の整理 (規程第57条)	156
第4 執行事務に関する統計報告 (規程第58条)	156
第5 特別取扱い (規程第59条)	157
・裁判と上訴等提起期間	159
・裁判確定日一覧表	160
・執行事務規程	162
・国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程	191
・事項索引	204
・判例索引	210
・通達等索引	213

総論

第1章 裁判の執行

第1 裁判執行の意義

裁判の執行とは、国家の強制力によって裁判（判決・決定・命令）の内容を実現することをいう。

裁判の執行は、一連の手続過程を経て、合法的に行わなければならないのであるが、裁判の執行のうちで最も重要なものは、有罪の裁判による刑の執行である。刑の執行は、刑事裁判の締めくくりとして重要な意義をもっている。いかに慎重な手続を経て、いかに十分な考慮に基づいて言い渡された裁判であっても、これが全く執行されないか、又は不完全に執行される場合には、裁判の目的は達成されないことになるからである。

刑事裁判に関する複雑多岐にわたる諸規定は、そのほとんど全てが、終局において、執行を通じて法的正義が実現されることを目標として定められている。

裁判の執行は、主刑（死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留及び科料）及び附加刑（没収）の執行のほか、追徴・没収・訴訟費用等刑に付随する処分の執行、過料・費用賠償等刑とは別の制裁の処分の執行がある。また勾引状・勾留状・差押状・搜索状・鑑定留置状等の令状の執行もある。しかし、前述したとおり、主な部分を占めるのは、終局的裁判、特に刑の執行であり、それは死刑及び自由刑（懲役・禁錮又は拘留）の執行と財産刑等（罰金・科料・没収・追徴・過料・没収・訴訟費用・費用賠償又は仮納付）の執行に大別できる。

第2 裁判の確定

1 裁判確定の概念

裁判の確定とは、裁判がもはや通常の上訴（控訴、上告、抗告）又はこれに準ずる不服の申立て（判決訂正の申立（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第415条）・異議の申立（刑訴法第428条第2項、第385条第2項、第386条第2項、第403条第2項）・準抗告（刑訴法第429条））によって争うことができなくなった状態をいう。

裁判の執行力は、原則として裁判が確定した後に生じ（刑訴法第471条）、裁判の確定日は、刑期の起算日となるとともに刑の時効の起算日でもある（刑法（明治40年法律第45号）第23条、第24条、第32条）。

2 上訴及び上訴の提起期間の経過による確定

(1) 上訴

上訴とは、未確定の裁判について、上訴裁判所の審判により救済を求めるための不服申立ての制度である。裁判は、上訴することにより、その確定が阻まれ、裁判の執行力は停止されるが、抗告については、即時抗告（即時抗告に代わる異議の申立てを含む。）のほかは、原則として執行停止の効力がない（刑訴法第424条、第425条、第433条第1項、第434条）。

上訴をするには、上訴申立ての書面を、上訴の提起期間内に原裁判所に差し出すこととされており（刑訴法第374条、第414条、第423条、第434条）、電報による上訴の申立ては不適法とされている（注1）。なお、刑事施設に収容中の被告人については特例が認められ、上訴の申立書を収容されている刑事施設（留置施設（注2）を含む。）の長又はその代理者を經由した上、原裁判所に差し出すことになっており（刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「刑訴規則」という。）第227条）、上訴の提起期間内に刑事施設の長等に提出すれ

ば上訴の提起期間内に上訴したものとみなされる（刑訴規則第228条）。

（注1） 最（3小）決昭25.12.5刑集4・12・2489

（注2） 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第15条第1項の規定により、刑訴法の規定により勾留される者は、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置できることとされている。

(2) 上訴の提起期間

上訴の申立てをなし得る期間を上訴の提起期間（上訴期間）という。上訴の提起期間は、控訴、上告にあつては14日（刑訴法第373条、第414条）、即時抗告（即時抗告に代わる異議申立てを含む。）にあつては3日（刑訴法第422条）と定められている。上訴の申立ては裁判の告知の当日からすることができるが（刑訴法第358条）、上訴の提起期間の計算に当たっては、刑訴法第55条第1項及び第3項が適用されるので、裁判の告知の翌日から起算し、期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日又は12月29日から12月31日までの日に当たるときは、これを期間に算入しない。

(3) 上訴の提起期間の経過（自然確定）

上訴の提起期間内に、検察官、被告人側のいずれからも適法な上訴の申立てがなされなかったとき、あるいはいずれかの一方が、上訴の放棄をするか、又は一度上訴したが上訴の提起期間内にこれを取り下げた場合において、他方は上訴の申立ても放棄もしないまま上訴の提起期間を経過したときは、その期間の経過とともに裁判は確定する。これを実務上「自然確定」と呼び、通常、上訴の提起期間の最終日の翌日をもって裁判確定の日とする。なお、最終日が休日に当たる場合の取扱いについては、前述(2)参照。

3 上訴の放棄・取下げによる確定

(1) 上訴の放棄

上訴権は、裁判の告知により発生し（刑訴法第358条）、上訴の提起期間の経過及び上訴の放棄・取下げによって消滅する。ただし、死刑又は無期の判決については、上訴の放棄は許されない（刑訴法第360条の2）。

上訴の放棄の申立ては、原裁判所に対し書面で行う必要がある（刑訴法第360条の3、刑訴規則第223条）、上訴放棄の申立書が裁判所に到達したときにその効力が発生する。刑事施設に収容中の被告人の上訴の放棄の手続については、上訴申立ての場合と同様の特例が定められており、上訴放棄の申立書を刑事施設の長又はその代理者が受領したときにその効力が発生し、上訴権が消滅することとなる（刑訴規則第229条）。

被告人の書面による同意があれば、被告人の上訴権を代理行使する者（法定代理人・保佐人）も上訴の放棄をすることができる（刑訴法第360条、刑訴規則第224条の2）。しかし、原審における弁護士又は代理人は、上訴はできるが上訴の放棄・取下げの権限はない（注1）。

固有の上訴権者である被告人が上訴を放棄すれば、たとえ法定の上訴の提起期間内であっても、上訴権の代理行使権者である弁護士はもはや上訴はできない（注2）。また、被告人及び弁護士が共に上訴の申立てをした後、被告人において上訴の取下げをした場合には、弁護士の申立ては効力を失うものとされている（注3）が、弁護士が上訴を申し立てた後、被告人が上訴を放棄した場合にも同様に解してよいであろう。

適法な上訴の放棄があれば、固有の上訴権者の上訴権そのものが消滅し、その事件については再び上訴することはできないので（刑訴法

第361条）、検察官、被告人の双方が上訴を放棄することにより裁判は確定する。双方の放棄の日が異なる場合には、後の放棄の日が裁判確定の日となる。

（注1） 最（1小）決昭25.7.13刑集4・8・1356

（注2） 最（大）決昭23.11.15刑集2・12・1528

（注3） 最（1小）判昭24.6.16刑集3・7・1082

(2) 上訴の取下げ

上訴は、上訴審における裁判の告知があるまでは、いつでもこれを取り下げることができる。上訴の取下げは、上訴の提起期間内にあつては上訴権を消滅させ、その期間経過後においては裁判を確定させる効果がある。

上訴の取下げの申立ては上訴裁判所にするのであるが（刑訴規則第223条の2第1項）、訴訟記録がまだ原裁判所にある間は、裁判執行の便宜を考慮し、原裁判所に申立書を差し出すことができる（同条第2項）。また、これを申し立てるには原則として書面によるが（刑訴規則第224条本文）、上訴の申立て又は放棄の申立ての場合と異なり、公判廷においては口頭で申し立てることもできる（同条ただし書）。刑事施設に収容中の被告人及び被告人の上訴権を代理行使する者の上訴の取下げの手続については、上訴の放棄の場合と同様である（刑訴規則第229条、第224条の2）。

上訴の取下げをした者は、その事件について更に上訴することはできないので（刑訴法第361条）、被告人の取下げが、①上訴の提起期間内であれば、検察官の上訴の放棄又は上訴の提起期間の経過により裁判は確定し、②上訴の提起期間の経過後であれば、検察官の上訴がなされていない限りその取下げのときをもって裁判は確定する。

4 上告事件の確定

(1) 判決

最終審としての最高裁判所の裁判については、もはや上訴はあり得ないが、上告審の判決については、判決訂正の申立てができるので(刑訴法第415条第1項)、その申立期間の10日(同条第2項)を経過したとき、裁判は確定する(刑訴法第418条)。

申立期間内に判決訂正の申立てがなされた場合は、訂正判決の日又は申立てを棄却する決定の告知された日が確定日となる(刑訴法第418条)。

判決訂正の申立ての取下げについては、現行法上明文はないが、申立期間経過後の取下げについては、実務上、上訴の取下げに準じて処理することとされている(注)。

(注) 昭37検務実務家会同執行事務関係1問答

(2) 上告棄却決定

上告棄却の決定については、刑訴法第414条、第386条第1項による場合には異議の申立てができるものと解されているので(注)、異議の申立てがないときは、その申立期間の3日(刑訴法第414条、第386条第2項、第422条)を経過したとき確定する。異議の申立てがなされたときは、その申立てに対する決定が告知された日が確定日となる。

(注) 昭30.3.2刑事4778号刑事局長通達、昭40.3.25刑事(総)229号刑事局長通達

(3) 上告受理申立て事件

上告審としての事件受理の申立て(以下「上告受理の申立て」という。刑訴法第406条、刑訴規則第257条)がなされた場合、最高裁判所は、上告審としてその事件を受理することが相当であると認める場合にのみ、原裁判所から申立理由書等の送付を受けた日から14日以内にその旨を決定することとなっており(刑訴規則第261条第1項)、受

理の決定なくして14日の期間を経過したときは、事件は受理されなかったことになる。また、原裁判所においても、上告受理の申立てが明らかに申立権の消滅後にされたものであるとき、又は申立理由書が刑訴規則第258条の3第1項に規定する期間内に差し出されないときは、その申立てを不適法として、決定で棄却しなければならない(刑訴規則第259条)。

上告受理の申立ては、原判決の確定を遮断する効力がある(刑訴規則第264条本文)。しかし、この場合においても、申立てを棄却する決定があったとき、又は、受理の決定なくして14日の期間を経過したときは、この遮断力は排除され(同条ただし書)、原判決は、別途に通常の上告申立てがなされていない限り確定することとなる。この場合における確定の時点は、次のとおりそれぞれの場合によって異なることとなる。

- ① 原裁判所において、申立てを棄却する決定(刑訴規則第259条)があった事件については、同決定の送達の日を基準とせず、原判決の上訴の提起期間の満了の時を基準とすることになる(注1)ので、同期間を経過したとき。
- ② 最高裁判所において、受理の決定をしないまま、14日の期間を経過した事件については、同裁判所が原裁判所から申立理由書等の送付を受けた日から14日の期間を経過したとき(注2)。

(注1) 城富次「上告受理申立及び上告審への移送」法律実務講座刑事編第11巻2632ページ

(注2) 昭43.10.30刑事(総)766号刑事局長通達

第3 裁判執行の時期

1 原則

裁判は、告知によってその効力を生ずるが、その執行力は、確定によ

り生ずるのを原則とする。すなわち、裁判は原則として確定しなければこれを執行することができない（刑訴法第471条）。それとともに、確定した後はこれを速やかに執行しなければならない。これは、刑の執行が罪を犯した者に対する改善更生を目的としていることから、裁判の行われたときに近接した感銘力の強い時期に執行する必要があることや、確定した裁判も、刑の時効（刑法第31条以下）や恩赦（恩赦法（昭和22年法律第20号）第3条（大赦）、第5条（特赦）、第8条（刑の執行の免除））により執行できなくなるおそれがあること、さらに、刑の執行指揮書が現実に刑務所に到達する時期は、受刑者の累進処遇や仮釈放などの行刑事務の運用にも影響し、受刑者の利害にも重大な関係をもつものであることから、裁判の確定した後は、速やかに執行を指揮すべきである（注）。

（注） 昭23.9.15検務29718号検務長官通達

2 例外

裁判は、確定後執行するのが原則であるが、法に特別の定めのある場合には確定前においても執行することができ、また、確定後であっても直ちに執行することができない場合もある（刑訴法第471条）。

(1) 裁判の確定前に執行することができる場合

裁判の確定前に執行することができる場合としては、次のようなものがある。

① 決定・命令

抗告は、即時抗告等特別の定めのある場合のほかは、特に裁判の執行を停止する決定のない限り執行を停止する効力がないので、原裁判は、その告知により執行力を生じ、終局裁判を待たないで直ちに執行することができる（刑訴法第424条、第428条第3項、第433条、第434条）。

特別の定めのある場合としては、即時抗告に準じる異議の申立て（刑訴法第428条第3項、第425条）や裁判官のした裁判（命令）のうち過料又は費用賠償の裁判（刑訴法第429条第1項第4号、第5号、第4項、第5項）に対する準抗告の申立てがある。このような異議及び一部の準抗告については、その提起期間が経過するまで、あるいはそれが提起されたときは、その取下げがあるか、（準）抗告審の裁判があるまでは、執行することができない。

② 仮納付の裁判

罰金、科料又は追徴についての仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる（刑訴法第348条第3項）。

なお、交通事件即決裁判手続法（昭和29年法律第113号）による罰金又は科料の仮納付の裁判も、正式裁判の請求がない限り、確定を待たず直ちに執行することができる（交通事件即決裁判手続法第15条第2項）。

(2) 裁判が確定しても直ちに執行することができない場合

裁判が確定しても直ちに執行することができない場合としては、例えば次のようなものがある。

① 死刑の執行

死刑の執行は、法務大臣の執行命令を要するので、確定後も直ちに執行できない（刑訴法第475条第1項）。

② 自由刑の必要的執行停止

自由刑の言渡しを受けた者であっても、心神喪失の状態にあるときは、その状態が回復するまで執行を停止する（刑訴法第480条）。

③ 訴訟費用の負担を命ずる裁判

訴訟費用の負担を命ずる裁判について、その執行の免除の申立ての期間内及び免除の申立てがなされたときは、その申立てについて

の裁判が確定するまで執行が停止される（刑訴法第483条、第500条）。

④ 保釈許可決定

保釈を許す決定は、保証金の納付があった後でなければ執行することができない（刑訴法第94条第1項）。

第4 裁判の執行指揮

1 検察官による執行指揮

裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が、これを指揮するのが原則である（刑訴法第472条第1項本文）。

しかし、上訴の裁判又は上訴の取下げにより下級の裁判所の裁判（原裁判）が確定して、これを執行する場合には、訴訟記録が上訴裁判所にあるのが通例であるから、上訴裁判所に対応する検察庁の検察官が指揮することとなる（刑訴法第472条第2項本文）。もっとも、訴訟記録が上訴裁判所に送付される前、すなわち、下級の裁判所にあるうちに上訴の取下げがなされた場合には、下級の裁判所に対応する検察庁の検察官が指揮することとなる（刑訴法第472条第2項ただし書）（注1）。

また、刑の執行猶予の言渡しの取消しに基づく刑の執行に当たっては、執行猶予を言い渡した裁判所に対応する検察庁の検察官ではなく、取消決定をした裁判所に対応する検察庁の検察官が執行指揮をしている（注2、3）。

（注1） 訴訟記録は、最終的には第一審裁判所に対応する検察庁において保管されている（刑訴規則第304条）が、刑訴法第472条第2項ただし書の規定は、そのような場合までも予定したものではないと考える。

（注2） 明43.3民刑甲23号民刑局長回答、昭32検務実務家会同執行事務関係10問答

（注3） この取扱いについては、刑訴法第472条の解釈に関し、理論上なお問題があるとの考え方もある（条解刑事訴訟法第三版増補版990ページ参照）。

2 執行指揮の性質

検察官による裁判の執行指揮は、裁判を認証してその執行を執行実施機関（検察事務官、司法警察職員、刑事施設職員（注1）等）に指示するものであり、執行指揮機関である検察官としては、執行実施機関による執行がその指示どおり行われているかを監督しなければならないのであって、その性質上、検察官の権限とされている裁判の執行及び監督（検察庁法（昭和22年法律第61号）第4条）の範囲に属するものと考えられる。

このように、検察官が裁判の執行を指揮すべきであるとする原則（検察官執行指揮の原則）が採られているのは、裁判の執行がその性質上行政部の任務に親しむことに基づく立法政策的帰結であり、裁判と執行との性質上の違いや検察官と執行実施機関との関係から一般に合理性が認められることなどによるものとされている（注2）。

一方で、この原則には、次のような例外がある。すなわち、裁判所又は裁判官が指揮する場合はそれである（刑訴法第472条第1項ただし書）。

① 特別の規定がある場合

急速を要する勾引状及び勾留状の執行は、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官が指揮する（刑訴法第70条第1項ただし書）。

差押状、記録命令付差押状又は搜索状について、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長が裁判所書記官又は司法警察職員にその執行を命ずる（刑訴法第108条第1項ただし書）。

法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）による制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行し（同法第7条第1項）、

また、同法による収容状は、裁判官の指揮によって執行する（同条第2項）。

② その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合

裁判所が押収した押収物の還付又は仮還付、売却及び保管、裁判所が受納した保釈金（現金又は有価証券）の没取又は還付等の裁判は、裁判所又は裁判官の指揮により、裁判所職員が執行すべきものとされている。しかし、保証書をもって保証金に代えることを許可した場合に、没取の裁判があれば、刑訴法第490条第1項により、検察官の命令によってその裁判を執行することとなる。

なお、執行指揮権を有する検察官は、裁判の実質的内容を判断し、その裁判を無効なものとして執行しないという裁量権までも有しているものではない。したがって、検察官としては、たとえ違法な判決があったとしても、それが再審や非常上告など法律上適法な救済手続によつて是正されることのないまま確定した以上は、法律上又は事実上執行不能である場合や当然無効である場合を除いて、執行指揮することとなる（注3）。

法律上執行不能である場合とは、例えば、刑の時効が完成したとき（刑法第32条）や、少年の被告人に対し誤って労役場留置を言い渡したとき（少年法（昭和23年法律第168号）第54条）などがあり、事実上執行不能である場合とは、例えば、通算すべき未決勾留日数が言い渡された刑の刑期以上となる時などが考えられる。

当然無効の判決については、本解説総論、第2章、第6、2（44ページ）参照。

（注1） 刑事施設職員とは、刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう（刑訴法第65条第3項）。

（注2） 大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第10巻318ページ

（注3） 福岡高決昭28.11.7高刑集6・10・1378では、未決勾留日数が、他の自由刑の執行と重複する場合や、本刑たる自由刑に算入されて既にその刑の執行を受け終わったものとみなされた他の未決勾留と重複する場合において、「判決において本刑に算入された未決勾留が、当初から客観的に全く存在しない場合には、判決において没取若しくは還付を命ぜられた物件が客観的に不在の場合と同様、たとえその判決が確定しても、無より有を生ぜしめるに由なくその判決の執行は、客体の欠缺によつて事実上絶対的に不能であり、従つて、このような判決が、執行の段階において、執行不能の判決として不問に附せらるべきは当然であるが、他の刑の執行若しくは本刑に算入された他の未決勾留と重複する未決勾留は、客観的に全く存在しない未決勾留とはその趣を異にし、現に勾留状の執行により勾留の事実が顕存するのであり、ただ、そのような未決勾留は、果してこれを本刑に算入し得べきかどうかの法律評価上、前述の理由によつて、本刑に算入すべきでないといわれるのに止まり、これが本刑算入を命ずる判決は、その法律上の評価を誤る点において違法であるに過ぎない。若しこのような判決が執行の段階において、右違法の故に執行不能として不問に附せらるべきものであるとすれば、客観的に存在する未決勾留の本刑算入に関し、たまたま法律の適用を誤まつた判決について、その判決内容の当否が執行機関の審査判断によつて決せられ、確定判決の内容が事実上執行機関の判断によつて任意に変更される結果となり、判決の確定による法的安全は望むべくもなく、その不当なことは多言を要しない。」とした上で、「右違法の判決は、法律に認められた救済方法によつて是正されることなくしてそのまま確定しているので、（中略）これが執行を指揮する検察官としては、その判決の趣旨に従い、判決に示されたとおり未決勾留を本刑に算入して執行の指揮をするのほかない」と判示している。

3 執行指揮の方式

(1) 刑の執行指揮

裁判の執行指揮のうち、刑の執行指揮は、事柄の性質上、特に慎重を期して誤りのないようにするため、書面—執行指揮書（執行事務規程（平成25年法務省刑総訓第2号法務大臣訓令。以下「規程」という。）第10条、第19条）—をもってし、これに、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添付することになっている（刑訴法第473条本文）（注）。

（注） 天災事変等によって裁判書等が滅失した場合には、犯行・刑の種類及び範囲を明確にするに足るその他の証明書類を添付して、刑の執行指揮をすることができる（最（大）決昭26.7.18刑集5・8・1476、昭20.6.29刑事9743号刑事局長通達）。

（2）刑以外の裁判の執行指揮

刑以外の裁判の執行指揮は、裁判書の原本・謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる（刑訴法第473条ただし書）。この認印のことを実務上「指揮印」と言っている。勾引状・勾留状等の執行指揮がこの方式によって行われ、実務上、原本の右上部に認印して、その執行を指揮する（事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号法務大臣訓令）第24条第1項、第94条、第95条）。もちろん、別に執行指揮書を作成する必要はない。逮捕状は、許可状的性格を有するために、執行（指揮）という観念はない。

なお、その性質上執行を要しない裁判がある。例えば、勾留期間延長の裁判（刑訴規則第153条）がそれである（注1）。また、勾留請求却下の裁判の執行停止決定についても同様とされている（注2）。

（注1） 勾留期間延長の裁判の内容が記載された勾留状に検察官が押印するのは、その勾留状の交付を受けたことを明らかにするためのものであって、執行指揮印ではない（富永康雄「研修講座・事件事務」研修616号120～121ページ）。

（注2） 昭33検務実務家会同執行事務関係7問答

4 裁判書の原本、謄本又は抄本等の送付

裁判の執行指揮者が原則として検察官であることから、検察官の執行指揮を要する裁判があったときは、刑訴規則の定めるところにより、その裁判をした裁判所又は裁判官は、勾引状・勾留状・差押状・記録命令付差押状・捜索状等については、それらの原本を（刑訴規則第72条、第95条）、そのほかの場合には、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を（刑訴規則第36条第1項本文）、検察官に送付しなければならない。

判決書又は判決を記載した調書の抄本は、裁判の執行をすべき場合において急速を要するときは、被告人の氏名・年齢・職業・住居及び本籍・罪名・主文・適用した罰条・宣告をした年月日・裁判所並びに裁判官の氏名を記載し、判決をした裁判官が、その記載が相違ないことを証明する旨を付記して認印したもので足りることになっている（刑訴規則第57条）。しかし、懲役又は禁錮の刑の執行指揮に必要なものであるときは、速やかに、その判決書又は判決を記載した調書の抄本で、罪となるべき事実を記載したものを、検察官に追送しなければならない（刑訴規則第36条第2項）。

5 執行実施機関

検察官等による執行指揮に基づき、裁判の執行を実施する機関（執行実施機関）は、検察事務官・司法警察職員・刑事施設職員・執行官・裁判所書記官・その他の裁判所職員等であり、執行の対象となる裁判の内容によって執行実施機関は異なる。死刑及び自由刑の執行に当たるのは刑事施設職員である。

第2章 刑の執行

第1 執行の対象となる刑及び関係法規

執行の対象となる刑は、死刑、自由刑及び財産刑に大別し、更にこれを主刑（死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料）及び附加刑（没収）に区分することができる。

ところで、刑の執行については、関係法規の定めるところであるが、このうち、死刑及び自由刑については、刑法（少年法）、刑訴法及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）の規定するところである。すなわち刑法は執行の場所及び概括的な方法を、刑訴法は執行の手続（指揮）に関するものを、また、刑事収容施設法は執行の具体的方法等に関するものをそれぞれ規定している（注）。

このほか、部内規定として、執行事務規程（死刑・自由刑）、徴収事務規程（没収を除く財産刑）及び証拠品事務規程（没収）があり、さらに、細部の運用等について数多くの先例（判例・通達等）がある。

（注） このほか、少年法には、少年に対する執行の特則が規定されている。

第2 執行の順序及び制限

1 刑の軽重と執行の順序

刑にはその軽重があり、その基準は刑法第10条の定めるところである。そして、このような軽重のある二以上の主刑は、罰金及び科料を除き、重いものから執行するのが原則である（刑訴法第474条本文）。もっとも、罰金又は科料を完納しない者に対して労役場留置を執行する場合には、刑訴法第505条の規定により、刑訴法第474条の準用がある（注）。

なお、後記のように、死刑と他の刑との間には執行順序の観念を入れ余地はなく、また、無期刑と他の刑（他の刑と併合罪の関係にある無

期刑が有期刑に変更された場合を含む。）との間においても同様に解すべきであろう。

（注） 規程第40条、昭34.3.16刑事3519号刑事局長、矯正局長通達

2 併合罪の数個の刑の執行

併合罪につき、2個以上の刑が言い渡された場合には、これを「併せて」執行（併執行）する（刑法第51条本文）。「併せて」というのは、言い換えれば、順次に執行するということである。しかし、この併執行を無制限に許すときは、その併合罪を同時に審判したとすれば、法律上科することができなかったような刑まで執行することとなる場合が生ずるから、刑法は、少なくとも科刑の限度に執行をとどめることとしている。

すなわち

- ① 死刑を執行するときは、没収以外の他の刑を執行しない（刑法第51条第1項ただし書）。なお、このことは他の刑が死刑と併合罪の関係になくとも同様である（注1）。
- ② 無期の懲役又は禁錮を執行するときは、罰金・科料・没収以外の他の刑を執行しない（刑法第51条第1項ただし書）。その無期刑が恩赦（減刑）によって有期刑に変更された場合も同様である（注2）。
- ③ 有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪につき定めた刑（注3）の長期にその半数を加えたものを限度とする（刑法第51条第2項）。なお、有期刑の執行は、通じて30年を超えることはできない（刑法第14条第2項）（注4）。

ところで、以上の制限は、検察官の刑の執行指揮に対して加えられるもので、このような意味において、これらの制限規定は、未決勾留日数の算入に関する規定（刑法第21条）と同様に、刑の執行に関する規定であるといえることができる。

(注1) 規程第32条第1項

(注2) 規程第16条第2号ただし書。一旦執行を取りやめた刑については、将来取りやめる原因となった無期刑が恩赦により有期刑に減刑されたとしても、取りやめられた刑が再び執行されることはない。

(注3) 必ずしも法定刑のみを指すのではなく、法律上の加重減軽（正確に言えば再犯加重と法律上の減軽）が行われている場合には、それを標準とすべきものと解する（明41.11.7法曹会第三科決議）。

なお、併合罪の同時審判に関する取扱いにつき、団藤重光「刑法綱要（総論・第三版）」453ページは、次のようにいう。

第72条によれば、加減順序として、再犯加重と法律上減軽について併合罪加重をすることになっている。この点から考えると、併合罪について右のような取扱をするばあいに標準となる刑は、法定刑に再犯加重と法律上減軽を加えたものだといわなければならない。再犯加重や法律上減軽の原由のないときも、親念的にはその思考上の操作を前提とする。したがって選択刑のあるばあいは、まず適用すべき刑の種類を選択した上で、右の例によることになるのである（刑法第69条参照）。

(注4) 昭24.12.20検務37239号検務局長通達

第3 死刑及び自由刑の執行

1 執行の場所

(1) 死刑及び自由刑については、後述のように執行の場所が特定され、刑事施設において行われる。

刑事施設（注）は、①懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、②刑事法の規定により逮捕された者であって留置されるもの、③刑事法の規定により勾留される者、④死刑の言渡しを受けて拘置される者、⑤法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされている者及び収容することができることとされている者を収容し、これらの

者に対し必要な処遇を行う施設であり、留置施設は、①警察法（昭和29年法律第162号）及び刑事法の規定により、都道府県警察の警察官が逮捕する者又は受け取る逮捕された者であって留置されるもの、②①に掲げる者で、刑事収容施設法第15条第1項の規定の適用を受けて刑事法の規定により勾留されるもの、③法令の規定により留置施設に留置することができることとされている者を留置し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設である（刑事収容施設法第3条、第14条）。

(注) 個々の刑事施設は、刑務所、少年刑務所又は拘留所と呼ばれる（法務省設置法（平成11年法律第93号）第8条、第9条）。

なお、刑事施設は、このほかに医療刑務所を含み、少年院、婦人補導院を含まない。

(2) 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（以下「受刑者」という。）であって併せて逮捕状又は勾留状等により拘禁される者としての地位を有するもの以外の者（単に受刑者の地位のみを有する者）は、刑事施設に収容することとなり、留置施設に留置することはできない（刑事収容施設法第15条第1項第1号）。したがって、逮捕等されていない受刑者を余罪の取調べ等のために留置施設に移送することはできないので留意する必要がある（注1）。そこで、受刑者を余罪捜査のため刑事施設から留置施設に移送するためには、刑事施設で逮捕状や勾留状等を執行し、受刑者であって逮捕等により拘禁されている者としての地位を有するものとする必要がある。

なお、罰金又は科料を完納することができない者の労役場留置の執行場所は、刑事施設に附置された労役場に限られることから（刑法第18条第1項、第2項、刑事収容施設法第287条第1項）、留置施設ではいかなる場合においても労役場留置の執行をすることができないので留意が必要である。

(3) 留置施設においては、単に受刑者としての地位を有する者を留置することができないので、勾留中の被告人が留置施設に留置されている場合において、実刑の裁判が言い渡されたときは、速やかに刑事施設の担当者と協議して刑事施設に移送した上、確定後、刑事施設の長に対し自由刑の執行指揮を行う必要がある(注2)。

一方、例えば併合罪の関係にない甲罪と乙罪のそれぞれにつき勾留状が発付されて留置施設に勾留中の被告人に対し、甲罪について実刑判決が言い渡されて確定し、甲罪の刑の執行指揮をする場合には、乙罪に係る被告人としての勾留が継続している限り、受刑者の地位とともに被告人の地位も有することになるので、この場合には、留置施設の留置業務管理者に対し、確定した甲罪の刑の執行を指揮することができる。

(4) 受刑者であって併せて勾留状により留置施設に勾留中の者について、勾留事実につき不起訴とする場合には、特に留意が必要となる。この場合に、留置施設に対し勾留事実につき釈放指揮をしてしまうと、その者は受刑者のみの地位となり、そのまま留置施設に留置することができないので、勾留期間中に刑事施設に移送指揮書(裁判官の同意が必要なことは当然である。)により移送した上、刑事施設において勾留事実につき釈放指揮することとなる。ただし、事前に刑事施設に移送する時間的余裕がない場合には、刑訴法第485条の規定による収容状を発付して、司法警察職員に対し、刑事施設への収容を指揮する方法も考えざるを得ないであろう。いずれにしても、刑事施設及び留置施設の職員と十分連絡・調整をとる必要がある。

(注1, 2) 平19.5.25刑総756号刑事局長通達

2 執行の方法

(1) 死刑

① 死刑は、刑事施設内の刑場において絞首して執行する(刑法第11条第1項、刑事収容施設法第178条第1項)。絞首は、絞架の踏板上において首に絞縄を巻き付けた上、踏板を開落させる方法による。すなわち、明治6年太政官布告第65号(注1)によれば、「先ツ両手ヲ背ニ縛シ紙ニテ面ヲ掩ヒ引テ絞架ニ登セ踏板上ニ立シメ次ニ両足ヲ縛シ次ニ絞縄ヲ首領ニ施シ其咽喉ニ当ラシメ繩ヲ穿ツトコロノ鉄鑿ヲ頂後ニ及ホシ之ヲ緊縮ス次ニ機車ノ柄ヲ挽ケハ踏板忽チ開落シテ囚身地ヲ離ル凡一尺空ニ懸ル凡二分時死相ヲ驗シテ解下ス」るのである。もともと、この解縄は、現行では、絞首された者の死亡を確認してから5分を経過した後に絞縄を解くものとしてされている(刑事収容施設法第179条)。

② 死刑の執行は非公開であって、それはまた現代諸国における法制の一般であるとする。したがって、この建前は職務に関係のない者を厳格に排除する。職務上執行に立ち会わなければならない検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者のほかは、検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ刑場に入ることはできない(刑訴法第477条第2項)。

③ 死刑は、他の刑と異なり法務大臣の命令によって執行することとされ(刑訴法第475条第1項)、法務大臣が執行を命じたときは、5日(注2)以内にその執行をしなければならない(刑訴法第476条)。なお、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日には、死刑を執行しないことになっている(刑事収容施設法第178条第2項)。

④ 死刑の言渡しを受け、その裁判が確定した者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する(刑法第11条第2項)。刑事収容施設法に

において、死刑確定者に関する処遇について規定されており、これに従い処遇が行われる。この拘置は未決勾留でも刑の執行でもない独特の拘禁である。しかし、再審等により無罪の裁判を受けた場合における刑事補償の関係では、刑の執行を受けた場合と同様に取り扱われる(刑事補償法(昭和25年法律第1号)第1条第2項、第4条第1項)。ただし、死刑が恩赦により自由刑に減輕された場合であっても、拘置の期間はその減輕された刑には通算されないことになっている(注3)。

(注1) この布告は、現在法律と同じ効力をもっている(最(大)判昭36.7.19刑集15・7・1106)。

(注2) 5日の期間の計算については、刑訴法第56条の適用がある。

(注3) 大13.2行甲150号行刑局長通達

(2) 自由刑

ここに自由刑というのは、いうまでもなく懲役、禁錮及び拘留の主刑をいう(刑法第9条)。

① 懲役

懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる(刑法第12条第2項)。懲役受刑者に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定し(刑事収容施設法第92条)、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとされている(刑事収容施設法第94条第1項)。作業の実施による収入は国庫に帰属し、作業を実施した者には、原則として釈放の際に、作業報奨金が支給される(刑事収容施設法第97条、第98条第1項)(注)。

(注) 作業報奨金は、作業を行った受刑者に対しては必ず支給されるものであり、その額の算出に当たっては、被収容者の一般的な行状は考慮せず、作業の成績

その他就業に関する事項のみを考慮することとされている。受刑者は、収容の開始から釈放までの各時点において、報奨金計算額という観念的な数額(計算上の金額)を有しており、作業報奨金は、受刑者の釈放の時点における報奨金計算額と同額の金額で確定することにより、初めて受刑者の具体的な権利(作業報奨金支払請求権)として発生する法的性質を有するものである(刑事収容施設法第98条第1項、第2項。林眞琴ほか「逐条解説刑事収容施設法〔改訂版〕」482~484ページ)。

② 禁錮

禁錮は、刑事施設に拘置する(刑法第13条第2項)。禁錮受刑者については、禁錮刑の名譽拘禁的性質に鑑み、懲役のように刑法上作業を行う義務を課されないが、作業を行いたい旨の申出があるときはこれが許される(刑事収容施設法第93条)(注)。

(注) 勤労は、通常の社会生活において中核的な地位を占めるものであるから、刑法上作業を行う義務がないことをもって、その就労の機会を完全に閉ざすことは妥当ではない。加えて、行刑法的観点から見た場合、一般的に、受刑者の改善更生を図る上で作業がもたらす効果は大きく、殊に、作業義務のない禁錮受刑者及び拘留受刑者が自ら進んでこれに就こうとするとき、その意義は一層大きいと言える。このような観点からすると、禁錮受刑者等の希望により作業を行うことまで刑法が禁じているものとは考えられず、それを禁錮受刑者等に対する矯正処遇として位置付けることについて、行刑法に委ねられた事項であると考えられる(前掲「逐条解説刑事収容施設法〔改訂版〕」458、459ページ)。

③ 拘留

拘留は、刑事施設に拘置する(刑法第16条)。禁錮と同様に、刑法上作業を行う義務を課されないが、作業を行いたい旨の申出があればこれが許される。

④ 受刑者の拘禁の方法等

受刑者の拘禁方法等については、刑事収容施設法及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）において定められている。

拘禁には、単独室と共同室が併用されているが、処遇上共同室に収容することが適当と認める場合を除き、できる限り単独室において行うこととされている（刑事収容施設法第37条）。

第4 未決勾留日数の本刑通算

1 未決勾留日数本刑通算の意義

未決勾留は、刑とはその本質を異にする。しかしながら、未決勾留が、被告人の自由を剥奪し、苦痛を与える点において自由刑の執行に類似しているので、公平の観点から、一定の場合にその日数を本刑に通算できることとしている。また、その性質も、刑の内容（刑期・金額）を変更するものではなく、通算日数を刑の執行を受け終わったものとみなすこととされている。よって、本刑全部にこれを算入した場合には、裁判確定と同時に刑の執行を終わったことになるのである（注1）。したがって、未決勾留日数の算入は、刑の内容に関する規定ではなく、刑の執行に関する規定である（注2）。

未決勾留日数本刑通算の制度は、裁判所の裁量（注3）によって行ういわゆる裁定算入（刑法第21条）と、法律をもって当然通算されるいわゆる法定通算（刑訴法第495条）とに分かれる。そして、法律の規定では、前者の場合は「算入」、後者の場合は「通算」の語が用いられていることから、実務でも使い分けられているが、本刑に通算される限りにおいて両者に特段の差異はない。

未決勾留日数の通算については、実務上いろいろ問題のあるところであり、これには幾多の先例があるが、刑の執行指揮をする際、極めて重

要な事柄であるので、具体的な通算の方法については、本解説総論、第2章、第4、4（30ページ）以下で述べることとする。

（注1） 大判昭11.11.20大刑集15・1497

（注2） 大判明44.2.27刑録17輯上188、大判大3.3.5刑録20輯上254

（注3） 最（3小）判昭26.2.27刑集5・4・475

2 対象となる未決勾留日数

算入又は通算の対象となる勾留日数は、勾留された日数、すなわち、勾留状に指定された刑事施設に実際に拘禁された日数（勾留された日から判決確定の前日までの間に実際に拘禁された日数）であり（注1）、起訴前のそれを含む（注2）。逮捕されていた日数は含まれないが、鑑定留置中の日数及び少年鑑別所に収容中の日数は、それぞれ未決勾留の日数とみなされ（刑訴法第167条第6項、少年法第53条）、通算の対象となる。

このように、通算の対象となる勾留日数は、実際に拘禁された日数でなければならないから、拘禁されない日数がその対象にならないことはもちろんである。したがって、保釈、勾留執行停止、逃走等により拘禁が中断したような場合には、その拘禁されなかった日数は、その対象から除かれる。

勾留日数の算定に当たっては、勾留期間（刑訴法第60条第2項）の計算に関する原則（刑訴法第55条）がそのまま適用されることとなるが、そのほか時効に関する規定（刑訴法第55条）の準用があるものと解されている（注3）。

このような建前から、勾留の初日は、時間を論じないで1日として計算し、また、末日が休日に当たるときも期間に通算する。保釈又は勾留執行停止によって釈放した日は、拘禁された日として算入の対象となる。逃走した日も同様である。これと同じように、一度釈放した被告人等が

再度収容された場合には、その日は全て算入の対象となる。しかし、釈放の日と収容の日が同日の場合は、現実の勾留日数1日を2日と計算することは事実上反し、かつ、公平の観念に反するものであるから釈放の日は勾留日数に算入しない(注4)。

なお、勾留日数ではないが、刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合、その手続のため留置された日数も刑期に算入される(更生保護法(平成19年法律第88号)第80条第6項)。

(注1) 昭32.2.14矯正甲100号矯正局長通達

(注2) なお、不起訴となった事実について発せられた勾留状による未決勾留は、たとえそれが実質上起訴された事実の捜査に利用される結果を生じたとしても、起訴された事実の本刑に算入できない。

最(3小)決昭50.7.4裁判集197・1、最(1小)決昭51.3.19裁判集199・745(以上、いずれも不起訴となった罪と起訴された罪とは併合罪の関係にあるもの)、昭53.12.13刑総821号刑事局長通達

また、不起訴となった住居侵入(窃盗目的による侵入)の罪についての未決勾留日数は、住居侵入の罪と法律上1罪の関係にある常習累犯窃盗の罪の本刑に算入できる。

最(3小)判昭55.12.23刑集34・7・767

(注3) 井上文夫「被告人の召喚・勾引及び勾留」法律実務講座刑事編第2巻224ページ

(注4) 昭30.2.23矯正甲163号矯正局長通達

3 通算(算入)される本刑

(1) 対象となる宣告刑

通算(算入)を受ける本刑は宣告刑をいい、刑のうち、死刑及び没収は除かれる。これらの刑は、その性質上、勾留日数を通算するという観念に沿わないからである。無期の自由刑については、従来、無期

刑である限り通算の方法がないものとされ、ただ恩赦によって有期刑に変更された場合には、法定通算(通算される勾留日数があるとき)を受けるものとされていた(注1)が、最高裁判所は、無期の自由刑に対しても勾留日数を裁定通算する旨の判決を言い渡している(注2)。その趣旨は前記と同様に、その無期刑が後に恩赦によって有期刑に変更された場合に通算すべきことを明らかにしたものと解される。

罰金又は科料についても、古くから通算を受けることとされている(刑訴法第495条第3項)(注3)。執行を猶予された刑についても同様である。これは執行猶予の言渡しが取り消されたときに実益がある(注4)。

(注1) 昭11.10刑事13258号刑事局長通達

(注2) 最(大)判昭30.6.1刑集9・7・1103

(注3) 大2.4.12法曹会第三科決議

(注4) 大判昭11.2.6大刑集15・72

(2) 勾留事実と非勾留事実が併合審理された場合

未決勾留日数が算入又は通算される本刑は、原則として、勾留の基礎となった罪について言い渡された刑である。同一被告人について、併合罪の関係にある勾留事実と非勾留事実が併合審理され、一つの有罪判決を言い渡す場合には、その言渡し刑に未決勾留日数を算入又は通算することになる。

また、併合罪の関係にある勾留事実と非勾留事実が併合審理されている場合において、勾留事実について無罪又は免訴の言渡しがなされ、非勾留事実について有罪の判決が言い渡されたときには、非勾留事実に係る本刑に勾留事実について生じた未決勾留日数を算入できないとするのが従来の判例であったが(注1)、その後、最高裁判所におい

て、裁判所が同一被告人に対する数個の公訴事実を併合して審理する場合には、無罪とした勾留事実について生じた未決勾留日数を、他の有罪とした併合罪の関係にある非勾留事実の本刑に通算することができる旨判示し、従来の判例が変更された（注2）。

さらに、最高裁判所は、勾留事実（法定刑は懲役刑）に係る罪と非勾留事実（法定刑は罰金刑）に係る罪が併合罪関係にある数罪について、懲役刑と罰金刑という「2個の主刑」を言い渡す場合であっても、「1個の主文」により言い渡すときは、全体として刑法第21条にいう「本刑」に該当すると評価し、未決勾留日数を勾留事実に係る懲役刑にでも非勾留事実に係る罰金刑にでも、裁判所の自由裁量により算入することができることを明らかにした（注3）。

他方、勾留事実と非勾留事実が併合審理された場合であっても、それらの事実の間に確定判決が存在するため、「主文が2個」以上言い渡される場合については、原則どおり、まず勾留事実に係る刑を本刑としてこれに算入すべきであり、その刑の刑期を未決勾留日数が超過する場合など特段の事情がない限り、非勾留事実に係る刑に未決勾留日数を算入することは許されないものとされている（注4）。

（注1） 大判大9: 3. 18刑録26輯195

（注2） 最（3小）判昭30. 12. 26刑集9・14・2996

この判決では、「検察官が同一被告人に対し数個の被疑事実につき公訴を提起した場合、それが1個の起訴によると、またはいわゆる追起訴によると、さらにまた各別個の起訴によるとを問わず、そのうち一つの公訴事実についてすでに正当に勾留が認められているときは、検察官は他の公訴事実について勾留の要件を具備していることを認めても、それについてさらに勾留の請求をしないことがあるのは、すでに存する勾留によつて拘束の目的は達せられているからであつて、このような場合、数個の公訴事実について併合審理

をするかぎり、一つの公訴事実による適法な勾留の効果が、被告人の身柄につき他の公訴事実についても及ぶことは当然であるから裁判所が同一被告人に対する数個の公訴事実を併合して審理する場合には、無罪とした公訴事実による適法な勾留日数は他の有罪とした公訴事実の勾留日数として計算できるものと解するを相当とする。」とした上で、「所論引用の大審院判例は前本の趣旨に反する限り変更すべきものである」旨判示した。

（注3） 最（2小）決平18. 8. 30刑集60・6・457

（決定要旨）刑法は、併合罪関係にある数罪を併合審理して刑を言い渡す場合、その数罪を包括的に評価して、それに対し1個の主文による刑を言い渡すべきものとしているから、その刑が刑法第21条にいう「本刑」に該当すると解すべきであり、この理は、その刑が懲役刑と罰金刑を併科するものであるときでも異なるところではないというべきであり、勾留事実に係る罪を含む併合罪関係にある数罪についての刑に未決勾留日数を算入する限り、刑法第21条にいう「本刑」に算入したこととなるのであつて、勾留されていない事実由来する罰金刑に対し、これと併合罪として処断された他の事実に係る未決勾留日数を算入したとしても、何ら違法はない。

最（3小）決平18. 8. 31刑集60・6・489

（決定要旨）刑法第21条は、裁判所が未決勾留日数の全部又は一部を刑に算入するのが相当であると認める場合に、勾留事実に係る罪に対する刑に算入するのを原則とし、この原則によるのが相当でないと認められる特段の合理的理由があるときには、非勾留事実に係る罪に対する刑に算入することも許す趣旨と解するのが相当である。そして、刑法は、併合罪関係にある数罪を併合審理して刑を言い渡す場合、その数罪を包括的に評価して、それに対し1個の主文による刑を言い渡すべきものとしているから、勾留事実に係る罪を含む併合罪関係にある数罪についての刑に未決勾留日数を算入する限り、上記原則に従つたものであり、この理は、本件のように懲役刑に罰金刑を併

科するものであるときでも異なるものではないというべきであり、本件は、認定された各罪が併合関係にある事案であるから、勾留されていない事実に係る罰金刑に、併合審理された他の事実に係る未決勾留日数を算入したとしても、何ら違法ではない。

(注4) 最(1小)判昭39.1.23刑集18・1・15(本解説総論、第2章、第4、4、(4)、(注4)(33ページ)参照)、東京高判平13.8.23判時1778・161

4 裁定算入

裁定算入は、裁判所が当該被告事件の審理経過の状況を勘案し、その裁量により判決の主文で刑とともに言い渡すものである(刑法第21条)。

(1) 対象となる未決勾留日数

裁定算入の対象となる未決勾留日数は、第一審においては、勾留状の執行の日から判決言渡しの日の前日までの間に実際に拘禁された日数である(注1、2)。上訴審においては、上訴申立ての日から上訴審判決言渡しの日の前日までの間に実際に拘禁された日となる。控訴審については、検察官以外の者が控訴の申立てをした場合で、かつ、控訴が棄却されたときに限り、控訴申立ての日から控訴審判決の言渡しの日の前日までの未決勾留日数が対象となる(注3)。また、上告裁判所が被告人の上告を棄却する場合にも、上告審における未決勾留日数を本刑に算入することができる(注4)。

起訴の際に、いわゆる勾留状の差し替えが行われた場合には、前の勾留事実と新たな勾留事実との間に同一性がある限り、差し替え前の勾留日数も算入する(注5)。

勾留の初日(勾留状指定の刑事施設に収容した日)、保釈許可決定等により釈放した日、保釈取消し決定等により収容した日は、時間を論ぜず勾留日数1日として計算する(注6)。

保釈中の被告人に対し、第一審において実刑判決の言渡しがあり、

即時に刑事施設に収容され、即日被告人が控訴の申立てを行うとともに保釈請求を行い、その日のうちに保釈許可決定がなされて釈放された場合には、この判決言渡しの日勾留は、控訴審における裁定算入の対象となる(注7)。

(注1) 最(1小)判昭43.7.11刑集22・7・646

逮捕に引続いて勾留の請求がなされ、その請求の日の翌日以降に勾留状が発せられその執行がなされた場合においても、右刑法21条による算入の対象となるべき未決勾留の日数は、右勾留状の執行がなされた日からこれを起算すべきものと解するのを相当とする。

(注2) 東京高判昭40.6.22高刑集18・3・221

判決宣告後の勾留は、その当日をも含めて、すべて「上訴の提起期間中の未決勾留の日数」ということになり、判決確定後その執行にあたり、法定通算をされることとなるものと解せられるから、判決宣告後も勾留が続けられた本件の場合においては、判決宣告日は裁定通算の対象とはならないものというべきである。

(注3) 検察官が控訴した場合、又は検察官以外の者が控訴した場合であっても、控訴審で原判決が破棄されたときは、控訴審における未決勾留日数は、後述の法定通算の対象となる(刑訴法第495条第2項)。

(注4) 最(1小)判昭32.3.28刑集11・3・1306

(注5) 昭34.1.27矯正甲64号矯正局長通達

(注6) 昭31.8.27法曹会刑事法調査委員会決議

(注7) 最(2小)判昭54.7.13刑集33・5・405

(2) 実勾留日数を超えた未決勾留日数の算入

実勾留日数を超えた未決勾留日数を算入する旨の判決言渡しはなされ、その裁判が確定したときは、実勾留日数を算入し、超過日数については、執行不能の裁判として不問に付す(注)。

(注) 昭33.11.29刑事20085号刑事局長通達

(3) 刑の執行等と重複する未決勾留日数の算入

未決勾留が他刑の執行、労役場留置の執行又は既に他の事件の本刑に算入された未決勾留と重複している場合には、その間の日数は裁定算入の対象とすることができない。しかしながら、そのような重複する未決勾留について本刑算入の判決があり、当該判決が確定した以上は、判決どおり執行する(注1, 2)。

(注1) 自由刑の執行との重複……昭24.9.12検務26595号検務局長通達

労役場留置の執行との重複……昭37.7.12刑事(総)589号刑事局長通達

未決勾留の重複……昭34.8.24刑事17739号刑事局長通達

(注2) 福岡高決昭28.11.7高刑集6・10・1378(本解説総論, 第1章, 第4, 2,

(注3)(13ページ)参照)

(4) 算入すべき刑が明示されていない未決勾留日数の算入

① 数個の公訴事実が併合審理され、2個の自由刑が言い渡された場合

公訴事実全部について勾留状が発せられているときは、両刑を通じて算入する(注1, 2)。また、判決で未決勾留日数を算入する本刑が明示されておらず、公訴事実の一部についてのみ勾留状が発せられているときは、まず勾留状が発せられている事実につき言い渡された刑に算入し、なお余剰日数があるときは、他の刑に算入する(注3~5)。

② 自由刑と財産刑が併科された場合

未決勾留日数を懲役刑又は罰金刑のいずれに算入するかが明示されておらず、また、罰金刑につき折算の割合が示されていないときは、懲役刑に算入する(注6)。

(注1) 昭34.1.23矯正甲55号矯正局長通達

(注2) 「両刑を通じて算入」とは、第一刑と第二刑を通じて算入することであり、具体的には、第一刑に引き続き執行される第二刑の終期から遡って控除することとなる(昭27.4矯正丙1173号矯正保護局長通達)。

(注3) 昭36.12.14刑事(総)1065号刑事局長通達

(注4) 最(1小)判昭39.1.23刑集18・1・15

2個の刑が言渡された場合の未決勾留日数の裁定通算については、刑法21条の法意に照らし、まず勾留状が発せられた罪に対する刑を本刑として未決勾留日数中通算すべき日数をその刑に算入するものと解するを相当とする。

(注5) 最(3小)判昭30.12.26刑集9・14・2996(本解説総論, 第2章, 第4, 3, (2), (注2)(28ページ)参照)

(注6) 最(2小)決昭26.11.27刑集5・12・2413

5 法定通算

法定通算は、刑訴法第495条に規定する事由がある場合に、第一審判決言渡しの日以降の勾留日数を法律上当然に通算するものであり、判決が確定して本刑が執行されるときには、全部本刑に通算されることとなる。裁定算入と異なり、裁判所に本刑に通算するか否かの裁量権はない。

(1) 上訴の提起期間中の未決勾留日数の通算(刑訴法第495条第1項)

① 上訴提起期間中の未決勾留日数は、上訴申立て後の未決勾留日数を除き、全部これを通算する。

したがって、

1) 上訴を申し立てることなく上訴の提起期間が経過して確定したときは、判決言渡しの日から上訴の提起期間の満了日までの日数(上訴の提起期間の満了日が刑訴法第55条第3項本文に該当する場合を除き15日となる。)

2) 上訴を申し立てたときは、判決言渡しの日から上訴申立ての前日までの日数

3) 上訴申立て後、上訴の提起期間内に上訴を取り下げたときは、判決言渡しの日から上訴申立ての日の前日までの日数と上訴取下げの日から上訴の提起期間の満了日までの日数を合算した日数(上訴を申し立て即日取り下げたときは、その日は通算する。)を通算する(注1)。

② 刑の執行猶予等の裁判の告知により勾留状が失効して釈放された場合における判決言渡しの日は、上訴の提起期間中勾留されたとは認められないので、通算しない(注2)。

③ 刑訴法第385条又は第386条の規定に基づく控訴棄却の決定に対する異議申立期間中の未決勾留日数についても、法定通算の対象となる(注3)。

したがって、

1) 異議申立てがなく、申立期間の経過により確定したときは、被告人に当該決定謄本が送達された日から確定の日の前日までの日数

2) 被告人が異議申立てをしたときは、被告人に当該決定謄本が送達された日から異議申立ての日の前日までの日数

3) 異議申立期間中に異議申立てを取り下げたときは、前記2)の日数と取下げの日から異議申立期間満了の日までの日数を合算した日数

を通算する。

なお、異議申立て後の未決勾留日数は、刑訴法第495条の規定の趣旨に従い、検察官が異議の申立てをしたとき、又は検察官以外の者が異議を申し立てた場合でその申立ての理由があったときは、その全部の日数を通算する(注4)。

(注1) 昭24. 3. 26検務8813号検務局長通達

(注2) 昭25. 3. 20検務7115号検務局長通達

(注3) 控訴棄却の決定は、同決定謄本の送達によってその効力を生じるので、同決定の日から当該決定謄本が送達された日の前日までの未決勾留日数は法定通算の対象とはならない(昭24. 6. 1検務15845号検務局長回答)。

(注4) 昭24. 5. 16検務13296号検務局長通達

(2) 上訴申立て後の未決勾留日数の通算(刑訴法第495条第2項)

① 上訴申立て後の未決勾留日数は、検察官が上訴を申し立てたとき、又は検察官以外の者が上訴を申し立てた場合において原判決が破棄されたときは、その全部の日数を通算する。

上訴申立て後の未決勾留日数は、控訴・上告の場合は、控訴・上告の申立ての日から控訴・上告の裁判の告知の日の前日までの日数である。

② 上訴審において原判決を破棄して刑の執行猶予等の判決の言渡しがあり、刑訴法第345条の規定により勾留状が失効して釈放された場合には、当該判決言渡しの日も上訴申立て後の未決勾留日数として通算するものと解されている(注1)。

③ 検察官及び被告人の上訴申立てが競合する場合には、検察官の上訴申立て後の未決勾留日数は全部通算する(注2)。

④ 刑訴法第415条に規定する判決訂正申立期間の未決勾留日数については、明文の規定はないものの、上告審の未決勾留日数として刑訴法第495条の適用を受けるべきものと解されている。

したがって、

1) 判決訂正申立てがない場合は、上告審の判決が破棄判決であるかどうか、又は当該上告が検察官の申立てによるかどうかにより

2) 判決訂正申立ての結果、判決が訂正されなければ、上告審の判決が破棄判決であるかどうか、又は当該上告が検察官の申立てに

よるかどうかにより

3) 判決訂正申立ての結果、上告審の判決が覆れば、訂正申立期間を含むその全部の上告審の未決勾留日数が、その訂正判決が破棄判決であるかどうか、又は当該上告が検察官の申立てによるかどうかにより

通算するかどうかが決せられる(注3)。

⑤ 被告人及び検察官の双方が控訴の申立てをした事件について、控訴審において専ら検察官主張の論旨に理由ありとして原判決破棄の言渡しがあり、被告人の論旨に対する判断が省略され、明らかに被告人の控訴を棄却したものであることが推測される場合は、刑訴法第495条第2項第1号により、検察官が控訴の申立てをした日以降の未決勾留日数を法定通算することになる(注4)。

(注1) 昭31.6.1矯正甲570号矯正局長通達

(注2) 昭30.5.25矯正甲666号矯正局長回答

(注3) 昭27.8.5刑事25805号刑事局長通達

(注4) 昭45検務実務家会同執行事務関係1問答

(3) 原判決破棄後の未決勾留日数の通算(刑訴法第495条第4項)

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留日数については、上訴中の未決勾留日数に準じて通算する。すなわち、上訴裁判所において原判決を破棄して差戻し又は移送の判決があった場合には、破棄判決の日から差戻し又は移送を受けた裁判所における判決言渡しの日までの拘禁日数を通算する(注)。

(注) 昭26.8.18検務30328号検務局長代理通達

(4) 併合審理された場合の通算

同一被告人に対して数個の公訴事実があり、勾留状がその一部の事実(以下「甲事件」という。)についてのみ発せられており、他の事

実(以下「乙事件」という。)については勾留状が発せられていない場合において、これらの公訴事実が併合審理されたときは、併合審理された期間の未決勾留日数は、勾留状が発せられていない乙事件につき言い渡された刑にも裁定算入することができ(注1)、法定通算についても同様とされている(注2, 3)。2個以上の自由刑が言い渡され、これらの刑が同時に確定したときは、いずれの刑にも法定通算できる未決勾留日数は、これらの刑を通じて通算し(注4)、時を異にして確定したときは、先に確定した刑に通算する。ただし、この場合において、乙事件が法律上勾留することのできないものであるときは、乙事件の罪の刑には通算できない(注5)。

(注1) 最(3小)判昭30.12.26刑集9・14・2996(本解説総論、第2章、第4, 3, (2), (注2)(28ページ)参照)

(注2) 昭32.11.9刑事18773号刑事局長、矯正局長通達

(注3) 昭32.11.9刑事局長総務課長内簡

(注4) 昭34.1.21矯正甲50号矯正局長通達、昭27.4矯正丙1173号矯正保護局長通達

(注5) 甲罪及び乙罪で勾留し、両罪が併合審理され、甲罪につき自由刑の実刑(ただし刑期に満ちるまで裁定通算)、乙罪につき執行猶予付の自由刑がそれぞれ言い渡された後、同執行猶予の取消しがあつて、その取消刑の執行指揮をする場合、甲罪について生じた法定未決勾留日数を乙罪の本刑に通算することの可否について、「乙罪については、刑事訴訟法第345条に規定する裁判の告知により、同一審級に関する限り新たな勾留はできないものであるから、法定通算の対象となるべき勾留日数が存する余地はない。従つて、たとえ甲罪につき上訴提起期間中の未決勾留の日数があつてもこれを乙罪に通算すべきではない」としている(昭40.12.23刑事(総)914号刑事局長通達)。

(5) 自由刑と財産刑とが併科された場合の通算

自由刑と財産刑とが併科され、いずれの刑にも通算することができる未決勾留日数は

- ① これらの刑が同時に確定した場合は、まず、自由刑に通算し、なお余剰日数があるときは、これを財産刑に通算する。自由刑について執行を猶予されたときは、直ちに財産刑に通算し、なお余剰日数があればこれを自由刑に通算する(注1)。
- ② 財産刑が先に確定した場合には、自由刑がこれに通算されるべき未決勾留日数を超過するものであることが予想される限り、財産刑には通算しない(注2)。

なお、この場合、財産刑に処せられた罪が、法律上勾留できないものであるときは、たとえ余剰日数を生じても、これを財産刑に通算することはできない(注3)。

(注1) 大15.6行甲913号刑事局長、行刑局長通達

(注2) 昭32.11.9刑事局長総務課長内筋

(注3) 昭4.9刑事8088号刑事局長、行刑局長通達(昭40.12.23刑事(総)914号刑事局長通達の(参考))

(6) 重複通算

- ① 他の刑の執行又は労役場留置の執行と未決勾留が重複する場合には、重複する期間の未決勾留日数は通算しない(注1～3)。
- ② 既に他の事件の本刑に算入された未決勾留と重複する未決勾留日数は通算しない。

他の事件の刑に裁定算入された未決勾留と重複する未決勾留を更に法定通算する場合、裁定算入の対象となった未決勾留日数が裁定算入日数と重複日数を加えた日数を入れてなお余剰日数があれば、裁定算入された未決勾留と法定通算すべき期間の未決勾留とは重複しないことになるから、法定通算することができる。

これとは逆に、裁定算入された日数と重複日数を加えた日数が裁定算入の対象となった未決勾留日数を超えたときは、超えた日数が重複した日数であるから、法定通算すべき日数からその日数を控除した日数を通算することとなる(注4～6)。

(注1) 昭24.8.16検務23521号検務局長通達

(注2) 昭26.2矯保甲115号矯正保護局長通達

(注3) 最(大)判昭32.12.25刑集11・14・3377

(注4) 昭28.3.14矯保甲274号矯正局長通達

(注5) 最(2小)判昭40.7.9刑集19・5・508

(注6) 福岡高決昭28.11.7高刑集6・10・1378

(7) 裁定算入と法定通算とが競合する場合の通算

法定通算すべき未決勾留について、裁定算入の言渡しがあつたときは、まず、裁定算入した後、法定通算すべき日数を算出(重複しているかどうか、その日数については前記(6)参照)して通算する(注)。

(注) 昭25.2矯保丙2351号矯正保護局長通達

第5 刑期の計算

1 刑期の意義

刑期とは、いうまでもなく刑の期間のことであつて、刑を言い渡した判決の主文において表示され、判決書によって証明される。言い渡された刑期が判決書に記載された刑期と異なるようなことがあつた場合には、その執行は、宣告刑によることとされている。公判廷における裁判の告知は宣告によつて行われ(刑訴法第342条、刑訴規則第34条)、その裁判は宣告と同時に効力を発生するからである(注1)。

刑期の計算とは、その期間について、起算点、すなわち刑の始期を定め、それから一定の計算方法によつて満了点、つまり刑期終了日を求めることである。そして、満期の者は、その刑期終了日の翌日午前中まで

にこれを釈放しなければならない(刑法第24条第2項, 刑事収容施設法第171条第1号)。したがって, これを誤るときは, 不法な釈放又は拘禁ということになるから, 刑期の計算は重要な意義を有するわけである。

前述のとおり, 刑期は刑の期間であるから, その執行としての拘禁があつて初めて消却されるものである。したがって, 拘禁されていない日数は, 刑期に算入されない(刑法第23条第2項)(注2)。しかし, 厳格な意味で刑事施設に拘禁されていない場合でも制度の性質上, 特に刑事施設における拘禁とみなされるものは刑期に算入される(注3)。

(注1) 東京高決昭30.6.10高刑集8・5・664, 大13.2刑事1267号行刑局長, 刑事局長回答, 昭32.9.3矯正丙1937号矯正局長通達

(注2) 例えば①在宅のまま刑の言渡しを受けた者で執行のため収容されるまでの期間, ②刑の執行停止中の期間(ただし, 刑訴法第481条第2項参照), ③逃走中の期間, ④仮釈放の取消しを受けた後収容されるまでの期間(更生保護法第76条第2項)は, いずれも刑期に算入されない。

(注3) 例えば①病院移送中の者は収容者とみなされるから, 病院移送中の期間が刑期に算入されることや, ②護送中の日数が刑期に算入されることがその例である(明42.11監丙1348号監獄局長, 民刑局長回答, 大7.8刑乙4634号法務局長回答(根本眞儀「研修講座・執行事務規程解説(注)」研修135号94ページ))。

2 起算日

刑期は, 裁判確定の日から起算する(刑法第23条第1項)が, これは拘禁されている場合に限られる(刑法第23条第2項)。そこで, 当該事件の勾留中の被告人に対して, 例えば懲役刑に処する判決が確定した場合には, 検察官の執行指揮の有無にかかわらず刑期は裁判確定の日から起算されることになる。

裁判確定後における勾留状の効力等については, 議論のあるところで

あるが, 実務上は, 次のとおり取り扱われている。すなわち, 自由刑の言渡しが確定した場合においても従前その事件について発せられた勾留状は, そのために当然失効するものではなく, 勾留状の有効期間中は, 刑の執行指揮がなくて受刑者の拘禁を継続しても, 理論上は直ちに不法拘禁にならないが, いやしくも, 勾留期間経過後において, 刑の執行指揮がなくて身柄を拘禁するようなことがあれば, 明らかに不法拘禁となるものとし, 刑の執行指揮の迅速化が要請されている(注1)。

このように, 拘禁中(注2)の者については, 裁判確定の日が刑期の起算日となる。

刑期が裁判確定の日から起算されるのは, 前述のとおり拘禁されている場合に限られるから, 拘禁されていない日数は, 裁判確定後であつても刑期に算入されない(刑法第23条第2項)。したがって, 拘禁されていない者については, その刑期の起算日は, 拘禁された日からということになる。そこで, 一般的には, 刑の執行指揮書によって収容された日が起算日である。もっとも, 刑の執行のため収容状が発せられたときは, その執行の日である(注3)。

なお, 受刑の初日は, 時間を論じないで1日として計算する(刑法第24条第1項前段)。例えば, 拘禁中の被告人につき, 上訴取下げにより, その裁判が1日の中途のある時刻に確定した場合には, その日は, 時間的に1日に満たなくても1日として計算するということである。

(注1) 昭23.9.15検務29718号検務長官通達

(注2) 拘禁中であるかどうかということは, 執行されるべき刑に関連して決められる。したがって, 現実には拘禁されていても, それが執行されるべき刑に關係のない事由によるものであるときは, やはり拘禁されていないものとしなければならない。例えば, 甲罪で勾留されている者に対して, 別の乙罪の刑が確定したときは(裁判所を異にして審理されたような場合にそのような

事例が多いであろう。)、その起算日は、裁判確定の日ではなくて、その確定した事件について拘禁された日ということになり、それは原則として検察官がその刑の執行を指揮した日である。なお、最(3小)決昭54.3.26刑集33・2・121(裁判の執行に関する異議申立てに対する決定に対する特別抗告申立て事件)、大阪高決昭46.2.4判時639・110(裁判の執行に関する異議申立てに対する決定に対する即時抗告申立て事件)参照。

(注3) 昭25.8.25矯正保甲1311号矯正保護局長、検務局長通達

3 計算方法

刑期の計算については、期間の計算方法によらなければならない。すなわち、期間が月又は年で定められたときは、暦に従って計算する(刑法第22条)。つまり、月又は年の初日が起算日であるときは、期間の最後の月又は年の末日をもって満期日とし、それ以外の日から起算するときは、期間の最後の月又は年の相当する日の前日をもって満期日とする。相当日がないとき(起算日が月の末日であるような場合)には、その月の末日をもって満期日とする(民法第143条第2項)。

刑期が日をもって定められた場合には、実日数をもって計算することになる。

刑期が月又は年をもって定められた場合と日をもって定められた場合とは、その計算方法が異なる。例えば、減刑の場合における刑期が、月と日にまたがる時は、まず刑期の月を計算してその終期を求め、更に刑期の日数を計算し、なお算入すべき未決勾留日数があるときは、これを遡って控除して刑期終了日を算出することになる(注1)。もっとも、未決勾留日数の算入については、裁定算入にみられるように、未決勾留日数が年又は月をもって言い渡されてそれが確定したときは、その年又は月の数を初めに宣告刑から控除し、残余の期間を起算日から計算することになる(注2)。

(注1) 昭2.2行丙263号行刑局長回答

(注2) 昭2.5行甲715号行刑局長通達、明43.12民刑甲88号司法次官通達

4 終了日

上記のような計算方法により終了日を算出するのであるが、刑期は、その終了日の午後12時をもって満了する。しかし、釈放はその翌日中に行えば足りるのである(刑法第24条第2項)。ただし、この場合でも午前中に釈放しなければならない(刑事収容施設法第171条第1号)。なお、終了日については、刑訴法第55条第3項のような期間の末日の規定がないことに注意を要する。

第6 刑罰執行権の消滅等

1 執行権の消滅

刑の言渡しの裁判が確定したときは、検察官は、その裁判内容に従ってこれを執行する権利(執行権)を付与され、かつ、その義務を負担する。そして、この執行権は、一般的には刑を執行する(注)ことによつて消滅するが、それ以外にも執行権が消滅する場合がある。このような結果を生じたときは、もとより刑の執行は不能となる。以下に掲げるものがそれである。

(注) 仮釈放の場合も、刑期を無事に経過すれば、刑の執行を終わったことになり、やはり刑罰執行権が消滅する。

(1) 刑の時効

刑の時効は、刑罰執行権を消滅させることとなるが、それは、刑の言渡しが発せられた後それぞれ定める期間の経過によって完成する(刑法第32条)。時効期間の初日は時間を論じないで1日として計算し(刑法第24条第1項後段)、完成の時期は期間の末日の午後12時である。

(2) 大赦、特赦、刑の執行の免除及び減刑

大赦、特赦、刑の執行の免除及び減刑は、いずれも恩赦の一種であ

るが、これらも刑罰執行権を消滅（減刑についてはその部分につき）させる効力をもつ（恩赦法第3条第1号、第5条、第7条、第8条）。

(3) 刑の言渡しを受けた者の死亡

(4) その他

上記のほか、次に掲げるように、実務上刑の執行をしないこととされているものがある。もっともこれらは、いずれも刑の執行方法に関するものであって、本質的に執行権を消滅させるものではないと解する。

① 通算すべき未決勾留日数が、言い渡された刑の刑期と同等又はこれを超える場合

② 非常上告、再審又は上訴権回復請求の結果新たに言い渡された刑の刑期が、前に言い渡された刑の執行日数と同等又はこれより少ない場合

2 当然無効の判決

当然無効の判決とは、判決として成立はしていても重大な事由があるため、不服申立てを待たず、当然にその本来的効果、殊に刑を言い渡す判決においては執行力を発生しないものをいう（注1）。

刑の執行面におけるこの種の判例としては、従前「実際に存在しない未決勾留日数を本刑に通算した部分は、全く実質なき無用の空文である」として、判決主文の一部当然無効を認めている（注2）。このような無効の判決は、前述のように、執行力がないから、もとよりこれを執行すべきではない。なお、本解説総論、第2章、第4、2、（注3）（26ページ）参照。

（注1） 団藤重光「訴訟状態と訴訟行為」242ページ

（注2） 最（3小）判昭25.9.5刑集4・9・1617

第7 国際受刑者移送法に基づく受刑者移送制度

1 受刑者移送制度について

受刑者移送制度とは、外国において刑の言渡しを受けその国の刑務所で服役する受刑者をその母国等に移送し、その国で刑の執行を行うことにより、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに刑事司法分野の一層の国際協力を図ろうとするものであり、条約締結国で刑の言渡しを受け服役している日本人受刑者を我が国に移送する「受入移送」と、我が国で刑の言渡しを受け服役している外国人受刑者をその母国等である条約締結国に移送する「送出移送」を実施する制度である。

我が国においては、平成14年6月12日、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）（以下「受刑者移送法」という。）が公布され、同15年6月1日から施行された。これに関し、国際受刑者移送法による東京地方裁判所の審査の手続に関する規則（平成15年最高裁判所規則第1号）、国際受刑者移送法施行令（平成14年政令第349号）及び国際受刑者移送法施行規則（平成15年法務省令第15号）が制定され、これを受け、国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程（平成15年法務省刑総訓第640号法務大臣訓令）（以下「受刑者移送規程」という。）が訓令され、いずれも平成15年6月1日から施行された。

2 法律及び規程の制定の趣旨について

(1) 受刑者移送法について

本法律は、「外国において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等及び日本国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその執行として拘禁されている外国人について、国際的な協力の下に、その本国において当該確定裁判の執行の共助をすることにより、その改善更生及び円滑な社会復帰を促進することの重要性にかんがみ、並びに日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約を実施するため、当該日本国民

等が受けた外国刑の確定裁判及び当該外国人が受けた懲役又は禁錮の確定裁判の執行の共助等について必要な事項を定めることを目的」としている(受刑者移送法第1条)。

① 受入移送について

受入移送は、条約の締約国たる外国(以下「締約国」という。)において外国刑の確定裁判を受けその執行として拘禁されている日本国民等の引渡しを当該締約国から受けて、その確定裁判の執行の共助を行うものである(受刑者移送法第2条第5号)。受入移送は、受刑者が同意していること、受刑者が14歳以上であること、受刑者の犯罪行為が我が国でも禁錮以上の刑が定められている罪に当たること、受刑者の犯罪行為に係る事件が我が国の裁判所に係属していないこと等をその実施要件とし(受刑者移送法第5条)、東京地方裁判所がこれらの要件を満たしていると判断して受入移送をすることができる旨の決定をした場合において(受刑者移送法第9条、第10条)、法務大臣が受刑者の改善更生等の観点から相当と認め、かつ、相手国との合意に達したときに行われる。

引渡しを受けた後の受刑者については、外国で言い渡された刑が懲役に相当するときは懲役に処せられた者とみなし、禁錮に相当するときは禁錮に処せられた者とみなして、我が国の刑罰執行法令を適用することとなる(受刑者移送法第21条)。

なお、「日本国民等」には、日本国籍を有する者のほか、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者が含まれる(受刑者移送法第2条第3号)。

② 送出移送について

送出移送は、我が国において懲役又は禁錮の確定裁判を受けその

執行として拘禁されている締約国の国民等を当該締約国に引き渡して、その確定裁判の執行の共助の囑託を行うものである(受刑者移送法第2条第6号)。送出移送は、受刑者が同意していること、受刑者の犯罪行為がその本国でも罪に当たること、我が国の裁判所にその犯罪行為に係る再審の請求や別件刑事事件に係属していないこと等をその実施要件とし(受刑者移送法第28条)、法務大臣が、これらの要件を満たしており、受刑者の改善更生等の観点から相当と認め、かつ、相手国との合意に達したときに行われる。受刑者を執行国に引き渡した後の刑の執行の共助は、その国の法令に従って行われ、その国において刑の執行の共助が終了したときは、我が国の刑の執行は終了することとなる(受刑者移送法第37条)。

なお、送出移送の手續においては、受刑者移送法第28条各号のいずれにも該当せず、かつ送出移送をすることが相当でないと認める事由がないことが必要であることから(受刑者移送法第34条第1項)、受刑者移送法第28条第3号、第5号及び第6号の該当性並びに送出移送の実施を相当としない事由の有無について、法務当局から検察庁に対し、照会がなされることとなる。この送出移送が相当か否かを判断する要素としては、被害感情、犯情、犯罪の重大性、服役期間、捜査中の余罪の有無、送出受刑者と執行国との関係等があり、照会を受けた検察官は刑事事件記録を調査するとともに、事案によっては、被害者又はその遺族の被害感情を確認し、必要に応じて執行指揮検察官に意見照会をするなど慎重に調査を行った上で回答することとなる(注)。

(注) 平15.5.30刑総641号刑事局長通達

(2) 受刑者移送規程について

受刑者移送規程は、受刑者移送法による受入移送に関する審査の請

求及び共助刑の執行に関する事務の取扱手続を規定し、もって共助刑の執行等に関する事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的として定められた(受刑者移送規程第1条)。その主な内容は次のとおりである。

- ① 受刑者移送法第8条第1項の審査の請求は審査請求書(様式第1号)によること(受刑者移送規程第2条)。
- ② 受刑者移送法第11条の規定により裁判書の謄本及び関係書類を法務大臣に提出するときは、裁判書謄本等提出書(様式第2号)によること(受刑者移送規程第3条)。
- ③ 共助刑の執行状況を把握するため、法務大臣の受入移送命令があったときは、共助刑執行処理簿(様式第3号)に登載して把握すること(受刑者移送規程第4条)。
- ④ 受刑者移送法第13条の受入移送命令に基づく収容は受入収容状(様式第4号)によること(受刑者移送規程第5条)。
- ⑤ 共助刑の執行を指揮する場合は、共助刑執行指揮書(甲)(様式第5号)によること(受刑者移送規程第8条)。
- ⑥ 共助刑の種類等が変更された場合の執行指揮は、共助刑執行指揮書(乙)(様式第9号)によること(受刑者移送規程第11条)。
- ⑦ 共助刑の執行不能決定の処分を行う場合は、共助刑執行不能決定書(様式第10号)によること(受刑者移送規程第12条)。
- ⑧ 受入受刑者を釈放する場合は、釈放指揮書(様式第11号)によること(受刑者移送規程第13条)。

第3章 執行事務規程

第1 規程の制定及び改正

- 1 平成25年3月19日付け法務省刑総訓第2号法務大臣訓令をもって執行事務規程(平成6年法務省刑総訓第228号法務大臣訓令。以下「旧規程」という。)の全部が改正され、平成25年4月1日から施行された。

この改正は、検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)導入に伴い、これまでは、平成18年12月27日付け法務省刑総第1672号刑事局長通達「検察総合情報管理システムの運用開始について」により、旧規程第62条に定める法務大臣の許可があったものとして、執行事務における電子計算機処理に関する特別の取扱いが認められ、検察システムによる事務処理の運用が行われてきたものであるが、検察システムによる管理を原則とすることにより、全国統一的な執行事務の管理を行うとともに、一層の合理化、適正化を図るために規程が定められたものである。

2 主な改正点について

(1) 検察システムによる執行事務の管理(規程第2条関係)

規程第1条に規定する裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する事務その他これに付随する事項について、検察システムにより管理を行うこととされた。

(2) 執行担当事務官(規程第3条等関係)

旧規程では、「執行係事務官」の定義がされていなかったが、規程において「執行担当事務官」が定義された。執行担当事務官は、組織機構上の高等検察庁の検務課若しくは検務第二課又は地方検察庁若しくは区検察庁の検務部門の執行担当部署に属する検察事務官のみを指

すものではなく、検察庁事務章程の定めるところにより、規程により定める具体的な執行事務を所管し、又は分担する検察事務官一般を指すものとして位置付けられた。

(3) 裁判結果等の管理（規程第3条から第5条まで関係）

旧規程では、裁判結果票（甲）（平成25年3月19日法務省刑総訓第1号法務大臣訓令による改正前の事件事務規程様式第168号）と裁判処理簿（旧規程様式第1号）とを統合した特別の様式（裁判処理票）により、裁判結果並びに上訴の申立て等の把握及び刑の執行に関する事務処理が行われてきたが、規程の下では、公判担当事務官等において検察システムにその裁判結果を入力し、その後、執行担当事務官において裁判所に照会するなどして当該終局裁判の結果の内容について確認することとなり、この裁判の把握から始まる一連の執行事務の管理の基本となるものが、裁判処理簿（特別の様式である「裁判処理票」を含む。以下同じ。）から検察システムに改められた。

(4) 所在の調査囑託（規程第24条関係）

検察官が他の検察庁の検察官にとん刑者の所在調査を囑託する場合の手續が定められ、裁判執行に関する調査囑託書（様式第21号）が新設された。なお、この様式の名称については、旧規程様式第13号と同じであるが、旧規程では、刑の執行を延期した後、その事由についての調査を警察署の長に依頼するときに用いることとされていたものである。

(5) 任意的刑の執行停止（規程第31条関係）

検察官が、任意的刑の執行停止の事由の審査をした場合において、刑訴法第482条各号に定める事由がある場合であって、刑の執行を停止するのが相当であると認めるとき（検察官の裁量であること。）に刑の執行停止書（様式第26号）を作成することが規程上明確化された。

(6) 特別取扱い（規程第59条関係）

原則として、全国統一的な執行事務の管理を行うこととされたことから、旧規程第58条において認められていた地方検察庁支部及び区検察庁における特別手續、旧規程第59条及び第60条において法務大臣の許可を受けた地方検察庁又は高等検察庁における特別取扱いは、検察システムによる運用と関係のない取扱いを除き全て廃止され、規程第59条の規定により、新たに特別の取扱いをする場合には、法務大臣に対し、その許可について上申することとされた。

第2 規程の概要

この規程は、現在、8章59条及びこれに附属する書式例61様式からなり、裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する取扱手續について規定している。

その概要は、まず第1章総則において、規程の目的等を定め、第2章においては、判決の宣告又は決定による終局裁判の告知があった場合における検察システムによる終局裁判の結果の内容の管理及び上訴申立て等がなされた場合における検察システムによるその内容の管理など、裁判の把握に関する一連の手續について、第3章においては、死刑執行等の手續、自由刑の執行指揮の方法、保釈保証金の没取請求や刑の執行不能決定等についてそれぞれ規定している。続いて第4章においては、死刑及び自由刑の執行停止の手續、執行停止の取消しに伴う残刑等の執行指揮や刑の執行順序変更の手續その他これに付随する手續について、第5章においては刑執行猶予言渡しの取消請求及びこれに関連する手續について、そして、第6章においては、刑法第52条の規定による刑の分離決定の請求及びこれに関連する手續についてそれぞれ規定している。また、第7章においては、前章までに定められた囑託手續について、これが囑託を受けた場合の手續等いわゆる共助について、第8章においては、仮釈放者の再犯通知や仮釈放

取消者の收容手続、それに関係書類の整理、執行事務に関する報告及び特別取扱い等について規定している。

第3 規程の改正経過

平成28年5月2日付け法務省刑総訓第3号法務大臣訓令をもって一部が改正された。この改正は、刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号。以下「刑法等一部改正法」という。）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号。以下「薬物法」という。）が平成28年6月1日から施行されたことを受けたものであり、懲役刑又は禁錮刑に処する場合に、刑期全部の実刑を科すか、刑期全部の執行を猶予するかという従来の選択肢に加え、刑期の一部を実刑とするとともに、その残りの刑期の執行を猶予する「刑の一部の執行猶予」が刑の言渡しを選択肢として追加されたこと等に伴い、規程の条文及び審判例中の様式に所要の改正が加えられた（後記第4参照）。

第4 刑法等一部改正法及び薬物法の施行に伴う規程の主な改正点

刑法等一部改正法及び薬物法の施行に伴う規程の主な改正点及び運用上の留意点については、平成28年5月2日付け法務省刑総第572号刑事局長通達（以下「平成28年通達」という。）に詳細に記載されている。

なお、本解説では、「(刑の)執行猶予」という文言を使用しているが、本改正後の法令や規程等の用例に関するルールに倣い、本改正後の刑法第25条の執行猶予を指す場合にのみ「刑の全部の執行猶予」や「全部執行猶予」の文言を使用することとした。したがって、単に「(刑の)執行猶予」と表現される執行猶予については、法令や規程上明らかに刑の全部の執行猶予又は刑の一部の執行猶予のいずれか一方を指すことが明らかな場合を除き、刑の全部の執行猶予及び刑の一部の執行猶予の双方を指すものであるし、本改正以前の執行猶予制度を前提とした判例や通達を引用して解説している部分についても、従来の記載をそのまま維持している。

刑法等一部改正法及び薬物法の施行に伴う規程の主な改正点は、次のとおりである。

1 執行猶予の別の明示等について（規程第7条の見出し及び様式第44号関係）

刑法等一部改正法により、刑法第25条による刑の執行猶予が「刑の全部の執行猶予」に改められるとともに、刑法第27条の2以下に刑の一部の執行猶予制度が新設された。

そこで、改正後の刑法第25条による執行猶予のみを指すべき規程第7条の見出しにおける「執行猶予」が「全部執行猶予」に、刑の執行猶予の言渡し取消請求書（乙の3）（様式第44号）における「刑の執行猶予」が「刑の全部の執行猶予」に、それぞれ改められた。

2 刑の一部の執行猶予の言渡しに係る裁判の明示等について（様式第2号、第7号から第14号まで、第16号、第21号、第23号から第35号まで、第37号から第49号まで、第50号、第51号、第54号、第55号、第57号から第59号まで及び第61号関係）

刑の一部の執行猶予が言い渡された場合において、執行が猶予された部分（執行猶予の言渡しを取り消された場合にあつては、執行が猶予されていた部分を含む。以下「猶予部分」という。）の期間を含め、その裁判結果を明示するとともに、その執行状況等を調査して報告するため、刑執行猶予通知書（様式第2号）、執行事務月表（様式第59号）等上記各様式について、所要の改正が行われた。

3 執行すべき刑名刑期等の明示について（様式第7号から第14号まで、第16号、第23号、第25号から第35号まで、第37号から第39号まで、第50号から第52号まで、第54号、第57号及び第58号関係）

(1) 刑法第27条の2第1項及び薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定によりその一部の執行を猶予さ

れた刑（以下「一部執行猶予刑」という。）については、そのうち執行が猶予されなかった部分（以下「実刑部分」という。）の期間を執行し、実刑部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予の期間を起算することとされた。

また、刑法等一部改正法及び薬物法により、刑の一部の執行猶予の言渡しの必要的取消事由（刑法第27条の4）及び裁量的取消事由（刑法第27条の5又は薬物法第5条第2項の規定により読み替えて適用される刑法第27条の5）に関する規定が新設されるとともに、刑の一部の執行猶予の取消しの場合における他の刑の執行猶予の取消しに関する規定（刑法第27条の6）が新設された。

- (2) そこで、一部執行猶予刑のうち実刑部分の期間の執行を指揮する場合、規程第39条及び第40条に規定する刑の執行順序変更をする場合、規程第6章に規定する刑の分離決定に関する手続をする場合など、裁判の把握及び自由刑の執行の対象となる刑名刑期を明確にする必要がある場合には、執行すべき刑名刑期の欄等に実刑部分の期間を示す刑名刑期を記載するとともに、その横に「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記することにより、その対象となる刑名刑期を明確にするため、執行指揮書（様式第10号）等上記各様式について、所要の改正が行われた。
- (3) また、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合、猶予部分の期間を含む言い渡された刑期全部を執行することとなるが、刑の一部の執行猶予の言渡しの裁判とその言渡しの取消しの裁判とは別個の裁判であり、検察システム上別個に管理されるものであって、執行の指揮も別個に行う必要があることから、執行すべき刑名刑期の欄等に猶予部分の期間を示す刑名刑期を記載するとともに、その横に「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記することにより、その対象となる

刑名刑期を明確にするため、執行指揮書等上記各様式について、所要の改正が行われた。

- 4 刑執行猶予言渡しの取消しの通知及び保護観察者の再犯通知について（規程第46条及び第54条関係）

刑法第27条の2第1項の規定により刑の一部の執行を猶予する場合には、猶予の期間中保護観察に付することができ（刑法第27条の3第1項）、また、薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定により刑の一部の執行を猶予する場合には、刑法第27条の3第1項の規定にかかわらず、猶予の期間中保護観察に付することとされた（薬物法第4条第1項）。

そこで、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された者が、これらの規定により保護観察に付されていたものであるときは、執行担当事務官が刑執行猶予言渡し取消通知書（様式第49号）により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長に通知することとされた（規程第46条第2項）。

また、被疑者又は被告人がこれらの規定による保護観察中の者であることを知ったときは、執行担当事務官が保護観察者再犯通知書（様式第55号）により、本人の住居地又は現在地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知することとされた（規程第54条）。

- 5 刑の執行猶予の言渡しの取消請求等について（様式第40号から第43号まで、第45号、第46号及び第49号関係）

上記3記載のとおり、刑法等一部改正法及び薬物法により、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しに関する規定が新設された。

そこで、刑の執行猶予の言渡し取消請求書（甲の1）を始めとする刑の執行猶予の言渡しの取消請求に係る各様式について、一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求を行う場合にも対応できるよう所要の改

正が行われるとともに、刑執行猶予言渡し取消通知書について、一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合にもその取消事由が記入できるよう所要の改正が行われた。

- 6 仮釈放の失効通知等及び仮釈放の取消し等による残刑の執行通知について（規程第46条、第56条及び様式第49号の2、第57号関係）

刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その処分は、効力を失うこととされた（刑法第29条第2項）。

そこで、同項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、検察官が保護観察所の長及び刑事施設の長に対し、その事由に関し必要な事項を通知することとされたため、規程第46条第3項から第6項までが新設され、それに伴い、仮釈放失効通知書（様式第49号の2）の様式が定められた。

また、勾留中の被告人について、仮釈放の処分が効力を失って残刑の執行が開始されたことを知ったときは、執行担当事務官が仮釈放取消し等残刑執行通知書（様式第57号）により当該被告事件の係属する裁判所にその旨を通知することとされた（規程第56条）。

各 論

第1章 総 則

第1 目的（規程第1条）

規程は、裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する取扱手続について規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もって事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的としている。

第2 執行事務を取り扱う者の心構え

刑の執行は、捜査及び公訴の維持とともに、検察官の行う重要な職務の一つである。

執行事務とは、裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する事務その他これに付随する事項をいう（規程第2条第1項）。

執行事務は、規程の定めるところに従って、執行担当事務官が、検察官を補佐し、その指揮監督の下にこれを取り扱うのであるが、直接人権に影響を及ぼす重要な事務であることに鑑み、事務の正確性と迅速性が要請される場所である。したがって、これを取り扱う執行担当事務官は、常に、関係法令を始めとし、判例や学説そして通達等の先例の研究を怠らず、併せて、良識を養うことが肝要であるとともに、過誤の防止に留意し、旺盛な責任感をもって、事務の適正かつ迅速な処理に努めなければならないことはいうまでもないことであろう。

第3 検察総合情報管理システムによる管理（規程第2条）

執行事務については、検察システムにより管理する。

なお、検察システムにより執行事務を管理する場合の方法については、平成25年3月19日付け法務省刑総第406号刑事局長通達「執行事務規程の

改正について」(以下「平成25年通達」という。)別添の「検察総合情報管理システムによる執行事務取扱要領」(以下「執行事務取扱要領」という。)によることとされている。

第2章 裁判の把握等

第1 裁判結果票の作成及び送付(事件事務規程第139条、第179条)

裁判結果票は、公判立会検察官によって作成されるものであるが、それには裁判結果票(甲)(様式第183号)と裁判結果票(乙)(様式第218号)とがある。そして、(甲)様式は第一審用、(乙)様式は第二審用とされている。ところで、終局裁判の宣告があったときは、公判立会検察官において、全てこの結果票に裁判の要旨その他所定の事項が記入され、同結果票は速やかに公判担当事務官(公判遂行に関する事務その他これに付随する事項を所管し、又は分担する検察事務官をいう(事件事務規程第73条第1項。))に送付される。

そして、公判担当事務官は、裁判結果票の送付を受けたとき、又は決定による終局裁判の告知があったときは、検察システムにより裁判結果に関する事項を管理するとともに、速やかに執行担当事務官に通知する。

公判廷において宣告される終局裁判の把握については、少なくとも検察庁としては、この結果票が唯一のものであり、この結果票の内容を基に、公判担当事務官及び執行担当事務官は、当該裁判結果に関する事項を検察システムで管理し、その後の様々な手続を進めていくことになる。それだけに、裁判結果票の記載内容及び検察システムにおける入力内容の正確性が強調されるところである。

第2 裁判結果の確認(規程第3条)

1 手続の流れ

執行担当事務官は、公判担当事務官から判決の宣告又は決定による終局裁判の結果について通知を受けたときは、検察システムにより当該終局裁判の結果の内容を管理することとなる。

裁判結果票の記載内容及び検察システムにおける入力内容の正確性が強調されることは、前記のとおりである。そして、これらのことは、一次的に公判立会検察官及び公判担当事務官に要請される場所であるが、執行担当事務官においても、公判担当事務官から通知を受けて検察システムにより裁判の結果の内容を確認する際、検察システムに入力された当該裁判結果に関する事項を利用し、印刷した判決言渡し被告人一覧表又は画面に表示される裁判結果の内容を裁判所に照会して、その入力された内容が正確であることを確認することとなる（注）。

確認の方法については、特に定めはないので、各庁の実情に応じて、電話や口頭など適宜の方法で差し支えない。裁判所から、その都度言渡し内容を記載した簿冊の送付を受けて確認を行っている庁もあるが、適切な方法というべきであろう。

裁判結果の内容の確認を終えた後は、執行担当事務官が当該裁判に関する上訴申立て等の有無、確定の把握及び刑の執行等に関する事務について、検察システムにより管理することとなる。

なお、規程第3条に規定する「通知」とは、終局裁判の結果の内容についての通知、すなわち、公判担当事務官から執行担当事務官に対し、終局裁判があった旨を知らしめることであり、単に検察システムの入力が終了した旨の通知ではない。その通知の方法は、各庁の規模及び事務量等に応じた適宜の方法によることとされている。

（注） 裁判所に照会した結果、検察システムで管理された裁判結果の内容を修正する必要があるときには、当該事項を入力した公判担当事務官に対して修正の依頼をすることとなる。

2 検察システムにより管理すべき裁判結果

検察システムにより管理すべき裁判結果は、公訴提起のあった事件（略式手続又は交通事件即決裁判手続を除く。）についてなされた判決及び

終局裁判の決定であり、死刑、自由刑又は財産刑等の刑の執行を要する裁判であるかどうかを問わず、無罪、免訴又は公訴棄却等の刑の執行を要しない裁判も含まれる（注）。

なお、移送、併合等の中間裁判については、当該審級における公判事件の管理の終局事由となるが、執行事務として管理すべき裁判に当たらないため、公判事務として管理することとなる。

（注） 従来、財産刑を言い渡した裁判については、旧規程第61条第1項の特別取扱いにより裁判処理簿への記載の省略が認められていたところ、規程と同時に全部改正された徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号法務大臣訓令）により、財産刑等裁判処理簿が廃止されたことに伴い、財産刑を言い渡した裁判についても、規程第3条の規定により検察システムにより管理することとされた。

第3 裁判書の謄本等の確認（規程第4条）

裁判の執行を指揮する場合には、執行指揮書に裁判書の謄本等を添付しなければならないこと、そして検察官の執行指揮を要する裁判をしたときは、裁判所からその裁判書の謄本等が送付されることについては、前に述べた（本解説総論、第1章、第4、3・4（13～15ページ））。

そこで、執行担当事務官は、裁判所から裁判書（注1）の謄本等が送付されたときは、検察システムにより管理している裁判の結果の内容と対照し、その記載内容に相違がないかどうかを確認しなければならない。検察システムでは、公判廷で言い渡された裁判結果の内容が管理されているので、それと裁判書の謄本等による裁判の内容が相違する場合には、いずれが正確であるかを確認する必要がある。

そして、判決言渡しの刑期と裁判書記載の刑期とが異なる場合には、判決は宣告と同時に効力を発するものであるから、判決言渡しの刑期を執行すべきである（注2）。

（注1） 裁判を記載した調書（刑訴規則第219条、第34条、第44条第1項）を含む。

(注2) 大13.2刑事1267号行刑局長, 刑事局長回答

なお, 最高裁第1小法廷は, 判決の言直しの効力について次のように判示している(最(1小)判昭51.11.4刑集30・10・1887)。

〔要旨〕 判決は, 宣告のための公判期日が終了するまでの間は, 判決書又はその原稿の朗読を誤った場合にこれを訂正することも, いったん宣告した判決の内容を変更して改めてこれを宣告することも, 違法ではなく, 言直しがあつたときは, その内容どおりのものとして効力を生ずる。

第4 上訴申立て等の管理(規程第5条)

上訴又は上訴の放棄若しくは取下げの申立ては, 裁判を確定させるかどうか, ひいては裁判を執行するかどうかの重要な事項であるから, 執行担当事務官として, これらの事項を確実に把握することが重要である。

そこで, 執行担当事務官は, 検察官が上訴若しくは上訴の放棄の申立てをしたとき又は被告人若しくは弁護人等(注1)が上訴の申立てをした旨の通知があつたときは, 検察システムによりその内容を管理する(第1項前段)。被告人(注2)が上訴の放棄又は取下げの申立てをした旨の通知があつたときも同様とされている(第1項後段)。

訴訟記録が上訴裁判所に送付された後に, 被告人が上訴の取下げをしたことによって, その裁判が確定した場合には, 刑訴法第472条第2項本文の規定によって, 最高検察庁又は高等検察庁(支部を含む。)の検察官が, 下級裁判所の裁判の執行を指揮することになるが, このような場合には, この検察庁の執行担当事務官は, 検察システムにより, 上訴の取下げがあつた旨及びその裁判の主文の要旨を管理する(第2項)(注3)。

もつとも, 上告事件の裁判の執行については, 実務上特別の取扱いがなされている。すなわち, 上告事件のうち, 上告審における破棄自判(破棄自判以外で訴訟費用の負担を命じた裁判を含む。)に係る事件の裁判の執

行については, 最高検察庁において規程及び徴収事務規程に基づく所定の手続がとられているが, 破棄自判以外の事件については, 刑の執行を要するものについては最高検察庁所定の裁判執行指揮囑託書(注4)によって執行指揮の囑託を, 執行を要しないもの等については, 上告結果通知書(注5)によって上告結果通知を, それぞれ各高等検察庁の検察官に対して行っている。この場合, 前記各規程に基づく執行事務及び徴収事務は, 全て各高等検察庁の検察官において行われている。

なお, 訴訟記録が上訴裁判所に送付される前に上訴が取り下げられて, 下級裁判所の裁判が確定した場合には, 刑訴法第472条第2項ただし書の規定により, その下級裁判所に対応する検察庁の検察官が裁判の執行を指揮することになるので, 上訴裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官は, 上訴の取下げがあつた旨等を検察システムにより管理する必要はない。

(注1) 固有の上訴権者ではないが, 被告人の明示した意思に反しない限りにおいて, 被告人のため上訴をすることができる者とされている被告人の法定代理人又は保佐人(刑訴法第353条)及び原審における代理人又は弁護人(刑訴法第355条)をいう。

(注2) 被告人の法定代理人又は保佐人が書面による被告人の同意を得て, 上訴の放棄又は取下げをした場合は(刑訴法第360条), 被告人による上訴の放棄又は取下げがあつたものとして処理することとなる。

(注3) 検察システム上, 上訴等の情報については, 公判担当事務官が利用することとなる公判事務処理機能及び執行担当事務官が利用することとなる執行事務処理機能のいずれを用いても入力できることになっているが, 仮に公判担当事務官が同情報を入力した場合であっても, 執行担当事務官は, 刑の執行に関する事務を担当する事務官として, 刑の執行に影響を及ぼすこれらの情報の内容を管理しておく必要がある。なお, 終局裁判の確定日については, 執行事務処理機能により, 執行担当事務官が入力することとされている(平

成25年通達の記第3, 3)。

(注4) 平3.10.1最高検検1631号次長検事通達

(注5) 平25.3.29最高検訓1号検事総長訓令

なお、(注4)及び(注5)について、平25.3.29最高検検957号総務部長事務連絡参照。

第5 全部執行猶予の通知等(規程第7条, 第8条)

1 全部執行猶予の通知(規程第7条)

保護観察は、保護観察所が行うことになっているので、自由刑について、いわゆる保護観察付全部執行猶予の言渡しの裁判が確定したときは、刑執行猶予通知書(様式第3号)により、保護観察に付された者の住居地を管轄する保護観察所の長に通知し、検察システムによりその旨を管理することになる。通知すべき者は、執行指揮を要する裁判の言渡しがなされたとした場合において、刑訴法第472条の規定により裁判の執行を指揮すべき検察官の属する検察庁の執行担当事務官である。

なお、一部執行猶予刑についても、執行猶予の期間中必要的又は任意的に保護観察に付されることもあるが、この場合には、保護観察所の長は、地方更生保護委員会からの通知により、執行猶予の期間の開始を把握することができるので、検察庁から規程第7条による通知を行う必要はない。

2 処遇上の参考事項の通知

(1) 保護観察付全部執行猶予の場合

更生保護法によると、「一般遵守事項」については、保護観察官等の面接を受ける義務や保護観察官等に生活状況を報告する義務などが明記され(更生保護法第50条)、他方「特別遵守事項」については、同法第51条第2項各号において7つの類型が規定され、これに違反した場合には、執行猶予の取消し等の措置が採られ得ることとなる。「特

別遵守事項」については、改善更生のため特に必要と認められる範囲内において、保護観察所の長が具体的に定めるものとされ、特に、刑法第25条の2第1項の規定により刑の全部の執行が猶予され保護観察に付された者(以下「保護観察付全部執行猶予者」という。)について「特別遵守事項」を定める場合には、保護観察所の長が、保護観察に付する旨の言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて具体的に定めることとされている(更生保護法第52条第5項)。

そこで、検察官は、特別遵守事項の適切な設定に資するよう、保護観察付全部執行猶予の判決言渡し後速やかに、保護観察付全部執行猶予者の住居地を管轄する保護観察所の長に対し、捜査及び公判の過程で判明した処遇上の参考事項について、「処遇上の参考事項調査票」を作成し、「処遇上の参考事項通知書」に添付して通知することとされており、その記載に当たっては、「保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の標準設定項目」に列記された項目を踏まえ、これらの項目の設定に参考となると思料される保護観察付全部執行猶予者の暴力団・暴走族関係、違法薬物等使用癖及びその関係者の有無、犯行の特徴(例えば、子供に対する性犯罪であるもの、ストーカー的な犯行であるもの、飲酒に起因する犯行など)を記載するほか、被害者等への慰謝や、被害者に対する加害のおそれに関する事項、自殺、自傷を企てたこと等の有無等、その性格、性癖、生活歴、言動等で保護観察付全部執行猶予者に関し、保護観察を行う上で参考となる事項を具体的に記載することとされている(注1)。

また、同通知を行う際、検察官は、ストーカー的な犯行やDV事犯等の保護観察付全部執行猶予者による被害者への再加害のおそれがある案件等を対象として、保護観察所の長が定める特別遵守事項の内容の通知を希望することができることとされており、特別遵守事項の通

知を受けた場合には、その内容を確認した上、保護観察付全部執行猶予者による被害者への再加害を防止するための迅速な執行猶予取消手続の検討等に活用することとなる。

(2) 保護観察付一部執行猶予の場合

一部執行猶予刑の言渡しを受けた者のうち、刑法第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項の規定により保護観察に付された者(以下「保護観察付一部執行猶予者」という。)(注2)については、一般遵守事項のほか、地方更生保護委員会が、刑法第27条の2の規定による猶予の期間の開始の時までに、猶予期間中の保護観察における特別遵守事項を定めることができるとされている(更生保護法第52条第4項)。

保護観察付一部執行猶予者については、その実刑部分の執行指揮の際、検察官が作成して執行指揮書に添付する処遇上の参考事項調査票の写しが、刑事施設の長を経由して保護観察所の長に送付されることになっているので、検察官から保護観察所の長に対して直接通知する必要はない(注3)。

なお、検察官において、保護観察付一部執行猶予者に係る特別遵守事項の通知を希望する場合は、執行指揮書に添付する処遇上の参考事項調査票の備考欄にその旨記載する。

3 罰金刑の場合

罰金刑について保護観察付執行猶予の言渡しがあった場合の取扱いについては、徴収事務規程第52条の定めるところであるが、この場合も自由刑の場合に準じて取り扱うこととなる。

(注1, 3) 平26.1.8 刑総13号刑事局長通達。なお、執行指揮書に添付する処遇上の参考事項調査票については、本解説各論、第3章、第2節、第4、3、(2)(81ページ)参照。

(注2) 刑法第27条の3第1項の場合は任意的保護観察とされているが、薬物法第

4条第1項の場合は必要的保護観察とされている。

4 保護観察の仮解除等(規程第8条)

保護観察の仮解除(刑法第25条の2第2項、第27条の3第2項(薬物法第4条第2項において準用する場合を含む。))は、本人の保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出により、決定をもってするものとされ、また、その仮解除をした委員会は、本人の行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、決定をもって仮解除の処分を取り消さなければならない(更生保護法第81条)。

そして、仮解除期間中の再犯については、更に保護観察付執行猶予が許され、また、その期間中の遵守事項の違背は、執行猶予の取消事由とならない(刑法第25条の2第3項、第27条の3第3項)ので、仮解除ないしその取消の有無は、裁判・検察に重要な関係をもつことになる。そこで、これら処分の決定があつた旨の通知を受けたときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理することにより、正確に把握することとされている。

なお、犯歴事務規程(昭和59年法務省刑総第329号法務大臣訓令)別表第1の第1欄中10から18までに掲げる事由が生じたときは、刑事施設の長や保護観察所の長等から通知を受けた検察官の属する検察庁の執行担当事務官が検察システムによりその旨を把握することとされている(注)。

(注) 平成25年通達の記第3、4、(2)

第3章 刑の執行

第1節 死刑の執行

第1 死刑執行に関する上申（規程第9条）

1 法務大臣の執行命令

死刑は法務大臣の命令によって執行される（刑訴法第475条第1項）。そのため、死刑の判決が確定したときは、刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官（以下「執行指揮検察官」という。）の属する検察庁の長は、法務大臣に対し死刑執行の上申をしなければならない。これは、裁判の執行がその裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官の指揮だけで足りるとする裁判の執行指揮に関する原則規定（刑訴法第472条）の例外規定である。このような例外規定が設けられた理由は、死刑が人の生命を奪う極刑であって、一旦これを執行するときは、もはや回復することができないから、その執行手続を特に慎重にする必要があるばかりでなく、死刑が確定しても、その執行を免れさせるために（法務大臣が中央更生保護審査会の審査を通じて）、特赦、減刑等恩赦をすべきでないかどうかを調査し、その後において執行を決定する必要があるからである。

(1) 原則

法務大臣は、判決確定の日から6か月以内に死刑の執行を命令しなければならない（刑訴法第475条第2項本文）。このことは、いつまでも執行の命令をせず、また恩赦を与えることもなく、長い期間にわたって、死刑の言渡しを受けた者（以下「死刑確定者」という。）を放置しておくということは、かえってその者に対して不当に死への恐

怖に対する苦悩を与えることになるし、また、いやしくも確定した判決について、法的理由がないにもかかわらず、その執行をいつまでも遷延させることは、確定判決を尊重するという趣旨にも反することになるからである。もつとも、刑訴法第475条第2項本文の規定は、訓示規定と解されている。

(2) 例外

確定判決の効力に影響を及ぼすものとして、上訴権回復、再審、非常上告、恩赦の制度がある。そこで、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出（恩赦法第12条、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号）第9条）がなされ、その手続が終了するまでの期間及び共同被告人であった者に対する判決が確定するまでの期間は、上記の6か月の期間に算入されない（刑訴法第475条第2項ただし書）。

前述のとおり、死刑は一度執行すれば回復することのできない刑であるので、これらの制度を考慮しないで、一律に6か月以内に執行を終えなければならないとするのは、相当でないからである。また、共同被告人であった者に対する判決がまだ確定しない場合には、その者に対する判決の内容いかんによっては、再審、非常上告等の制度が活用され、本人の死刑確定判決にも影響のあることがあり得るからである。

2 死刑執行の上申

執行指揮検察官の属する検察庁の長（注）は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対して、死刑執行上申書（様式第3号）により死刑執行に関する上申をする。上申書には、刑事確定訴訟記録（裁判所不提出記録を含む。）及び裁判書の謄本2部を添えて提出することとされている。

(注) 高等検察庁の支部や地方検察庁の支部で確定した事件についても本庁で上申の取手をとる。なお、この場合における支部・本庁間の取手については、各庁の運用に委ねられている。

第2 死刑執行の指揮等（規程第10条ないし第12条）

1 死刑執行の指揮等（規程第10条）

法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は、5日以内にその執行を指揮しなければならない（刑訴法第476条）（注）。この場合、検察官は、死刑執行指揮書（様式第4号）により、刑事施設の長に対して、その執行を指揮する。死刑の執行に立ち会った検察事務官は、死刑執行始末書（様式第5号）を作成し、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに署名押印する（刑訴法第478条）。

なお、死刑の執行については、本解説総論、第2章、第3、2、(1)（20ページ）参照。

(注) 刑訴法第476条の「執行を命じたとき」とは、検察官が法務大臣の執行命令書を受領した日であって、命令書記載の日付をいうのではない。なお、同条の5日の期間は、命令書を受領した日の翌日から起算される。

2 死刑判決確定の通知等（規程第11条）

(1) 死刑の判決が確定すると死刑確定者は、その執行に至るまでの間、刑事施設に拘置される（刑法第11条第2項）。そこで、死刑の判決が確定したときは、検察官は、死刑確定者が収容されている刑事施設の長に対して、死刑判決確定通知書（甲）（様式第6号）に判決謄本を添えてその旨を通知しなければならない。なお、その刑事施設に死刑執行の設備がないときは、死刑確定者をその設備のある刑事施設に移送するように連絡する（注）。

(2) 死刑確定者が刑事施設に移送されたときは、検察官は、移送を受けた刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対して、判決謄

本を送付してその旨を通知する。これは、死刑の執行指揮、再審請求又は恩赦の出願等事後の諸取手を円滑ならしめるため、あらかじめ、移送先の地元の地方検察庁において死刑確定者を把握する必要上行われるものである。

(注) 平8.5.21矯保秘156号矯正局長通達

3 執行指揮の囑託（規程第12条）

死刑確定者に対し、法務大臣からその執行命令があった場合において、死刑確定者が他管内の刑事施設に移送されているときは、執行指揮検察官は、直ちに、移送先の刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対して、裁判執行指揮囑託書（様式第7号）（注）により、死刑の執行指揮を囑託する。囑託書には死刑執行命令書の謄本及び判決謄本を添付する。

(注) 囑託書備考欄には、「死刑執行命令受領の日」を記載しなければならない（様式第7号注意書）。

第3 死刑確定者から再審請求等があったときの処置（規程第13条）

死刑確定者から再審請求や恩赦の出願があっても、法律上当然には死刑執行の停止事由とはならないのであるが、死刑の執行は、特に慎重な取扱いを要するとの配慮から、このような場合における法務大臣への報告及び執行指揮検察官を中心として関係検察官との連絡通報について、その取手が定められている。

1 執行指揮検察官の処置（第1項、第3項）

死刑の執行指揮検察官は、法務大臣から死刑執行命令を受けた後、死刑確定者について①再審請求、②上訴権回復請求、又は③恩赦の出願若しくは上申があったとき（以下本項中「三つの事由」という。）は、速やかに、法務大臣にその旨を報告してその指揮を受けなければならない。また、死刑執行指揮の囑託を受けた検察官（受託検察官）から、後記の

ようにこれら三つの事由のいずれかについて通知を受けた場合にも、法務大臣の指揮を受け、その結果を直ちに受託検察官に通知しなければならない。

2 受託検察官の処置（第2項）

受託検察官が、死刑確定者について、前記の三つの事由のいずれかについてその発生したことを知ったときは、速やかにその旨を囑託した検察官（執行指揮検察官）に通知する一方、法務大臣にも報告する。

3 移送先地方検察庁の検察官の処置（第4項）

死刑確定者が移送されている場合には、前記2のような通知手続は、移送先の刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官から、執行指揮検察官に対して行われる（注1）。この場合には、法務大臣に対する報告は要しない。法務大臣に対しては執行指揮検察官から報告されることになる。

なお、死刑確定者につき前記の三つの事由等があった場合には、その死刑確定者を拘禁している刑事施設の長から、その刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対してその旨を通知することとされている（注2）。

（注1） 死刑確定者が移送された後においても、事由通報等の責任者は原則として執行指揮検察官である。しかしながら、それらの事由の発生を全て支障なく執行指揮検察官において、把握することは実務上困難であるため、このような通知手続が設けられたものである。

（注2） 昭28.8.18矯正甲950号矯正局長通達

4 再審請求を受理した裁判所に対応する検察庁の検察官の処置（第5項）

死刑確定者について再審請求があったとき又はその請求に対する裁判があったときは、請求を受理した裁判所に対応する検察庁の検察官は、執行指揮検察官の属する検察庁の長に対して、速やかに請求理由の要旨

を通知し、又は裁判書の謄本を送付することとされている。これは、検察庁の長から法務大臣に対する報告手続を促進するためのものである。

第4 死刑執行等に関する報告（規程第14条）

執行指揮検察官は、死刑確定者について、①再審請求又は上訴権回復請求があったとき、②これらの請求に対する決定があったとき、③恩赦の出願又は上申があったとき、④身柄を移送したとき、⑤死刑の執行をしたときは、速やかに、その旨を法務大臣に報告する（第1項本文）。もつとも、再審請求等があつて法務大臣の指揮を受けるため既に法務大臣に報告されているとき（規程第13条第1項）、又は刑事関係報告規程（昭和62年法務省刑総訓秘第28号）別冊第1事件報告・事件報告一覧表中「第10その他」の項の4に掲げる再審開始決定の報告がなされているときには、重ねて報告する必要はない（第1項ただし書）。

なお、再審請求又は上訴権回復請求があつた旨を報告するときは、報告書に請求理由の要旨を、これらの請求に対する裁判があつた旨を報告するときは、死刑確定者に対する裁判書謄本送達の日を明らかにする。また、これらの請求に対する裁判があつた旨の報告をするときはその裁判書の謄本を、死刑の執行をした旨を報告するときは死刑執行始末書の謄本を、それぞれ添付する（第2項）。

第5 死刑執行についての管理（規程第15条）

死刑の執行が指揮されたとき、執行されたとき又はその執行指揮が囑託されたとき及びその囑託手続が終了した旨の回答があつたときは、執行担当事務官は、検察システムにより死刑執行に関する事項を管理する。

なお、死刑執行に関する事務について管理を行うときは、当該事務に関する事項が生じた都度検察システムにより管理することは事柄の性質上保秘の観点等から問題があることから、死刑の執行終了後にまとめて検察システムにより管理することとされていることに留意する（注）。

(注) 平成25年通達の記第3, 5

第2節 自由刑の執行

第1 執行指揮の方法 (規程第16条)

1 二以上の自由刑の執行指揮 (第1号)

二以上の自由刑の執行を同時に指揮するときは、各刑につき執行すべき順序を定めて指揮する。執行の順序については、前に述べた (本解説総論, 第2章, 第2, 1 (16ページ))。

なお、二以上の自由刑のうち、ある刑の罪についてのみ勾留状が発せられて拘禁中であるときは、それらの刑の軽重にかかわらず、通常は勾留状が発せられている罪の刑を先に執行すべきであろう (注)。

(注) 井上五郎「研修講座・執行事務」研修203号96ページ, 本解説総論, 第2章, 第5, 2 (40~42ページ)。

2 受刑中の者に対する新たな自由刑の執行指揮 (第2号本文)

自由刑の執行中に他の自由刑の執行を指揮するときは、執行中の刑に引き続き執行すべき旨を明らかにして (引き続き執行すべき旨を執行指揮書に明記して) 指揮する。

なお、従来、刑訴法第474条の規定は、同時に二以上の刑の執行を指揮する場合にのみ適用があると解されていたが、その後、法務省刑事局では同時指揮以外の場合にも適用されるものとし、従来の見解が改められた (注)。したがって、1刑を執行中に重い2刑を執行指揮する場合に1刑に引き続き2刑を執行すべき旨を指揮するのは、同条ただし書の適用によりなされるものと解される。なお、本解説各論, 第4章, 第2節, 第1, 1 (115ページ) 参照。

(注) 昭34.3.16刑事3519号刑事局長, 矯正局長通達の編注

3 併合罪の規定の適用がある場合

本項については、本解説総論, 第2章, 第2, 2 (17ページ) 参照。

(1) 有期刑の執行中に無期刑の執行を指揮するとき (第2号ただし書)

有期刑の執行中に無期刑の執行を指揮する場合において、刑法第51条第1項ただし書の適用があるときは、無期刑の執行を指揮するとともに、有期刑については刑執行取止指揮書 (様式第8号) によりその執行を取りやめる旨を指揮する (注1)。

(2) 二以上の自由刑の執行を同時に指揮するとき (第3号前段)

二以上の自由刑の執行を同時に指揮する場合において、刑法第51条第2項の適用があるときは、執行することができる刑期に満ちるまで、最も重い刑から順次その刑期を加えてそれぞれ執行すべき刑期とし、これを明らかにして (順次執行すべき刑期を定め、これを執行指揮書に明記して) 執行を指揮する (注2)。

(3) 自由刑の執行中に他の自由刑の執行を指揮するとき (第3号後段)

自由刑の執行中に他の自由刑の執行を指揮する場合において刑法第51条第2項の適用があるときは、執行中の刑に引き続き執行することができる刑期を明らかにして (執行することができる刑期を定め、これを執行指揮書に明記して) 執行を指揮する。

(注1) 「執行を取りやめる」ということは執行の中止ではないから、将来取りやめの原因となった無期刑が恩赦により有期刑に減刑されても、取りやめられた有期刑が再び執行されることはない。

(注2) 「執行することができる刑期」は、併合罪中の最も重い罪につき定められた刑の長期にその半数を加えたものがその限度であり、刑法第14条第2項の規定の趣旨により30年が最高限度となる。例えば、懲役10年以下の罪につき懲役10年、禁錮10年以下の罪につき禁錮10年の言渡しがあつた場合には、重

い懲役10年の長期10年にその半数を加えたもの、すなわち15年が「執行することができる刑期」となる。したがって、15年に満ちるまで重い刑から順次その刑期を加えると、懲役10年と禁錮5年が「執行すべき刑期」となる。また、懲役20年以下の罪につき懲役18年、懲役10年以下の罪につき懲役10年、懲役5年以下の罪につき懲役5年の言渡しがあつた場合には、前述のように30年が最高限度であるから、30年が「執行することができる刑期」であり、それに満ちるまで重い刑から順次加えると、懲役18年、懲役10年及び懲役5年中の懲役2年が「執行すべき刑期」となる。

4 非常上告等による新たな自由刑の執行指揮（第4号、第5号）

非常上告の結果、原判決を破棄して新たに刑の言渡しがあつたときは、前の執行日数を通算して執行を指揮する。再審又は上訴権回復の請求の結果新たに刑の言渡しがあつたときも同様である。なお、本解説総論、第2章、第6、1、(4)（44ページ）参照。

併合罪の一部につき大赦があつた場合に、刑訴法第350条に定めるいわゆる刑の分離決定があつたときもまた前記と同様である。

5 訂正の指揮（第6号）

刑訴法第502条の規定による執行異議の申立てに基づき、検察官のした執行指揮を不当とする決定があつたときは、その決定に従って訂正の指揮をする。この指揮は、前にした執行指揮を訂正する指揮であつて、決定の執行指揮ではない。なお、この場合の訂正の指揮も書面であることが相当である。

第2 拘禁中の者に対する執行指揮（規程第17条）

1 一般的指揮（第1項）

拘禁中の被告人（注1）につき自由刑の判決が確定したときは、検察官は、速やかにその者が収容されている刑事施設の長に対して、刑の執行を指揮する。拘禁中の者に対する自由刑の執行指揮は、人権尊重の見

地からも迅速であることが望まれる。受刑者の利害に重大な関係をもつからである（注2）。なお、本解説総論、第1章、第2、1（2ページ）、第2章、第5、2（40ページ）参照。

（注1） 当該被告事件につき勾留されている被告人だけでなく、別件で勾留されている被疑者、被告人あるいは受刑中の者等拘禁事由のいかんを問わない。ただし、刑期が裁判確定の日から起算されるのは、通常、当該被告事件について勾留されている場合に限られることに留意すること。

（注2） 未決勾留日数の通算又は算入の結果、判決確定日を起算日とした場合における刑期終了予定日が判決確定日から3か月以内の日となる（刑期が僅少となる）ときは、刑期終了予定日を検察システムで管理することとされている（平成25年通達の記事第3、6）。これは、未決勾留日数の通算又は算入の結果執行し得る刑期が残存しないのに、執行指揮がなされるというような過誤を未然に防止するためである。

2 条件付執行指揮（第2項）

上訴申立期間と勾留期間とが同時に満了する場合、その他やむを得ない事由がある場合（注1）には、いわゆる条件付執行指揮、すなわち、判決確定前に、判決確定の上執行すべき旨を明らかにして執行の指揮をする。もともと裁判の執行は、確定した後に行うことが建前であるから、執行の指揮もこれにのつとるわけであるが、全てこれを条件とすることになると、ある場合には実務上支障がないとも限らないので、真にやむを得ない事由がある場合に限ってこれを認めることとしたものである。

条件付執行指揮をした場合においては、上訴申立ての有無について特に注意し、その申立てがあつたときは、直ちに執行指揮を取り消さなければならない。そして執行指揮を取り消す場合には、急速を要する場合を除いて書面によることとし、執行指揮を取り消した場合には、刑事施設から執行指揮書を返戻させることとされている（注2）。

(注1) 条件付執行指揮が行われる場合として、本解説各論、第5章、第3、3、(2) (136ページ) 参照。

(注2) 昭28.12.28刑事35731号刑事局長通達

第3 不拘禁の者に対する執行指揮 (規程第18条)

1 呼出しの方法 (第1項)

死刑又は自由刑の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のためこれと呼び出さなければならない(刑訴法第484条)。呼出しの方法には、いろいろあるところ、呼出しを書面でするときは、封をした呼出状(様式第9号)によるものとされている。これは、刑の言渡しを受けた者の人権を尊重する趣旨から規定されたものであるから、例えば郵便はがきによる呼出しは許されない。しかしながら、この制限規定は、文書以外の方法による呼出しを禁止する趣旨ではないから、警察署を通じての呼出し、又は本人の自宅に電話(携帯電話を含む。)があるような場合に、これを利用しての呼出しは何ら差し支えない。

2 執行指揮 (第2項)

呼出しを受けた者が出頭したときは、本人であることを確認した上、刑事施設の長に引き渡して、刑の執行を指揮する。刑事施設の長への引渡しは、実務上、検察事務官が身柄を刑事施設へ護送して引き渡している。なお、この護送に当たっては、手錠の使用等強制力の行使が可能である(注)。

(注) 昭41検務実務家会同執行事務関係1問答

第4 執行指揮書 (規程第19条)

1 執行指揮書の作成 (第1項、第2項)

法律上裁判の執行指揮は、書面でこれをすべきこととされている(刑訴法第473条)ので、これを受けて、自由刑の執行指揮は、執行指揮書(様式第10号)によることとされている。

なお、規程上は、検察システムにより執行指揮書を作成することとはされていないが、検察システムにより管理された事項を的確に反映させ、適正な刑の執行指揮を期するため、実務上、検察システムにより執行指揮書を作成することとされているので、留意する(注1)。

執行指揮書は、刑の執行を受ける者ごとに作成する。したがって、一つの判決で二人以上の者に対して刑の言渡しがあつた場合には、言渡しを受けた者ごとに、それぞれ各別に作成する。反面、同一人に対し1個の裁判で2個以上の自由刑の言渡しがあつたときは、同一の指揮書にその刑を列記すれば足りる。

執行指揮書には、執行すべき刑名・刑期・氏名・年齢・未決勾留日数の通算等所定の事項を記載するのであるが、この場合は、判決謄抄本や検察システムにより管理された事項が基本資料となるほか、必要に応じて関係の事件記録等をも参照して正確を期さなければならない。

なお、条件付執行指揮(規程第17条第2項)をする場合には、執行指揮書を適宜訂正して使用することとされている。これは訂正の措置を採ることによって、刑事施設職員に対し、条件付きの執行指揮であることの注意を喚起することとなるので、特に様式は定められていない(注2)。

(注1) 平成25年通達の記第3、7、(1)

(注2) 昭28検務実務家会同執行事務関係規程第60条関係2問答

2 執行指揮書の点検・確認

作成した執行指揮書の点検に当たっては、執行指揮をする検察官及び執行担当事務官において、判決謄本又は判決抄本によりその内容を確認するほか、執行指揮書の記載事項である「確定の日」、「刑の起算日」、「前科」、「処遇上の参考事項」及び「備考」の各欄の内容は、それぞれについて検察システムにより管理された事項及び必要に応じて事件記

録等との対照を徹底して行う。なお、処遇上の参考事項については、後記3, (2), 4, (7)参照。

また、拘禁中の者が収容されている刑事施設の長に対し執行指揮をする場合には、執行指揮書を刑事施設に送付する前に当該刑事施設の職員と当該拘禁中の者に関する次の事項について、電話等により突合せを行うこととされている(注)。

- ① 執行指揮の対象となる拘禁中の者の人定事項
- ② 裁判年月日、裁判結果(宣告内容)
- ③ 通算期間、確定の日及び刑の起算日
- ④ 別件受刑の有無(刑名・刑期、刑の起算日等)
- ⑤ その他参考事項(法定未決勾留日数を通算する場合の勾留関係、上訴の放棄又は取下げの場合の年月日等)

(注) 平成25年通達の記事3, 7

3 添付書類

(1) 裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本

執行指揮書には、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添付しなければならない(刑訴法第473条)。しかし、この添付された裁判書等の抄本に罪となるべき事実が記載されていないときは、罪となるべき事実が記載されている書面を追送しなければならない(規程第19条第3項)。これは、刑事施設における受刑者の処遇上の参考とするための措置である。

上訴審において上訴が棄却されて確定した下級審の裁判を執行するときは、実務上、刑を言い渡した裁判書等の謄本又は抄本のほかに上訴審の裁判書の謄本又は抄本をも添付している(注1)。

なお、天災事変等によって裁判書等の原本が滅失してその謄本等の作成が不能となった場合には、刑の言渡しを受けた者の氏名・年齢・

罪名・刑名・刑期等、刑の執行に支障がない程度に確定裁判の存在とその主文の内容を明確にできる資料を添付して、執行指揮をすることができる(注2)。

(2) 処遇上の参考事項調査票

検察官は、自由刑の実刑判決(一部執行猶予刑を含む。)が言い渡された全ての者について、その捜査及び公判の過程で判明した処遇上参考となる事項を「処遇上の参考事項調査票」に記載して作成し、同判決が確定した後、これを執行指揮書に添付することとされている(注3)。

これは、元々、行刑及び仮釈放の一層の適正化に寄与するため、凶悪事犯や暴力団関係者など一定の者について、処遇上参考となるべき事項を執行指揮書の処遇上の参考事項欄に記載して刑事施設の長に通知していたところ、再犯防止に向けた一層の取組が必要であるとの観点から、平成26年2月以降、自由刑の実刑判決が言い渡された全ての者を対象とすることとされたものである。

なお、本解説各論、第2章、第5, 2, (1)(64ページ)で述べたとおり、保護観察付全部執行猶予の判決を受けた者について、検察官は、その判決の言渡し後速やかに「処遇上の参考事項調査票」を作成し、「処遇上の参考事項通知書」に添付して保護観察所の長に通知することとされているが、この調査票は、刑の執行指揮書に添付する調査票と共通様式とされている。

(注1) 昭31検務実務家会同執行事務関係57問答

(注2) 昭20.6.29刑事9743号刑事局長通達、最(大)決昭26.7.18刑集5・8・1476

(注3) 平26.1.8刑総13号刑事局長通達

4 執行指揮書の記載要領

執行指揮書(様式第10号)の各欄の記載は、おおむね次の要領による。

なお、一部執行猶予刑を執行指揮する場合における執行指揮書の各欄の記載については、次の要領のほか、後記第5を参照されたい。

(1) 執行すべき刑名刑期

- ① 判決書の主文に表示された刑の種類とその期間
- ② 判決書と宣告刑が異なる場合は、宣告刑（証明資料を添付）
- ③ 恩赦により減刑されたときは、減刑後の刑期
- ④ 二以上の自由刑を同時に指揮する場合の記載は、「1, 懲役2年・2, 懲役1年」,あるいは「1, 第2事実 懲役2年・2, 第1事実 懲役1年」等執行順序を明示する（備考欄で執行順序を明らかにしてもよい。）。

(2) 確定の日

- ① 裁判確定の年月日
- ② 決定は、即時抗告の許されているもののほかは告知の日（執行力を生じた日）
- ③ 執行猶予言渡しの取消しの場合、原裁判（執行猶予の言渡しをした裁判）の確定日（注1）

(3) 刑の起算日

- ① 当該事件で勾留中の者については、裁判確定の日
- ② 他事件で勾留中の者については、執行指揮の日
- ③ 在宅者については、執行指揮書により現実に刑事施設に収容する日
- ④ 収容状を執行の上刑事施設に収容するときは、収容状を執行した日
- ⑤ 別件受刑中（労役場留置の執行を含む。）の者については、刑の起算日欄は空欄とし、備考欄に「現在執行中の刑に引き続き執行すべき旨を記載

(4) 通算期間

「裁定未決〇日算入、法定未決〇日通算」のように現実に通算すべき日数を記載する。実在しない勾留日数又は現実の勾留日数より多い裁定通算については、不問に付して執行しないこととなるが、この場合は、その事由を備考欄等に記載する。

(5) 氏名・生年月日

戸籍謄本などにより正確に記載する。万一、判決謄本と相違しているときは、その旨を備考欄又は付箋などに記載し、できれば身上調査書、戸籍抄本等を添付する。

(6) 前科

- ① 禁錮以上の刑に当たる前科の罪名、刑名刑期、刑の言渡しをした裁判所名及びその裁判の年月日を記載する（判決謄本の記載を引用してもよい。）。
- ② 前科が多くて本欄に記載することができないときは、別紙に記載して添付する。
- ③ 前科調書を添付して、本欄の記載に代えることもできる。

(7) 処遇上の参考事項

前記3, (2)で述べたとおり、現在の取扱いとしては、同欄に具体的な処遇上の参考事項を記載するのではなく、「別添処遇上の参考事項調査票のとおり」と記載した上、執行指揮書に同調査票を添付することとされている。

(8) 備考

- ① 規程第16条の第1号から第3号までに定める事項（刑の執行順序、現在執行中の刑に引き続き執行する旨又は現在執行中の刑の執行を取りやめて無期刑を執行する旨、刑法第51条第2項の適用があるときは執行すべき刑期）

- ② 上訴の放棄又は取下げの場合は、その年月日及びその旨（両者ともに裁判の確定事由となるものであるから、その時期及び事由を明確にする必要がある。）
- ③ 上訴裁判所の言渡しに係るとき及び非常上告、再審又は上訴権回復請求による裁判に係るときは、裁判確定前における各審級の裁判所名及びその言渡しの年月日
- ④ 法定未決勾留日数を通算する場合には、その根拠となるべき年月日
- 例えば、①勾留の年月日、②保釈又は勾留執行停止による釈放の年月日、③保釈取消し等による収容の年月日、④勾留中の被告人について上訴の放棄、上訴の申立て又はその取下げがあったときは、その年月日及びその旨、⑤当該刑については、勾留状が発せられていないが、勾留状が発せられていた他の罪と併合審理されたため法定未決勾留日数を通算したときは、その通算事由（いずれも法定未決勾留日数を通算する場合の基準日を示す。）
- ⑤ 更生保護法第80条第6項の規定により刑期に算入すべき留置日数については、これを算入すべき旨及び算入事由並びにその根拠となるべき年月日
- ⑥ 収容状を執行したときは、その年月日及びその旨
- ⑦ 恩赦事項
- ⑧ 執行猶予が取り消された刑の執行を指揮するときは、取消決定及びその確定の年月日並びにその旨
- ⑨ 刑の執行を受けるべき者が少年鑑別所に拘禁中のときは、「現在〇〇少年鑑別所に拘禁中の者」である旨（注2）
- ⑩ その他刑の執行上必要な事項

（注1） 昭28検務実務家会同執行事務関係規程第60条関係1問答

（注2） 昭25.6.10矯保甲966号刑政長官通達

第5 一部執行猶予刑の執行指揮

一部執行猶予刑の執行指揮については、特に規定は設けられていないため、基本的には、通常自由刑の執行指揮に関する規定に基づいて執行指揮を行うこととなる。

しかしながら、一部執行猶予刑については、実刑部分の期間の執行指揮に加え、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消された場合における猶予部分と執行猶予の言渡しの取消しの原因となった他刑（以下「取消原因刑」という。）の執行順序の関係、さらに、未決勾留日数の通算又は算入の方法など、その刑の執行指揮の運用上、次の諸点に留意する必要がある（注）。

（注） 平成28年通達の記第2.2

1 一部執行猶予刑の執行指揮について

一部執行猶予刑の執行指揮は、既に執行猶予の言渡しが取り消されている場合を除き、執行指揮書の執行すべき刑名刑期欄に実刑部分の期間を記載し、「（一部執行猶予刑の実刑部分）」と付記して行うこととなる。

2 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の最終日の翌日以後に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合について

刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されたとはいえ、実刑部分の期間は既に執行済みであることから、猶予部分の期間のみ、執行されることとなる。

この場合において、取消原因刑が存在するときは、取消原因刑の執行を指揮するとともに、猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。この場合において、取消原因刑が存在するときは、取消原因刑の執行を指揮するとともに、猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。この場合において、取消原因刑が存在するときは、取消原因刑の執行を指揮するとともに、猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。この場合において、取消原因刑が存在するときは、取消原因刑の執行を指揮するとともに、猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。

なお、拘禁されている刑がある場合、その刑期は裁判確定の日から起算される（刑法第23条第1項、第2項）ことから、取消原因刑について

勾留され、その勾留を利用して一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消手続が行われたような場合には、取消原因刑の執行と猶予部分の期間の執行とを同時に指揮することとなったとしても、刑の軽重にかかわらず、勾留されている取消原因刑が先に執行されることとなる。

また、上記の場合を除いて取消原因刑の執行と猶予部分の期間の執行とを同時に指揮することとなった場合は、両者のうち重い刑から先に執行されるのが原則であるところ（刑訴法第474条本文）、この場合における刑の軽重は、取消原因刑の刑期と猶予部分の期間を含む一部執行猶予刑の刑期全部とを比較して判断されるものと考えられるため、両者を比較した上、重い刑の執行に引き続き軽い刑を執行すべき旨を執行指揮書に明記して執行を指揮することとなる。

さらに、実刑部分の期間が既に執行済みである以上、実刑部分の期間の執行時に、未決勾留日数に相当する期間も執行済みとなる。したがって、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、未決勾留日数の重複算入を防止するため、その執行指揮書の通算期間欄に、実刑部分の期間の執行指揮書と重複して未決勾留日数を記載することのないよう留意するとともに、備考欄に、「未決勾留日数〇日は、先に執行指揮した本刑の実刑部分の期間に通算又は算入済みである。」など、未決勾留日数に相当する期間が執行済みである旨記載する。

3 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の最終日以前に、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合について

刑の一部の執行猶予の言渡しの裁判及びその言渡しの取消しの裁判は、検察システム上別個に管理されるものであることから、それぞれの刑期の執行の指揮も別個の執行指揮書により行う必要がある。そこで、一部執行猶予刑の刑期全部の執行を指揮するに当たり、いまだ実刑部分の期間の執行を指揮しておらず、取消しに係る猶予部分の期間の執行指揮と

同時に行う場合であっても、執行すべき刑名刑期欄に「(一部執行猶予刑の実刑部分)」と付記した執行指揮書により実刑部分の期間の執行を指揮するとともに、同欄に「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した別個の執行指揮書により猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。また、既に実刑部分の期間の執行を指揮していたときは、同欄に「(一部執行猶予刑の猶予部分)」と付記した別個の執行指揮書により猶予部分の期間の執行を指揮することとなる。

このように、一部執行猶予刑の刑期全部の執行の指揮は、実刑部分の期間と猶予部分の期間とでそれぞれ別個の執行指揮書によることとなるが、実刑部分の期間と猶予部分の期間とが別個に執行されるのではなく、猶予部分の期間を含む言い渡された刑期全部を執行されることとなるため、取消原因刑が存在する場合であって、その執行を指揮した後に、猶予部分の期間の執行を指揮したときも、猶予部分の期間が実刑部分の期間に引き続いて執行されることとなり、取消原因刑は、これら刑期全部の執行に引き続き執行されることとなる。

したがって、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、執行指揮書の備考欄に、「他に執行すべき懲役又は禁錮の有無にかかわらず、執行中の本刑の実刑部分の期間に引き続き執行されたい。」などと記載して、執行中の実刑部分の期間に引き続いて執行する旨を明らかにして指揮する必要がある。

また、執行の対象となるのは飽くまで言い渡された刑期全部であることから、未決勾留日数は、刑期全部に通算又は算入されることとなる（注）。

例えば、刑の一部の執行猶予の言渡しについて未決勾留日数が算入された場合において、実刑部分の期間の執行を指揮するときには、算入された未決勾留日数に相当する期間だけ実刑部分の期間が既に執行済みと

なるものと考えられる。その後、実刑部分の期間の最終日以前に執行猶予の言渡しを取り消され、猶予部分の期間の執行を指揮する場合には、実刑部分の期間のみではなく刑期全部が、算入された未決勾留日数に相当する期間だけ既に執行済みとなる。したがって、このような場合において、猶予部分の期間の執行を指揮するに当たっては、備考欄に、上記執行中の実刑部分の期間に引き続いて執行する旨の記載に加え、「先に執行を指揮した実刑部分の期間の執行指揮書の通算期間欄記載の未決勾留日数は、実刑部分の期間ではなく本刑の刑期全部に通算又は算入して刑期を計算されたい。」などと記載して、刑期全部から未決勾留日数を控除する旨を明記する。この指摘をしなかった場合、刑期全部の終了日の計算を誤り、不当に長く受刑させてしまうなどの過誤にもつながりかねないことから、留意する必要がある。

他方、通算期間欄の未決勾留日数の記載は、重複して算入することを防止するため、実刑部分の期間の執行指揮書にのみ記載し、猶予部分の期間の執行指揮書には重複して記載しない取扱いとされているので、留意する。

(注) 未決勾留日数を算入する場合、「本刑」(刑法第21条)とは、判決において言い渡される懲役又は禁錮の全体であって、その一部である実刑部分の期間又は猶予部分の期間を指定して未決勾留日数を算入することはできないものと考えられている(平28.4.28刑制43号刑事局長通達)。

4 刑の全部の執行猶予を言い渡された者が、その執行猶予期間中に再犯を犯し、当該再犯について更に刑の一部の執行猶予を言い渡された場合について

この場合、刑の一部の執行猶予の言渡しの判決確定後、先に言い渡された刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消される(刑法第26条第1号)。

そして、先に確定した一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行を先行

して指揮した場合において、その後に全部執行猶予が取り消された刑を執行する際には、執行中の刑(一部執行猶予刑の実刑部分の期間)に引き続き執行すべき旨を明らかにして、その執行を指揮することとなる(規程第16条第2号)。この場合、一部執行猶予刑の猶予の期間は、一部執行猶予刑の実刑部分の期間及び全部執行猶予が取り消された刑が順次執行され、その最終日の翌日から起算される(刑法第27条の2第3項)。

他方、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行と全部執行猶予の言渡しを取り消された刑の執行とを同時に指揮することとなった場合においても刑訴法第474条本文の規定により重い刑から先に執行することとなる。その刑の軽重は、一部執行猶予刑の実刑部分の期間(注)と全部執行猶予の言渡しを取り消された刑の刑期とを比較して判断されるものと考えられるため、両者を比較した上、重い刑の執行に引き続き軽い刑を執行すべき旨を執行指揮書に明記して執行を指揮することとなる。

(注) 前記2のように、猶予部分の期間を含む一部執行猶予刑の刑期全部と比較するのではない点に注意が必要である。これは、前記2について、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された結果、執行される刑期が実刑部分の期間と猶予部分の期間を併せた一部執行猶予刑の刑期全部となり、その刑期全部について執行力が発生するのに対し、4については、飽くまで実刑部分の期間のみの執行であり、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されていない時点においては、猶予部分の期間について執行力が発生していないからである。

第6 執行の延期(規程第20条)

1 執行延期の意義

執行延期は、実際上は刑の執行停止と何ら変わらない。したがって、執行延期は、法令に基づかない、言わば簡易な執行停止ともいえるものである。しかし、法令(刑訴法第480条、第482条)に基づく執行停止は

比較的長期のそれが予想されるのに対し、執行延期は、極めて短期間の場合が予想されている。したがって、長期にわたり延期する場合には、執行停止の手續によるべきである（注）。なお、執行延期は、主として監査的観点から制度化されたものであるから、その運用については慎重を期さなければならない。また、執行延期は、事実上刑の執行は停止するが、法令に基づく手續ではないから、刑の時効の進行（刑法第32条）は停止されないことに十分注意を要する。

（注） 昭33検務実務家会同執行事務関係28問答

2 延期の方法等（第1項、第2項）

刑の言渡しを受けた者から執行延期の申立てがあったときは、検察官は、申立書を提出させた上、その事由について調査しなければならない。この調査は迅速に行う必要がある。調査に日時を要しては、事実上執行延期を行ったと同じ結果をもたらすこととなるからである。調査の結果、執行を延期することにつきやむを得ない事情（注）があると認めるときに限り、刑執行延期決定書（様式第11号）を作成して刑の執行を延期する。なお、延期後、その事由について引き続き調査することとされているが、これは、延期事由となったやむを得ない事情がやめば、速やかに刑の執行を指揮する必要があるからである。

なお、執行延期の事由についての調査を警察署の長に依頼するときは、規程第22条に規定する裁判執行関係事項照会書（様式第20号）によることになるが、急速を要する場合には電話その他適宜な方法によって依頼することを妨げる趣旨でないことはもちろんである。

（注） 執行停止（刑訴法第482条）の事由に準ずる。執行停止の事由よりも実質的に程度の低いものであっても差し支えないであろうが、執行延期の認定要素について、当初の「相当と認めるとき」が、その後「やむを得ない事情があると認めるとき」に改められた（「執行事務規程」（昭和28年6月1日付け法務省刑事

局秘第130号法務大臣訓令）の一部改正（昭和33年）による。）経緯に照らし、その判断は慎重を要する。

第7 逃亡者等に対する処置（規程第21条）

刑の執行は、その全てが円滑に行われるものとは限らない。その執行の障害となるものの一つに刑の言渡しを受けた者の逃亡がある。これら逃亡者等に対する刑の執行を確保する手段として、刑訴法は、収容状の制度を設けている（刑訴法第484条ないし第489条）。

1 収容状の発付及びその執行等（第1項）

刑の言渡しを受けた者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状（様式第12号）を発付して、検察事務官又は司法警察職員に対してその執行を指揮する（刑訴法第489条、第70条本文）。収容状は勾引状と同一の効力を有し（刑訴法第488条）、またその執行も勾引状に準ずるものとされている（刑訴法第489条）。

したがって、収容状の執行に当たっては、戒具の使用が許されるが、その場合でも、収容すべき者の身体及び名誉を保全することに注意しなければならない（刑訴規則第68条）。

なお、司法警察職員に対する収容状の執行指揮を取り消すときは収容状執行指揮取消書（様式第13号）による。また、司法警察員に対し収容状を発付させるときは、収容状発付指揮書（様式第14号）により、その指揮の取消しをするときは、収容状発付指揮取消書（様式第15号）によることとされている。

2 検事長に対する刑事施設への収容の請求及びその収容状発付命令（第2項、第3項）

検察官は、自ら収容状を発するほか、検事長に対しても刑の言渡しを受けた者の刑事施設への収容を請求することができる（刑訴法第486条

第1項)。そして、この請求は収容請求書(様式第16号)による。請求を受けた検事長は、その管内の検察官に収容状を発することを命ずることとなる(刑訴法第486条第2項)が、この場合には収容状発付命令書(様式第18号)による。

ところで、検察官は、刑事施設へ収容すべき事由が消滅したときは、検事長に対して刑事施設への収容の請求の取消しをすることとなるが、この場合には、収容請求取消書(様式第17号)による。この取消しは、刑の執行が嘱託によって行われた場合にも、刑事施設への収容請求をした検察官が行うこととされている(注)。また、検事長がその管内の検察官に対して収容状発付命令を取り消すときは、収容状発付命令取消書(様式第19号)によることとなる。

なお、刑の時効が完成した場合には、速やかに取り消す必要がある。

(注) 昭32検務実務家会同執行事務関係28問答

3 刑の執行指揮(第4項)

刑の言渡しを受けた者が収容状により引致されたときは、執行指揮書により刑の執行を指揮する。この場合には、収容状執行の日から刑期が起算され、規程第16条、第18条第2項及び第19条の規定が適用される。収容状の執行を受けた者は、本人であることの確認のため一旦検察庁に引致されて(したがって、収容状の引致官署欄には検察庁名を記載することとされている。)所要の手続を終えた上、執行指揮書等関係書類と共に、更に刑事施設に護送される。この場合にも、もとより強制力の行使が可能である(注1)。なお、引致された者が引致後発病する等の事由により、所定の執行指揮をすることが相当でない場合には、刑訴法第480条又は第482条の規定により、刑の執行を停止した上釈放することとなる(注2)。

(注1) この強制力の行使は、収容状の効力によるものと解されている。

(注2) 昭34検務実務家会同執行事務関係14問答

4 検察システムによる管理(第5項)

執行担当事務官は、検察システムにより、収容状の発付及び執行、収容請求に関する事項を管理する。その取消しに関する事項についても同様である。

第8 裁判執行関係事項の照会等(規程第22条、第24条)

検察官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができるとされており(刑訴法第507条)、この場合における照会は、裁判執行関係事項照会書(様式第20号)による(規程第22条)。

例えば、とん刑者の所在の調査や、刑の執行を延期した後、その事由についての調査を警察署の長に依頼する場合にも、この照会書によることとなる。

また、検察官がとん刑者の所在の調査を他の検察庁の検察官に嘱託するときは、裁判執行に関する調査嘱託書(様式第21号)によることとなる(規程第24条)。

この場合において、その調査の結果、とん刑者の所在が判明したときは、所在の調査の嘱託を受けた庁にあっては、速やかに調査を嘱託した検察庁にその旨を回答し、所在の調査を嘱託した庁にあっては、改めて自由刑の執行指揮の嘱託(規程第25条)等を行うこととなる。

なお、所在の調査の嘱託を受けた検察庁の執行担当事務官は、第7章「共助」の規定による事務を行う必要はなく、適宜の方法により調査嘱託の内容、調査結果及び回答について管理すれば足りる(注)。

(注) 平成25年通達の記第3、10

第9 自由刑の執行指揮の嘱託(規程第25条)

1 嘱託の方法等(第1項、第3項)

自由刑の言渡しを受けた者が他の検察庁の管轄区域内に現在する場合には、その検察庁の検察官に刑の執行指揮を囑託することができる（検察庁法第31条）。この囑託は、裁判執行指揮囑託書（様式第7号）により行う。電話又はファクシミリによる囑託も理論上可能であるが、既に述べたように（本節第4, 3（80ページ））、受託した検察官が実際に刑の執行指揮をするときには、囑託する検察官から判決謄本等の送付を受けて、執行指揮書に添付する必要があることから、規程上は電話又はファクシミリによる囑託という方法は想定しておらず、その旨の規定も設けられていない（注1）。

なお、執行指揮を囑託する場合には、事前に、刑の言渡しを受けた者の所在調査の囑託が行われることが多いのであるが、その受託庁では、刑の執行指揮を受託しない限り、収容状の発付はできないものとされている（注2）。

（注1） 昭28検務実務家会同執行事務関係規程第64条関係2問答

（注2） 昭28検務実務家会同執行事務関係規程第64条関係4問答。ただし、とん刑者について刑法第485条及び第486条の規定により収容状が発付されている場合において、とん刑者の所在が判明したときは、当該収容状により収容し、その後速やかに刑の執行指揮の囑託を受けて、執行指揮を行えば足りる。

2 添付書類（第2項）

刑の執行指揮を囑託する場合には、囑託書に判決謄本を添付し、更に必要があるときは、指紋、写真その他刑の言渡しを受けた者を特定するに足りる資料を併せて添付する。規程上「必要があるとき」とされているが、自由刑の言渡しを受けた者が逃亡中の者であるような場合には、指紋や写真は当然添付すべきである。

第10 自由刑の執行指揮終了後の通知（規程第26条）

1 警察署の長に対する通知（第1号）

(1) 執行担当事務官は、刑の執行指揮により刑事施設に収容された者が、保釈者又は勾留執行停止者であったときは、その者が刑事施設に収容される前に居住していた地を管轄する警察署の長に対して、保釈者・勾留執行停止者収容通知書（様式第22号）を送付する手続を行い、検察システムによりその旨を管理する。この手続は、刑の執行指揮が囑託に基づいてなされた場合には、囑託をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官が行うものとされている。

(2) 上記の手続は、事件事務規程第102条第2項に「保釈許可決定又は勾留執行停止決定により被告人を釈放したときは、令状担当事務官は、保釈・勾留執行停止釈放通知書により被告人の帰住地を管轄する警察署の長に対してその旨を通知する。」と定められており、この通知を受けた警察署においては、これにより管内に保釈又は勾留執行停止者がいることを知り、また、その者について所要の手続をとることとされているので、当該保釈又は勾留執行停止者が刑事施設に収容されれば、これらの手続を打ち切る必要があるところから定められたものである。

2 裁判所に対する通知（第2号）

執行担当事務官は、執行指揮に係る刑の言渡しを受けた者が、別件で裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、その裁判所に対して刑執行指揮通知書（様式第23号）を送付する手続を行い、検察システムによりその旨を管理する。その裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、この通知書は、その検察庁の検察官を経由して送付するものとされている。

この手続は、被告人の現在場所を明らかにすることによって、別事件に係属している裁判所の審理に協力するとともに、被告人が勾留されている事件については、未決勾留日数の通算について過誤のないようにす

ることを目的とするものであって、重要な意義を持つものである。したがって、正確な通知の励行が望まれるわけである（注1）。

なお、勾留中の被告人等に対して別事件により自由刑の執行（残刑の執行を含む。）を開始した場合には、刑事施設から当該事件に係属している裁判所に対応する検察庁の検察官に対してその旨の通報がなされることとなっており（注2）、この通報を受けた場合にも、前同様裁判所に対し通知することとされている（規程第56条）（注3）。

（注1） この通知は、警察署に対する通知のように特段の定め（第1号ただし書）がないから、刑執行指揮が囑託に基づいて行われた場合には、受託庁で行われることとなる。もっとも、囑託庁で事前にその事実を知っている場合には、例えば、囑託する際にその旨を受託庁に連絡し、受託庁から速やかに通知手続が行われるよう配慮することが望ましい。

（注2） 昭33.11.20矯正甲1066号矯正局長通達

（注3） 昭33.11.29刑事20113号刑事局長通達

第11 保証金の没取請求（規程第27条）

1 請求の方法

刑訴法第96条第3項の規定に基づく保証金没取の請求は、保釈保証金没取請求書（様式第24号）による。この請求書には、没取事由を疎明する資料を添付し、執行指揮検察官の属する検察庁の対応する裁判所に対して請求する。もっとも刑事確定訴訟記録が執行指揮検察官の属する検察庁以外の検察庁にあるときは、その検察庁の対応する裁判所に対して請求することとされている（注）。

没取請求をしたとき、及びその請求に対する決定があったときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

保釈保証金の没取については、法律的にも実務的にもいろいろ問題が多い。特に没取の時期、没取をなすべき管轄裁判所、さらには没取決定

の告知の要否について問題がある。したがって、没取の請求をする際には、これらの問題点をよく把握して誤りのないようにしなければならない。

（注） 最（3小）決昭32.10.23刑集11・10・2694。このほか、結論において同趣旨の東京高決昭29.6.30高刑集7・7・1091がある。なお、この二つの決定の評釈については、横井大三「研修・判例研究」研修114号54ページがある。

2 没取決定の時期

刑訴法第96条第3項は、「保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない」と規定している。同規定の趣旨は、保釈保証金没取の制裁の予告の下、これによって逃亡等を防止するとともに、保釈された者が逃亡等をした場合には、上記制裁を科することにより、刑の確実な執行を担保することにあるとされている（注1）。

同規定中の「保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後」とは、①保釈中の者が禁錮以上の刑の宣告を受け保釈が効力を失った後その判決が確定した場合だけでなく、②保釈を取り消されたが保証金を没取されなかった者が刑の宣告を受けその判決が確定した場合をも含み（注2）、さらに、③刑の言渡し後保釈を許された者についてその判決が確定した場合をも含むものとする（注3）。

なお、刑の時効が完成した場合には、保証金は刑の執行を担保する目的を失うから、これを没取することはできない（注4）。しかし、一旦逃亡の事実があり、これに基づいて没取決定があれば、その後刑の執行を受けたとしても決定の効力には影響がない（注5）。さらに、このような考え方は、逃亡者等について没取請求後、没取決定前にその所在を発見し収容した場合も同様であって、この場合にも没取決定は可能とさ

れている(注6)。

また、刑事施設に収容され刑の執行が開始された後に保証金を没取することができるかどうかについては、高裁の判断が分かっていたところであるが、その後最高裁において、このような場合においても、前記没取制度の趣旨に鑑み、没取することができる旨の判断が示された(注7)。

なお、この最高裁の事例は、収容前に没取請求がなされていたものであり、収容後の没取請求が許されるかどうかについては、最高裁の判断は示されていないが、高裁・地裁においては、収容後の没取請求に対し、没取決定がなされた裁判例も存在しており(注8)、実務上は、このような場合でも没取請求ができると解するのが相当であるとされている(注9)。

一方で、保釈された者が実刑判決を受け、その判決が確定するまでの間に逃亡等を行ったとしても、判決確定前までにそれが解消され、判決確定後の時期において逃亡等の事実がない場合には、保証金を没取することができないとされているので、注意が必要である(注10)。

(注1, 7) 最(1小)決平21.12.9刑集63・11・2907

(注2) 昭42検務実務家会同執行事務関係1問答

(注3) 小野清一郎ほか「刑事訴訟法(上)【新版】ポケット註釈全書」229ページ

(注4) 名古屋高決昭31.2.25高刑特3・5・172, 昭30.10.19(最)刑二184号刑事局長回答

(注5) 名古屋高決昭31.12.17高刑特3・24・1240

(注6) 昭32検務実務家会同徴収事務関係23問答

(注8) 高松高決昭51.12.9公刊物未登載, 東京地決平9.2.28公刊物未登載

(注9) 平9.4.22刑総487号刑事局長参考送付

(注10) 最(2小)決平22.12.20刑集64・8・1356

3 没取決定の告知の要否

没取決定も裁判告知の原則(刑訴規則第34条)に従って告知を要することはいうまでもなく、それは裁判の効力発生要件として必要不可欠である。しかしながら、被告人(又は刑の言渡しを受けた者)が逃亡していることを理由に保証金の没取決定をした場合には、事実上告知は不可能である。そこで、この告知をどうすればよいかということが問題になるが、裁判例としては、被告人に対する告知は必要でないとするもの(注1)と、告知は必要であるが、送達(告知)のための住居等の届出義務(刑訴規則第62条第1項)に違反しているときは、決定謄本を審判郵便に付したときに送達したとみなされるとするもの(注2)がある。実務上は、告知は要しないものとして取り扱うことが相当であるとされている(注3)。

なお、従来最高裁は、被告人以外の者が保証金を納付したり、保証書を差し出している場合に、その保証金を没取する決定があったときは、その者は刑訴法第351条にいう被告人でないことはもちろん、刑訴法第352条にいう「被告人以外の者で決定を受けたもの」にも該当しないという理由で、不服申立て(抗告)はできないものとしていた(注4)が、その後、最高裁大法廷において、この判例を変更して積極的に解している(注5)。

(注1) 鹿児島地決昭34.3.10裁判所時報276・4

(注2) 福岡高宮崎支部決昭34.9.8高刑集12・7・714

(注3) 昭31.5.4刑事10715号刑事局長事務代理回答

(注4) 最(2小)決昭31.8.22刑集10・8・1273, 最(2小)決昭34.2.13刑集13・2・153

(注5) 最(大)決昭43.6.12刑集22・6・462, なお、最高裁では、同決定の後、全国の裁判所に対し、このような場合には、被告人以外の保釈保証金納付者

又は保証書差出人に対しても、刑訴規則第34条に基づく裁判書の謄本の送達が必要である旨の通知を发出している。

4 没取の裁判の執行

没取の裁判は、その性質上、基本的に裁判所又は裁判官の指揮（刑訴法第472条第1項ただし書）により裁判所職員が執行すべきものとされており、検察官の執行指揮によって没取の裁判を執行する場合は、保釈保証金が保証書による場合のみに限ることは前に述べた（本解説総論、第1章、第4、2、②（12ページ））。そして、検察官が執行指揮をする場合の執行手続は、徴収事務規程の定めるところによる（徴収事務規程第10条等。なお、保証書について、徴収事務解説（九訂）50、51ページ参照）。

第12 刑の執行不能決定（規程第28条）

1 執行不能の事由（第1項各号）

刑の執行権は、一般的にその執行によって消滅するほか、一定の事由によってこれと同様の効果をもたらす場合があることについては、既に述べた（本解説総論、第2章、第6、1（43ページ））。そこで、そのような事由がある場合には、もとより刑の執行は不能となる。すなわち、①刑の時効が完成したとき（第1号）（注）、②刑の言渡しを受けた者について大赦、特赦、刑の執行の免除があったとき（第2号）、③刑の言渡しを受けた者が死亡したとき（第3号）、④通算すべき未決勾留日数が言い渡された刑の刑期以上であるとき（第4号）、⑤非常上告、再審又は上訴権回復請求の結果、新たに言い渡された刑につき、規程第16条第4号により通算すべき前の執行日数がその刑期以上であるとき（第5号）、⑥刑の分離決定、減刑等の事由により執行すべき刑期がないとき（第6号）がそれである。

（注） 実務上用いられる時効満了日とは、時効期間の末日をいい、時効完成日とは

満了日の翌日をいう（昭33検務実務家会同執行事務関係39問答）。

2 不能決定の処分（第1項本文）

前記の事由が発生したときは、執行指揮検察官は、刑執行不能決定書（様式第25号）により執行不能決定の処分をする。この処分をする者は執行指揮検察官に限られ、執行指揮の囑託を受けた検察官において行うことはできない。したがって、執行指揮の囑託を受けた検察官は、この執行不能の事由がある場合には、執行指揮検察官に返囑することとされている（規程第52条第2項）。刑執行不能決定書には、執行不能事由を証明する関係書類を添付しなければならない。すなわち、時効完成による場合は判決謄本、所在捜査関係書類等を、恩赦による場合は恩赦事項の付記された判決謄抄本等を、死亡による場合は除籍謄本その他死亡を確認すべき書類を添付する。

第4章 刑の執行停止及び刑の執行順序変更

第1節 刑の執行停止

第1 死刑の執行停止（規程第29条）

1 停止事由の発生報告（第1項）

死刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるとき、又はその者が女子であつて懐胎しているときは、法務大臣の命令によって執行を停止する（刑訴法第479条第1項、第2項）。そこで、執行指揮検察官は、このような事由があると認めるとき（注）は、直ちに法務大臣に報告して執行停止をするかどうかについて指揮を受けなければならない。

（注） 死刑確定者について、死刑執行停止の事由が発生したとき、又はその事由がなくなったときは、その都度刑事施設から検察官に通知されることになっている（昭28.8.18矯正甲950号の2矯正局長回答）。

2 停止の処置（第4項）

法務大臣から死刑の執行を停止する命令があつたときは、死刑の執行指揮検察官は、刑の執行停止書（様式第26号）を作成して、死刑確定者が収容されている刑事施設の長に対して死刑の執行を停止した旨を通知する。この場合、既に死刑の執行指揮がなされているときは、執行を停止する旨を直ちに指揮しなければならない。

3 停止事由の消滅報告（第2項）

死刑執行停止の事由がなくなつたと認められる場合も、第1項と同様に法務大臣に報告して指揮を受けることになる。この場合の報告には、刑訴法第479条第4項の規定によって準用される刑訴法第475条第2項に定める6か月の起算日を明らかにするため、停止事由がなくなつたと認

められる日（つまり心神喪失の状態が回復した日、又は出産の日）を明らかにすることが必要である。

4 死刑執行の指揮が囑託されている場合等の特則（第3項、第5項、第6項）

死刑執行指揮の囑託を受けた検察官が執行停止事由の発生を知つたときは、速やかに、その旨を囑託をした検察官（執行指揮検察官）に通知する一方、法務大臣にも報告しなければならない。また、死刑確定者の移送を受けている地元の地方検察庁の検察官が、執行停止事由の発生及びその消滅を知つたときも同様であるが、この場合には、執行指揮検察官に対する通知だけで、法務大臣に対する報告は必要としない。この場合の法務大臣に対する報告は、執行指揮検察官からなされるからである（第3項、第13条第2項、第4項）。

法務大臣から死刑の執行を停止する命令があつた場合に、既に死刑の執行指揮を他の検察庁の検察官に囑託しているときは、直ちにその旨を囑託先の検察官に通知して返囑を求めた上、刑の執行停止書を作成する。通知を受けた受託検察官は、死刑の執行指揮を取り消した上、返囑することとされている（第5項、第6項）。

5 検察システムでの管理

死刑執行に関する事項について検察システムにより管理することについては既に述べたが（規程第15条。本解説各論、第3章、第1節、第5（73ページ））、その場合の留意事項にかかわらず、死刑の執行停止に関する事項については、その事由が発生した都度、その処分をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官が検察システムにより管理することとされている（規程第38条）（注）。

（注） 平成25年通達の記第3、14、(2)

第2 自由刑の執行停止（規程第30条、第31条）

1 執行停止の通則

(1) 自由刑の執行停止には、法律上必ずその執行を停止すべき場合（刑訴法第480条）と、検察官の裁量によって執行を停止する場合（刑訴法第482条）とがあつて、実務上、前者を「必要的刑の執行停止」、後者を「任意的刑の執行停止」と呼んでいる。

(2) 刑の執行停止の権限を有する検察官は、刑の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡しを受けた者の所在地を管轄する地方検察庁の検察官とされている（刑訴法第480条、第482条）。刑訴法第472条第2項本文に規定する検察官もまた執行停止の権限を有する（注1）。

(3) 刑の執行停止は、刑の執行前でもできる。刑訴法第480条又は第482条に定める執行停止の要件は、いずれも自由刑を執行するに当たって、その障害となるべき事由と解すべきであり、その障害事由の存することによって、自由刑の執行上に障害を生ずると認められる場合においては、現に刑の執行中であるかどうかを問わず、その執行を停止すべきものと考えられるからである（注2）。なお、第2刑について執行指揮の後執行停止する場合には、執行中の第1刑のみについて執行停止すれば足りる（注3）。

(4) 刑の執行停止期間中は、刑の時効は停止される（刑法第33条）。

（注1） 昭32検務実務家会同執行事務関係16問答

（注2） 昭28.5.21刑事12550号刑事局長回答

（注3） 昭38検務実務家会同執行事務関係1問答

2 必要的刑の執行停止（規程第30条）

自由刑の言渡しを受けた者が心神喪失の状態にあるときは、その状態が回復するまでその刑の執行を停止しなければならない（刑訴法第480条）。したがって、同条に規定する事由があるとして、刑事施設の長又

は刑の言渡しを受けた者の関係人から執行停止の上申があつたときは、検察官はその事由を審査することとなる（第1項）。そして、検察官は、その審査をした場合において、このような事由があると認めるときは、刑の執行停止書を作成して（第2項）、さらに、刑の執行を停止される者が刑事施設に収容中のときは、釈放指揮書によって、その者が収容されている刑事施設の長に対して釈放を指揮する。釈放指揮書には刑の執行停止書の謄本を添付することとされている（第3項）。この手続は、いわゆる上申に基づく場合であるが、検察官が職権で執行を停止する場合にも、これらの手続が準用される（第4項）。

なお、刑訴法第365条（上訴権回復請求があつた場合）及び第448条第2項（再審開始決定があつた場合）の規定により刑の執行を停止する裁判（決定）があつたときは、事実上、規程第30条に規定する手続に準じて必要な手続をとることになる。

3 任意的刑の執行停止（規程第31条）

(1) 自由刑の言渡しを受けた者について、次のような事由があるときは、その刑の執行を停止することができる（刑訴法第482条）。

① 刑の執行によって、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできないおそれがあるとき。

② 年齢70年以上であるとき。

③ 受胎後150日以上であるとき。

④ 出産後60日を経過しないとき。

⑤ 刑の執行によって回復することのできない不利益を生ずるおそれがあるとき。

⑥ 祖父母又は父母が年齢70年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

⑦ 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

⑧ その他重大な事由があるとき（注1）。

(2) 上記のような事由によって、刑事施設の長や刑の言渡しを受けた者又はその関係人から執行停止の上申があったときは、検察官はその事由を審査することとなる。そして、検察官は、その審査をした場合において、上記のような事由がある場合であって、刑の執行を停止するのが相当であると認めるときは、刑の執行停止書を作成する。その後の釈放手続については、必要的刑の執行停止の場合と同様である。検察官が職権により任意的刑の執行停止の手続を行う場合にも、これらの手続が準用される。

なお、刑訴法第442条ただし書（再審請求があった場合）の規定により、検察官が刑の執行を停止する場合には、事実上、規程第31条に規定する手続に準じて必要な手続をとることになる。

(3) 任意的刑の執行停止については、昭和28年に刑事訴訟法の一部が改正される前は、検事総長又は検事長の許可を必要としていたが、改正後はその必要がなくなった。しかしながら、運用としては、検察庁内における監督権に基づき、一定の基準を設けて適正を図る意味で、区検察庁の検察官が刑の執行停止をする場合には、急速を要するときを除いて、検事正又は検事正の指定する地方検察庁支部長の許可を受けることとされている（注2）。

（注1） 例えば、自由刑の執行中に死刑の判決が確定したため、自由刑の執行を停止する場合（規程第32条）、自由刑の執行中に労務場留置を執行する場合（徴収事務規程第29条第1項）なども、重大な事由があるときに該当する。

（注2） 昭28.11.5 刑事30404号刑事局長通達

第3 死刑判決確定後の自由刑の執行取止指揮等（規程第32条）

死刑の判決が確定した罪と自由刑の判決が確定した罪とが併合罪の関係にある場合には、法律上当然にその自由刑を執行することはできないし、

そうでない場合にも同様の取扱いとされていることは既に述べた（本解説総論、第2章、第2、2（17ページ））。

1 自由刑の執行取止指揮（第1項）

死刑の判決が確定すると、死刑の言渡しを受けた者が収容されている刑事施設の長に対して死刑判決確定通知をすることとされている（規程第11条第1項）のであるが、この場合に、死刑確定者が、死刑の判決が確定した罪と併合罪の関係にある他の罪によって自由刑の執行を受けているときは、法律上その自由刑は執行できない（刑法第51条第1項ただし書）ので、刑執行取止指揮書（様式第8号）により執行を取りやめる旨を指揮する（注）。

（注） 「執行を取りやめる」わけであるから、将来、死刑が恩赦により無期刑に、更には有期刑に減刑された場合にも、取りやめた自由刑は執行されることはない。

2 自由刑の執行停止指揮

(1) 検察官が自由刑の執行停止の権限がある場合（第1項）

上記の執行中の自由刑に係る罪が、死刑に係る罪と併合罪の関係にない場合にも自由刑は執行しないこととなるが、この場合には、刑訴法第482条第8号に当たるものとして、同条に規定する権限のある検察官において、まず自由刑の執行停止の手続（注1）を行い、その上で、刑執行停止指揮書（様式第27号）（刑の執行停止書の謄本を添付する。）により、刑事施設の長に対して執行を停止（注2）する旨を指揮することとなる。

(2) 検察官が自由刑の執行停止の権限がない場合（第2項、第3項）

第1項の場合において、検察官が自由刑の執行停止の権限がない場合には、その手続をとることはもとより許されない。そこで、検察官は、死刑判決確定通知書（乙）（様式第28号）により、自由刑につい

て執行停止の権限のある検察庁の検察官に対しその旨を通知し、その通知を受けた検察官において、第1項に規定する手続に準じ、刑の執行停止の指揮をし、第2項による通知をした検察官にその旨を通知することとなる。

(注1) ここにいう自由刑の執行停止の手続とは、刑の執行停止書の作成や、刑の執行停止をした検察官が、刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官であるときにおける規程第33条第3項に定める手続（執行指揮検察官に対する停止通知）、さらに、検察システムによるこれらの手続に関する事項の管理をいう。

(注2) 執行の停止であるから、執行の取りやめとは異なる。したがって、将来死刑が恩赦により無期刑あるいは有期刑に減刑された場合には、執行停止を取り消して自由刑の執行を再開することも、当然あり得るわけである。

第4 刑執行停止後の処置（規程第33条）

1 刑執行停止の通知（第1項、第2項）

検察官が刑の執行を停止したとき（規程第30条、第31条）は、執行担当事務官は、刑執行停止通知書（甲）（様式第29号）により、刑の執行を停止された者（刑執行停止者）の居住地を管轄する警察署の長に対し、その旨を通知する。

刑の執行指揮前に刑の執行が停止されたときは、執行担当事務官は、刑執行停止者にその旨を通知する。この通知の方法については、規程には特に定めがないので、適宜な書面又は口頭によることとなる（注）。

（注）平成25年通達の記第3、14、(3)。

2 刑執行停止後の事後処分（第3項～第8項）

(1) 事後処分の内容

刑の執行を停止した場合には、刑執行停止取消しに必要な調査その他の事後処分を行うこととなる。

刑執行停止取消しに必要な調査として、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求める場合には、裁判執行関係事項照会書（様式第20号）による。

その調査の結果、刑の執行停止の事由がなくなったときは、これを取り消して刑の執行を指揮しなければならない（規程第34条）。

また、刑執行停止取消しとは全然別個の事後処分として、刑執行停止者について更生保護法第88条に基づく保護の請求をする場合もある。この保護請求は、保護請求書（様式第31号）によるものとされている。

(2) 事後処分をなすべき検察官

① 原則（第5項）

上記のような事後処分の手続は、保護請求の手続を除き、原則として執行指揮検察官が行うこととされている。したがって、刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が、刑の執行を停止したときは、刑執行停止者の居住地を管轄する警察署の長に対する通知を終えた後、刑執行停止通知書（乙）（様式第30号）に、刑の執行停止書その他一切の関係書類を添付して、執行指揮検察官に送付することとなる（注1）。

上記により刑執行停止通知書（乙）の送付を受けた執行指揮検察官は、所要の事後処分の手続を進めることとなるが、他方、その検察庁の執行担当事務官は、速やかに送付庁の執行担当事務官に対し、刑執行停止通知書（乙）の送付があった旨を通知する（第4項）（注2）。

② 例外（特例）（第7項）

刑執行停止後の事後処分の原則は上記のとおりであるが、刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が、刑の執

行を停止した場合においても、事後処分をすることが許される場合がある。すなわち、①刑執行停止者とその検察庁の管轄区域内に存在する間（注3）若しくは②停止期間が極めて短期間であるとき又は③刑執行停止の取消しにつき緊急を要するとき（例えば、停止事由が虚偽であることが発覚し、逃亡のおそれがある場合）は、例外として、執行停止をした検察官において事後処分をすることが許されている。この場合には、残刑執行指揮等所定の手続が終わった後、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知することとされている。

（注1） なお、刑の執行指揮の嘱託を受けた者について刑の執行停止をした後、例えば、その者が所在不明となって執行指揮検察官に関係書類を送付する場合には、更に規程第52条第2項の手続（返嘱）をも要する（昭42.12.28刑事（総）931号刑事局総務課長通達）。

（注2） この通知は、検察システムの電子メール機能を使用することとされている（執行事務取扱要領第6.（4）、オ）。

（注3） この事由で事後処分を行う場合には、刑執行停止者の帰住後の状況を停止後速やかに調査し、現住する期間が6か月を超える場合及び刑の執行指揮の嘱託を受けて執行着手前に刑の執行を停止した場合には、執行指揮検察官に対し、適宜の方法により刑執行停止中の旨を通報することとされている（昭34.8.25刑事17802号刑事局長通達）。

第5 残刑の執行指揮等（規程第34条）

1 執行停止の取消し（第1項）

刑の執行停止の取消しについては、現行法上何らの規定もないが、刑の執行停止の権限が検察官にあるのであるから、その取消し権限も当然検察官にあるものと解されている。刑の執行停止の取消し及び残刑の執行指揮等の事後処分は、執行指揮検察官のほか、一定の場合には刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官も、その権限を

行使できることについては既に述べた。

ところで、検察官は、刑執行停止者について刑の執行停止の事由がなくなつたときは、速やかに刑の執行停止を取り消さなければならない。この場合には、刑の執行停止取消書（様式第32号）を作成する。この執行停止の事由がなくなつたかどうかということの認定については、多少の問題がある（注）。

（注） 刑の執行停止の事由がなくなつたときは、停止事由によりそれぞれ異なり、必ずしも明確でない場合がある。例えば、刑訴法第482条第1号所定の事由により刑の執行を停止したところ、その後所在不明になつたような場合などがこれに当たる。実務上は、具体的案件につき慎重に検討した上、執行停止の事由である病気が治癒したものと推認されるような場合には、速やかに取消しの手続をとるべきである。

なお、大阪高決昭45.1.19高刑集23・1・1は、このような場合において、通常の経過をとれば刑の執行に耐え得る程度に病気が治癒し得たと考えられる期間を経過したときは、検察官が刑執行停止の取消しの手続をとらなくても、その取消決定があつたものとみなし、そのときから刑の時効が進行するものと解すべきである旨判示している。

2 残刑等の執行指揮（第1項）

刑の執行停止を取り消したときは、直ちに刑の執行を指揮することとなるが、この指揮は、いうまでもなく書面によることとなる。すなわち、執行停止前に刑の執行に着手していた場合には、いわゆる残刑を執行（注1）することとなるので、残刑執行指揮書（様式第33号）を用い、また、執行停止前に刑の執行に着手していなかった場合には、全部の刑を執行することとなるので、執行指揮書（様式第10号）を用い、いずれも刑事施設の長に対して、その執行を指揮することとなる。残刑執行指揮書には、刑の執行停止取消書の謄本を添付する。

なお、第2刑について執行指揮後、その執行順序を変更して第1刑の執行を停止して第2刑の執行に移り、その後現に執行中の第2刑について執行停止をした場合において、停止事由消滅により、残刑の執行を指揮する場合には、執行停止した第2刑についてのみ執行指揮すれば足りる(注2)。また、刑執行停止後の残刑の時効は、言渡し刑によるべきものとされている(注3)。

(注1) この場合の執行指揮は、一旦執行を開始した刑について執行停止の措置を採り、これを取り消したことに基づく残刑の執行指揮である。したがって、既に1回執行指揮がなされているので、2回目の執行指揮が行われることとなるが、これは、検察官が一旦執行を指揮した後その執行の停止を命じているのであるから、その停止が取り消されたことによって刑の執行を再び開始する場合には、改めて検察官の執行指揮を要すると解されるからである。なお、同じ残刑の執行でも、仮釈放の失効や取消しの場合には、検察官の執行指揮を要しない。この点については、本解説各論、第5章、第4、3、(3)。

① (141ページ)及び第8章、第2、2(154ページ)参照。

(注2) 昭33検務実務家会同執行事務関係42問答

(注3) 昭33検務実務家会同執行事務関係38問答

3 停止事由の消滅通知等(第2項、第3項)

(1) 停止事由の消滅通知(第2項)

執行指揮検察官以外の検察官は、刑執行停止者について刑の執行停止の事由がなくなったことを知ったときは、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知しなければならない。このような場合には、原則として執行指揮検察官において、刑執行停止の取消し等の処分を行わなければならないからである。もっとも、刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官において、刑の執行停止を取り消した場合は、上記の通知は必要でない。この場合には、執行指揮検察官に

おいて、執行停止を取り消す余地はなく、また、一方、同検察官に対しては、規程第33条第7項の規定による通知がなされるからである。

(2) 刑執行停止者の死亡通知(第2項、第3項)

① 執行指揮検察官以外の検察官は、刑執行停止者が死亡したことを知ったときは、前記(1)と同様、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知する。この場合には、執行指揮検察官において、刑の執行不能決定処分(規程第28条)を行わなければならないからである。なお、次項参照。

② 執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、刑の執行を停止されて刑事施設から釈放された者が死亡したことを知ったときは、その釈放された刑事施設の長に対し、刑執行停止者死亡通知書(様式第34号)によりその旨を通知する。

第6 刑の執行停止の特例(規程第35条)

1 自由刑執行中の者に対する労役場留置の執行方法

自由刑の執行を受けている者に対し、労役場留置を執行する方法としては、①刑訴法第482条第8号に基づき、自由刑の執行を停止して行う場合(第1項)と、②刑訴法第474条に基づき、刑の執行順序を変更して行う場合(規程第40条)(本解説各論、第4章、第2節、第2(120~121ページ))とがある。

2 労役場留置の執行に伴う執行停止(条件付執行停止)(第1項)

徴収事務規程第29条第1項による労役場留置を執行するため、現在執行中の自由刑の執行を停止する場合には、検察官は、刑執行停止者が収容されている刑事施設の長に対し、労役場留置執行終了後引き続き残刑を執行すべき旨を明らかにしたいいわゆる条件付きの刑執行停止指揮書(刑の執行停止書(様式第26号)の謄本添付)により刑執行停止の指揮をする。この刑の執行停止指揮は、労役場留置の執行が終了するまでの

間、当該自由刑の執行を停止し、労役場留置の執行が終了すれば、改めてその自由刑に対する執行停止の取消手続を要しないで、自動的に、引き続き残刑の執行に着手すべきことを内容とするものである。したがって、この場合の刑執行停止指揮書は、自由刑の執行停止指揮と、その残刑執行指揮の二つを兼ね備えた指揮書で、一般のそれと比較して簡易化されている（注）。

（注） このように、一本の指揮書に二重の性格を持たせていることは、次のような趣旨に基づくものである。

残刑の執行指揮は、法律上の要請に基づくものではない。その執行停止が検察官において行われるために、その取消しに基づく残刑の執行指揮も検察官が関与することとされたものであって、言わば、念のための執行指揮にすぎないと解される。したがって、労役場留置執行手続の特殊性に鑑み事務手続の簡素化が図られたものである。

3 手続の特例（第2項）

労役場留置の執行に伴う執行停止に当たっては、前記のように手続が簡易化されているほか、規程第33条に基づく刑執行停止後の通知や規程第34条に基づく残刑の執行指揮などの手続は、必要としないこととされている。

第7 残刑の執行指揮囑託等（規程第36条）

残刑の執行指揮の囑託手続は、一般の自由刑の執行指揮の場合と大差はなく、囑託書の様式（残刑執行指揮囑託書（様式第35号））と囑託書の資料として刑の執行停止取消書の謄本を添付することが、一般の場合と相違するだけである。したがって、囑託書に指紋、写真その他刑の言渡しを受けた者を特定するに足る資料を添付したり、また、囑託後相当期間を経過しても受託庁から執行の手続が終了した旨の通知がないときは、その執行状況を確認しなければならないことは、一般の場合（規程第25条）と同様

である。

なお、刑の執行着手前に執行停止をし、その後執行停止を取り消して刑の執行指揮を囑託する場合には、一般の囑託手続（規程第25条）によることはいうまでもない。

第8 残刑の執行指揮終了後の通知（規程第37条）

刑執行停止者について、残刑の執行指揮をしたときは、刑執行停止者收容通知書（様式第36号）によって関係機関に通知する。この通知の趣旨、必要性、範囲及び手続は、自由刑の執行指揮が終了した後の通知手続（規程第26条）と同様である。なお、本解説各論、第3章、第2節、第10（94ページ）参照。

第2節 刑の執行順序変更

第1 刑の執行順序変更（規程第39条）

1 順序変更の意義

二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものから先にするのが原則である（刑訴法第474条本文）。この原則に対して例外がある。すなわち、検察官は、その自由裁量によって、重い刑の執行を停止して、他の軽い刑の執行をさせることができる（刑訴法第474条ただし書）。これが刑の執行順序の変更である。その実益は、主として受刑者が仮釈放の資格を早く取得することにある（刑法第28条）。それは、重い方の刑の仮釈放条件期間の経過後その刑の執行を停止して、軽い方の刑の執行に着手した場合には、その刑の執行を終了しなくとも、仮釈放条件期間を経過したときは、それら二以上の刑について、同時に仮釈放を行うことができるものとされているからである。

なお、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者であっても、刑法第28条の規定は適用され得るが、その場合の仮釈放の判断における「刑期」とは、実刑部分の期間と猶予部分の期間を併せた宣告刑全体を指し、その全体の三分の一を経過することにより、仮釈放が可能となる。そのため、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行に引き続き、他の禁錮以上の刑を執行すべき場合において、仮釈放の資格を早く取得させる目的で刑の執行順序を変更するときは、この点に留意が必要である（注1）。

また、順序変更の基本規定である刑訴法第474条は、二以上の主刑を同時に執行指揮する場合にのみ適用があると解されていたが、現在では、同時に執行指揮すると否とにかかわらず適用があるものとされている（注2）。

（注1） 平28.4.28刑制43号刑事局長通達，平成28年通達の記第2，4

（注2） 法務省刑事局では、従来、刑訴法第474条の規定は、二以上の主刑を同時に執行指揮する場合における刑の執行順序を定めた規定であるとし、既に執行指揮のなされた刑と新たに執行指揮すべき刑又は既に執行指揮のなされた二以上の主刑について刑の執行順序の変更をする場合には、同条を適用するのではなく、同条ただし書の趣旨によりなすものであると解してきたのであるが、その理由は、1刑の執行中に1刑より重い他の刑の執行を指揮する場合には、原則として、その都度、執行中の刑を停止して2刑を1刑の中途に割り込ませて執行せざるを得ないこととなり、もし、重い2刑を1刑の後に執行させようとするならば、刑の執行順序変更の手続を必要とすることとなり、事務処理上きわめて不便である（現行の刑訴法以前は、その手続は検事総長又は検事長の許可が必要とされていた。）のみならず、実務上も、このような場合には、刑の軽重にかかわらず、原則として、2刑は1刑に引き続いて執行されることとなっているので、新たな2刑の方を先に執行すべき特別の理由（刑法第51条ただし書中段（注，平成7年法律第91号による改正後の

第51条第1項ただし書）の適用がある場合等）があるときは格別、しからざるときは、1刑に引き続いて2刑を執行するのが相当だからという点にある。しかし、右のごとき理由に基づいて、刑訴法第474条を同時に執行指揮する場合のみに解することは、根拠が薄弱であると言わざるを得ないのであって、むしろ、同条は、二以上の主刑を同時に執行指揮する場合と否とにかかわらず、全て適用があるものと解すべきである。したがって、実務上、1刑を執行中に重い2刑を執行指揮する場合に、1刑に引き続き2刑を執行すべき旨を指揮するのは、同条ただし書の適用によりなされるものと解すべきである。よって、刑訴法第474条に関する従来の見解を改められたものである（昭34.3.16刑事3519号刑事局長，矯正局長通達の編注抜すい）。

2 順序変更の指揮

(1) 指揮すべき検察官

刑の執行順序変更を指揮すべき検察官は、刑訴法第472条に規定する執行指揮検察官（囑託を受けて執行指揮するいわゆる受託検察官を含む。）並びに刑訴法第480条及び第482条に規定する検察官とされている。なおこれは、運用上、実務の便宜を考慮したものである（注1）。

(2) 申請に基づく指揮（第1項～第3項）

① 順序変更は、刑の執行を受けている者について行われるのが通例である。そこで刑事施設の長（注2）から刑の執行順序変更の申請があったときは、検察官は、その事由を審査する。この審査に当たっては、刑の執行順序変更の趣旨が行刑の合目的性にかなっている限り十分参酌すべきであろう（注3）。しかしながら、刑の順序変更の指揮権は、検察官の専権に属するところであるから、たとえ執行を停止すべき刑期が仮釈放の対象となるべき法定期間を経過していたとしても、検察官において、現在執行中の刑を引き続き執行する必要があると認めるときは、もとより順序変更の手続をすべきでは

ない。

② 刑の執行順序変更については、任意的刑の執行停止（刑訴法第482条）と同様に、昭和28年に刑事訴訟法の一部が改正される前は、検事総長又は検事長の許可を必要としていたが、改正後はその必要がなくなっている。しかしながら、運用としては、検察庁内における監督権に基づき、一定の基準を設けて適正を図る意味で、区検察庁の検察官が順序変更を行う場合には、検事正又は検事正の指定する地方検察庁支部長の許可を受けることとされている（注4）。

③ 検察官は、刑の執行順序変更の事由の審査をした場合において、その事由があると認めるときは、刑の執行順序変更書（様式第37号）を作成するとともに、執行順序を変更される者がその刑の執行を受けているときは、刑の執行順序変更指揮書（様式第38号）（注5）によりその者が収容されている刑事施設の長に対してその指揮をする。

(3) 指揮の囑託（第4項）

刑の執行順序を変更される者が他の検察庁の管轄区域内にある刑事施設に収容中の場合には、その検察庁の検察官に変更指揮を囑託することが望ましく（注6）、囑託するときは、刑の執行順序変更指揮囑託書（様式第39号）によるものとし、この囑託書には、刑の執行順序変更書の謄本を添付する。

（注1） 昭34.11.25刑事23915号刑事局長通達

（注2） すべて本所長を指し、例えば拘置支所長などは含まれない（昭32検務実務家会同執行事務関係12問答）。

（注3） 棚町祥吉「研修講座・執行事務」研修212号96ページ

（注4） 昭28.11.5刑事30404号刑事局長通達

（注5） 指揮書中「刑事訴訟法第474条の規定により 年 月 日をもってその執行

を停止し」として示されている年月日は、第1刑の執行停止の日であるとともに、第2刑の執行開始の日であることに留意する必要がある。なお、刑期の計算については、執行停止の日は刑期に算入されないから、第1刑として計算される日はその前日までであり、当日は受刑の初日として第2刑に算入すべきである（昭29.5.25矯正甲629号矯正局長通達）。

（注6） 昭34検務実務家会同執行事務関係18問答

3 職権に基づく指揮（第6項）

検察官が職権で刑の執行順序を変更する場合には、前に述べたような手続が準用される。多くは、二つの刑を同時に指揮する場合にその運用をみることになる。

4 主要な先例

- (1) 順序変更には、軽い刑の執行を停止して重い刑の執行をさせる場合もあり、この場合にも検察官の順序変更指揮が必要である（注1）。
- (2) 刑の執行順序を変更した後に、刑の執行停止により釈放する場合には、現に執行中の刑のみについて執行停止の手続をとれば、釈放できるものとされている（注2）。
- (3) 刑の執行順序の変更は、特に明示されない限り、刑の執行順序変更指揮書によって執行順序が変更される刑以外には及ばないと解される。したがって三刑以上の刑を引き続いて執行する場合において、その執行中に第1、第2刑について刑の執行順序が変更された場合、その順序変更によって執行を開始した刑の刑期が満了したときは、先に変更によって執行を停止された刑を執行し、その後初めて第3刑の執行に移るべきである。そのため、仮釈放等の関係上、特別な執行順序をとることを相当とする場合には、刑事施設から順序変更の申請に当たって、その旨を申請書に明示して検察官に連絡すべきであるとされている（注3）。

(注1) 昭25.6.9 検務局長電報回答

(注2) 昭29.12.10 矯正甲1209号の2 矯正局長通達

(注3) 昭32.1.14 矯正甲16号 矯正局長通達

第2 刑の執行順序変更による労役場留置執行指揮 (規程第40条)

1 自由刑と労役場留置の執行順序変更

かつては、自由刑と財産刑がある場合において、例えば、懲役刑の執行を停止して、罰金刑について労役場留置の執行をする場合には、専ら、刑訴法第482条第8号の規定によって賄われ、2個以上の労役場留置を執行する場合を含めて、刑訴法第474条によるいわゆる順序変更の手続は許されないものとされてきた(注1)。しかしながら、労役場留置の執行については、刑訴法第505条の規定により刑の執行に関する刑訴法第474条も準用されるものと解されるに至り(注2)、これに関連する手続が規程に定められた。

(注1) それは、刑訴法第474条から罰金刑を除外し、順序変更の対象としていないこと、労役場留置が罰金刑の執行方法の一態様にすぎないこと等を理由としていたようである。

(注2) 法務省刑事局の考え方は、次のとおりである。

刑訴法第505条は、労役場留置の執行について、刑の執行に関する規定を準用すると規定している上、労役場留置の執行は、刑訴法第490条による財産刑の執行とは全く異なり、他の主刑との併進執行が認められないばかりか、その執行の態様においても、実質的に自由刑の執行と異なるところがないので(監獄法第9条、同法施行規則第10条(注、現在の刑事収容施設法第288条が同趣旨の規定である。))、刑法第30条)、刑訴法第505条の準用範囲には、刑訴法第474条をも包含すると解することが相当であると考えられる(昭34.3.16 刑事3519号刑事局長、矯正局長通達の編注抜すい)。

2 労役場留置執行を指揮するための順序変更 (第1項)

(1) 自由刑執行中(注)の者に対し、徴収事務規程第29条第1項の規定による労役場留置執行を行う場合には、検察官は、その者が収容されている刑事施設の長に対して労役場留置執行指揮書(徴収事務規程様式第21号)に、「刑訴法第474条の規定により目下執行中の自由刑の執行を停止し労役場留置を執行すべき旨」を明らかにして指揮する。これは、簡易な執行順序の変更手続が認められたもので、この手続によるときは、正規の順序変更の手続(規程第39条)は必要としない。なお、この場合にも、労役場留置の執行が終了すれば、自動的に停止中の自由刑の執行に移行することになるが、これは通常の順序変更の場合と全く同様である。

(2) 刑の執行停止の特例(規程第35条)による手続も、自由刑の執行を受けている者に対して労役場留置の執行を指揮する点において同じであるが、この場合は、刑訴法第482条第8号に基づく刑の執行停止の方法をとることに対し、前記の手続(規程第40条)は、刑訴法第474条の刑の執行順序変更の方法をとる点で両者に差異がある。

(注) 労役場留置執行中の場合をも含ませてよいであろう。

3 自由刑等執行指揮後の順序変更 (第2項)

自由刑と労役場留置の執行指揮をした後、又は2個以上の労役場留置の執行指揮をした後に、検察官がそれらの執行順序を変更する場合は、通常の手続(規程第39条)が準用される。したがって、この場合には、刑の執行順序変更書の作成(第2項)、執行順序変更の指揮(第3項)、その囑託(第4項)、その他の手続(第1項、第5項)が準用されることとなる。

第5章 刑執行猶予言渡しの取消し

刑の執行猶予の言渡しの取消請求，取り消された刑の執行並びにその嘱託及びこれらに関する各種通知等，刑執行猶予言渡し取消請求に係る事項については，検察システムにより管理することとされている（規程第41条第4項，第42条第3項・第6項・第7項，第43条第3項，第44条第3項，第46条第6項，第48条）。執行担当事務官は，これらの事務を行うに当たっては，執行猶予言渡しの取消し対象となる刑（以下「取消猶予刑」という。）及び取消原因刑の関連性及び刑の執行猶予取消し事由通知に関する事務と同通知を受理した後の取消請求に関する事務との関連性を適正に管理する必要があるので，検察システムにより管理している情報と裁判書等の関係記録との確認，また，他の検察庁，保護観察所，刑事施設及び裁判所との連絡を怠ることのないよう留意する必要がある。

第1 刑執行猶予言渡しの取消請求（規程第41条）

1 取消事由

(1) 必要的取消事由

刑の全部の執行猶予の言渡しに係る必要的取消事由については，刑法第26条に規定されている（注1）。

刑の一部の執行猶予の言渡しに係る必要的取消事由については，刑の全部の執行猶予の言渡しに係る必要的取消事由におおむね倣う形で刑法第27条の4に規定されている。ただし，薬物法第3条の規定により読み替えて適用される刑法第27条の2第1項の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しについては，同法第27条の4第3号の規定は適用されない（薬物法第5条第1項）。

また，刑法第27条の4第1号及び第2号に規定する「禁錮以上」の

刑には，刑の全部の実刑判決のほか刑の一部の執行猶予の判決も含まれる。

なお，同条第1号については，刑の一部の執行猶予を言い渡した判決が確定した後，その執行猶予期間の経過前に，更に犯した罪について禁錮以上の刑が確定したときには，実刑部分の期間の執行を終える前に罪を犯した場合であっても，執行猶予期間中に罪を犯した場合であっても，当該刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないこととなる（注2）。

(2) 裁量的取消事由

刑の全部の執行猶予の言渡しに係る裁量的取消事由については，刑法第26条の2に規定されている。

刑の一部の執行猶予の言渡しに係る裁量的取消事由については，刑の全部の執行猶予の言渡しに係る裁量的取消事由（刑法第26条の2第3号の事由を除く。）におおむね倣う形で刑法第27条の5に規定されている（注3）。

なお，保護観察中の遵守事項違反により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合（刑法第26条の2第2号，第27条の5第2号）には，その請求は，保護観察所の長の申出に基づいてこれをしなければならない（刑訴法第349条第2項，更生保護法第79条）が，取消請求の要否の判断権は検察官にあるから，保護観察所の長の申出があっても，必ず取消請求をしなければならないわけではない。反面，保護観察付執行猶予者（保護観察付全部執行猶予者及び保護観察付一部執行猶予者の両方を指す。以下同じ。）であっても，遵守事項違反以外の事由，例えば再犯等によりその執行猶予の言渡しを取り消す場合は，保護観察所の長の申出を必要としない。

(3) 執行猶予の言渡しを取り消された場合における他の刑の執行猶予の

言渡しの取消し（競合的取消し）

刑の全部の執行猶予の言渡し又は刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の禁錮以上の刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならない（刑法第26条の3、第27条の6）。

なお、刑の一部の執行猶予を言い渡し、その裁判が確定した後、更に余罪に対して刑の一部の執行猶予を言い渡した場合には、刑法第27条の4第2号の規定により確定裁判の刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならないが、この場合に余罪の刑の一部の執行猶予の言渡しも取り消さなければならないこととすると、余罪について刑の一部の執行猶予の言渡しを認めた趣旨が没却されることから、刑法第27条の6は適用されず、余罪の刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消す必要はないと考えられている（注4）。

（注1） 刑法第26条第3号による刑執行猶予の言渡しの取消しについて判例は、例えば、①刑の執行猶予の判決に対し被告人のみが控訴し、その控訴申立て期間経過後で同判決の確定前に被告人に対する別事件について禁錮刑（実刑）の裁判が確定した場合、右刑の執行猶予の言渡しを取り消すことはできる（最（1小）決昭48.2.28刑集27・1・79）が、②検察官において、判決言渡し後、その確定前に、被告人が執行猶予の欠格者であることを覚知しながら、上訴申立てをなすことなく、執行猶予の言渡しの裁判を確定させたときは、検察官はその取消請求権を失うこととなる（最（大）決昭33.2.10刑集12・2・135、最（3小）決昭41.1.28刑集20・1・1、〔参考〕最（1小）決昭27.2.7刑集6・2・197）としている。なお、裁量的取消しの事案ではあるが、検察庁の犯歴票に執行猶予の障害となる前科が既に登録されており、検察官において前科照会をするなどの方法で同前科の存在する事実を容易に知ることができたのに前科の存在に気付かないまま新たに執行猶予を言い渡した裁

判を確定させた場合には、検察官が同前科の存在する事実を現実を知っていた場合と同様に、刑法第26条の2第3号により執行猶予を取り消すことはできないとする判例もある（最（2小）決昭53.11.22刑集32・8・2140）。

（注2～4） 平28.4.28刑制43号刑事局長通達

なお、（注3）に関し、刑法第27条の5第2号については、刑の全部の執行猶予に関する規定と異なり、保護観察中の遵守事項違反について「その情状が重いとき」との要件を設けていないが、その理由として、同通達によると、刑の一部の執行猶予が言い渡される者は、一般に、刑の全部の執行猶予が言い渡される者と比較して犯情が重いと考えられ、刑の全部の執行猶予中の保護観察よりも遵守事項の遵守を一層強く促す必要があるとともに、比較的広く執行猶予が取り消されてもやむを得ないと考えられたためであるとされている。

2 管轄裁判所

刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の所在地又は最後の住所地（注）を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対してその請求をしなければならない（刑訴法第349条第1項）。請求をする裁判所は、刑の執行猶予を言い渡した裁判所であることを要しない。また、管轄も刑の執行猶予を言い渡した判決において認定された事件の種類には関係がないとされている。

（注） 「最後の住所地」によって管轄裁判所が定められるのは、執行猶予の言渡しを受けた者が所在不明の場合であると考えられている。なお、所在不明者の措置については、後記5参照。

3 取消請求の時期

法律上、取消請求の時期については特段の定めはない。したがって、請求に当たっては、所定の取消要件が充足しさえすればよく、猶予期間内であれば（注）その時期は問わないこととなろう。しかしながら、取

消請求の目的は、執行猶予の言渡しを取り消して、刑を執行することであるから、猶予期間内に取消決定がなされ、しかもその決定が期間内に確定するよう、取消請求は努めて早期に行うことが必要である。なお、本解説各論、第5章、第3、1（135ページ）参照。

〔注〕 期間経過後になされた取消決定は違法であるとする（小野清一郎ほか「刑法〔第三版〕ポケット註釈全書」118ページ）。

4 取消請求の方法

(1) 取消請求書（第1項）

取消請求に際しては、取消事由を具体的に記載した書面によらなければならない（刑訴規則第222条の4）ので、それぞれの取消事由に応じた刑の執行猶予の言渡し取消請求書の様式が定められている（甲の1（様式第40号）～丙の2（第46号））。そこで、取消事由と様式との関連を示すと次のとおりである。

① 甲の1（様式第40号）

- 刑法第26条第1号（執行猶予期間内の再犯による禁錮以上の刑言渡し）、第27条の4第1号（一部執行猶予刑言渡し後の再犯による禁錮以上の刑言渡し）【必要的取消し】
- 刑法第26条第2号、第27条の4第2号（執行猶予言渡し前に犯した他の罪による禁錮以上の刑言渡し）【必要的取消し】

② 甲の2（様式第41号）

- 刑法第26条第3号、第27条の4第3号（執行猶予裁判確定後前科発覚）【必要的取消し】

③ 乙の1（様式第42号）

- 刑法第26条の2第1号（執行猶予期間内の再犯による罰金刑言渡し）、第27条の5第1号（一部執行猶予刑言渡し後の再犯による罰金刑言渡し）【裁量的取消し】

④ 乙の2（様式第43号）

- 刑法第26条の2第2号、第27条の5第2号（遵守事項違反）【裁量的取消し】

⑤ 乙の3（様式第44号）

- 刑法第26条の2第3号（執行猶予言渡しのあったことの発覚）【裁量的取消し】による取消請求をすると同時に、刑法第26条の3（執行猶予取消しに基づく他の執行猶予の取消し）【競合的取消し】による取消請求をする場合

⑥ 丙の1（様式第45号）

- 刑法第26条の3、刑法第27条の6（執行猶予取消しに基づく他の執行猶予の取消し）による取消請求をする場合（乙の3及び丙の2の各様式による場合を除く。）【競合的取消し】

⑦ 丙の2（様式第46号）

- 刑法第26条又は第26条の2による執行猶予の言渡しの取消決定が確定した後に、刑法第26条の3による取消請求をする場合【競合的取消し】
- 刑法第27条の4又は第27条の5による執行猶予の言渡しの取消決定が確定した後に、刑法第27条の6による取消請求をする場合【競合的取消し】

(2) 添付書類（第2項、第3項）

取消しの請求をする場合には、取消事由のあることを認めるべき資料を差し出さなければならない。その請求が刑法第26条の2第2号の規定（保護観察付全部執行猶予者の遵守事項違反の場合）、刑法第27条の5第2号の規定（保護観察付一部執行猶予者の遵守事項違反の場合）による執行猶予の言渡しの取消しを求めるものであるときは、保護観察所の長の申出があったことを認めるべき資料を差し出さなけれ

ばならない（刑訴規則第222条の5）。

そこで、一般の取消しの場合には、

- ① 取り消されるべき刑の執行猶予の言渡しをした判決及び取消原因となる刑の言渡しをした判決の謄本又は罪となるべき事実の記載された抄本
 - ② 前科調書その他判決の確定を証明する書類
 - ③ 執行猶予者の所在を証明する書類（注1）
- を請求書に添付することとされ、刑法第26条の2第2号及び第27条の5第2号の規定による取消しの場合には、上記のほか（注2）、
- ④ 保護観察所の長の申出書
 - ⑤ 遵守事項の違反があった事実を認めるに足りる資料をも添付することとなる。

なお、遵守事項の違反を理由とする執行猶予の言渡しの取消しについては、特に慎重な手続が設けられていることに留意し、あらかじめ違反事実を疎明する資料の収集に万全を期するよう配慮すること、口頭弁論（刑訴法第349条の2第2項）期日は保護観察所に通知し、できる限り担当保護観察官の出頭を求め、その協力を得るように努めるとともに、必要があるときは、進んで裁判所の許可を得てこれに意見を述べさせるように配慮することとされている（注3）。

（注1） 取消しをなすべき管轄裁判所（刑訴法第349条第1項）を明確にし、併せて裁判所が刑の執行猶予の言渡しを受けた者から意見を聴取（刑訴法第349条の2第1項）するための便宜を考慮したものである。

（注2） もっとも、この場合の判決の謄抄本は、当然に保護観察の言渡しをした判決の謄抄本ということになる。

（注3） 昭28.11.30刑事32693号刑事局長通達

5 所在不明者に対する処置

執行猶予の言渡しの取消しの裁判に当たっては、執行猶予の言渡しを受けた者又はその代理人の意見を聴くこととされているところ（刑訴法第349条の2第1項）、取消決定前あるいは取消請求前に執行猶予の言渡しを受けた者が所在不明で、かつ、その代理人がいない場合には、それらの者から意見を聴取することができないので、実務上、検察官が取消請求をすることができても、裁判所が取消決定をすることが不可能であるとされている（注1、2）。

しかしながら、これに対しては、刑訴法第349条の2第1項の趣旨は、被告人又はその代理人に意見を述べる機会を与えれば足りるということであり（注3）、執行猶予の言渡しを受けた者が逃亡すれば取消決定を行うことができないこととなって不当であるので、執行猶予の言渡しを受けた者もその代理人も所在不明であるときは、それらの者の意見を聴かないで取消決定を行うことができると解すべきとの見解もある（注4）。実際に、必要的取消しに関する下級審の裁判例において、執行猶予の取消決定を受けることを熟知した上、これを免れるために住居地から逃走・行方不明となった場合には、意見を述べる機会を自ら放棄したものと認められ、意見聴取の機会が実現しないまま手続を進めても法が意見聴取を命じている趣旨が損われることはないとして意見聴取のないまま取消決定を行ったものがある（注5）。

（注1） 昭33検務実務家会同執行事務関係48問答

（注2） 昭33検務実務家会同執行事務関係45問答

（注3） 東京高決昭26.12.26高刑特25・128

（注4） 大コンメンタール刑事訴訟法（第二版）第8巻388ページ、新版注釈刑事訴訟法第5巻528ページ

（注5） 水戸地下表支部決昭58.9.21、津地決昭58.12.7、大分簡決昭60.7.3、大阪地決昭62.9.16、水戸地土浦支部決昭63.7.1いずれも公刊物未登録

第2 刑執行猶予言渡し取消事由の通知等（規程第42条ないし第44条）

1 取消事由の通知等（規程第42条）

(1) 取消事由の通知をなすべき者

① 執行担当事務官は、執行猶予者について刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき事由のあることを知った場合には、刑執行猶予言渡し取消事由通知書（様式第47号）により、取消原因刑についての執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する（第1項）。通知を受けるべき者をこのように特定したことは、取消請求書に添付する関係書類の整備は、この検察官の属する検察庁の執行担当事務官とすることが最も妥当であるとされるからである。

② 通知をすべき執行担当事務官が、刑の執行猶予の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官（注1）であるときは、執行猶予の言渡しをしたいいわゆる猶予刑の判決謄本又は抄本2部（注2）及び前科調書その他判決の確定を証明する書類を、前記通知書に添付することとなる（第2項）。

③ 取消原因刑の執行指揮検察官が取消事由を知った場合に、自ら取消請求をする権限がないとき（刑訴法第349条第1項に規定する裁判所に対応する検察庁の検察官でないとき）は、取消原因刑の執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、取消しに必要な一切の書類（規程第41条第2項に掲げる書類）を整備した上、これを通知書に添付して、執行猶予者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の執行担当事務官に通知することとなる（第3項）。したがって、この場合には、取消原因刑の関係書類ばかりでなく、取消しの対象となる執行猶予刑の関係書類も取り寄せて整備し添付することとなる。

④(a) 取消請求（第5項）

前述のように、関係書類の整備は、取消原因刑の執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官が担当することを原則とするが、取消事由の通知をなすべき執行担当事務官の属する検察庁の検察官が執行猶予者の所在地又は最後の住所地を管轄する検察庁の検察官であって、取消請求が執行猶予期間の経過又は時効の切迫等により緊急を要するときは、この原則にかかわらず、自ら関係書類を整えた上（取消原因刑及び執行猶予を言い渡した裁判所に対応する検察庁から、直接、取消請求に必要な書類を取り寄せて）刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求することができることとされている。

(b) 請求済通知（第6項）

前述の取消請求が行われたときは、その検察庁の執行担当事務官は、刑執行猶予言渡し取消請求済通知書（様式第48号）により、取消原因刑の執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知するとともに、検察システムによりその旨を管理することになる。

(2) 取消事由の受理通知（第4項）

執行猶予の取消請求の重要性に鑑み、その取扱手続の确实を期するため、取消事由通知書の送付を受けたときは、執行担当事務官は、速やかに通知をした執行担当事務官にその旨を通知することになっている（注3）。

（注1） 運用上は、上訴裁判所において、下級裁判所で言い渡した刑の執行猶予の裁判が上訴を棄却する裁判によって確定した場合には、当該上訴裁判所に対応する検察庁の検察官を含む（昭34.8.25刑事17802号刑事局長通達）。なお、刑執行猶予取消し事由通知書の作成主体が、同通達当時の「検察官」から現

行の「検察事務官」に変更されているが(昭51.11.15刑総682号刑事局長通達)、昭和34年の通達の趣旨はそのまま当てはまる。)

(注2) 取消しの請求及び取消し後の執行指揮にそれぞれ必要とする。

(注3) 検察システムの電子メール機能を用いて行うものとされている(執行事務取扱要領第7, 2, (4))。

2 保護観察所長への通知等(規程第43条, 第44条)

(1) 保護観察所等との連絡の緊密化

更生保護法によれば、保護観察所の長は、保護観察付執行猶予者が正当な理由がないのに特定の住居に居住しないとき、又は遵守事項違反を疑うに足りる十分な理由があり、かつ、正当な理由がないのに出頭の命令に応じず又は応じないおそれがあると認める場合には、裁判官のあらかじめ発する引致状により当該保護観察付執行猶予者を引致することができ(更生保護法第63条第2項)、さらに、引致状により引致した保護観察付執行猶予者について、刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をするか否かに関する審理を開始する必要があると認めるときは、引致場所に引致した日から起算して10日以内の期間刑事施設又は少年鑑別所に留置することができる(同法第80条第1項, 第2項)とされ、その期間内に検察官から刑の執行猶予の言渡しの取消請求があったときは、裁判所がその請求について決定を告知するまでの間継続して留置できるものとされている。ただし、留置の期間は通じて20日を超えることができない(同条第3項)が、本人の請求により口頭弁論を経て決定すべき場合(刑訴法第349条の2第2項)には、裁判所は、決定で更に10日間に限り留置の期間を延長することができ(更生保護法第80条第4項)、しかもこれらの留置期間内に刑の執行猶予の言渡しの取消決定があったときは、その決定が確定するまで留置を継続することができるものとされている(同条第5項)。もちろん、

刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をする必要がなくなったとき、検察官が刑の執行猶予の言渡しの取消請求をしないことが明らかになったときその他留置の必要がなくなったときは、直ちに釈放しなければならない(同条第2項ただし書)。このように、留置中の場合には、執行猶予の言渡しの取消手続の経過によってその拘束の可否が決定されるのであるが、留置中でない場合にも、保護観察付執行猶予者の執行猶予の取消しの有無ないしその経過は、保護観察所において当然把握しておかなければならない。例えば、執行猶予の言渡しの取消請求をしないと決定した場合や、取消請求をしてもそれが棄却されれば、事後の保護観察を開始する必要があるからである。したがって、保護観察付執行猶予者に係る執行猶予の言渡しの取消手続については、保護観察所及び刑事施設等と緊密な連絡を保持することが必要である。

(2) 通知の区分・方法

① 取消請求等の通知(規程第43条)

保護観察付執行猶予者について、執行猶予の言渡しの取消しを請求したときは、検察官は、速やかにその者の住所地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する(取消し後の通知については後述)。その請求が棄却されたときも同様とされている(注1)。この場合の通知は、執行猶予者が引致状により留置されているかどうか、また、取消請求の事由が遵守事項違反であるかどうかを問わない(注2)。

保護観察所の長から取消しの申出があった場合において、検察官が取消しの請求をしないと決定したときは、速やかに申出をした保護観察所の長に対してその旨を通知する。この通知も留置中であるかどうかを問わない(注3)。

② 留置中の者についての通知（規程第44条）

執行猶予者が更生保護法第80条の規定により留置されている場合において、刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求前に留置の必要がないと認めるときは、検察官は、直ちに申出をした保護観察所の長に対してその旨を通知する（注4）。取消しの請求を棄却する決定が告知されたときも同様とされている。

また、同様の場合において、刑の執行猶予の言渡しの取消請求をしたとき、又はその請求を棄却する決定が告知されたときは、事後の留置に支障が生じないように、検察官は、直ちに刑事施設その他執行猶予者が留置されている施設の長にその旨を通知する（注5）。

③ 通知の方法

規程第43条及び第44条の各通知の様式については、特に定められていないので、執行担当事務官は、検察システムにより管理する事項を基に刑執行猶予言渡し取消請求済通知書（様式第48号）を適宜修正するなどして通知することとされている（注6）。

(3) 検察システムによる管理

規程第43条及び第44条に規定する各通知をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理することとされているが（規程第43条第3項、第44条第3項）、保護観察所等の緊密な連絡を保持する観点から、刑の執行猶予の言渡しの取消請求の如何にかかわらず、保護観察所の長から更生保護法第79条の申出があったときから検察システム（刑の執行猶予の言渡しの取消しに関する情報）による管理を始めるのが相当である（注7）。

（注1） 「その者の住所地を管轄する保護観察所の長」とは、保護観察を担当すべき保護観察所の長をいう。したがって、取消しの請求が申出に基づく場合には、その申出をした保護観察所の長ということになる。「請求が棄却されたと

き」とは、棄却決定が確定したときをいう。

（注2） 引致状により留置されている場合には事後の留置に支障を生じないように、その余の場合には保護観察所の事務処理に支障を生じないようにそれぞれ配慮したものである。

（注3） 留置中の者は釈放するのが相当と解され、留置中でない者については事後の保護観察が開始されるからである。

（注4） この通知は、留置されている者を釈放させるためのものである。引致状による留置が取消請求の要否を審査するためのものであるから、検察官が留置の必要がないと認めるときに釈放させることは当然の処置である。なお、保護観察所から、取消しの申出後取消請求前に身柄の釈放について意見を求められた場合には、事情を調査し、留置の必要がないと判断したときは、速やかに釈放させるのが相当である（昭28.11.30刑事32693号刑事局長通達）。

（注5） 留置中の者に対する執行猶予の取消請求が棄却された場合には、棄却決定が本人に告知されたとき、留置は即時その効力を失うものと解せられ、この場合には、本人を収容している刑事施設その他の施設の長が即時釈放の義務を負うこととなるが、本人の釈放及び事後の保護観察に遺漏を来さないよう配慮したものである（前掲通達）。

（注6） 平成25年通達の記第3、15、(3)

（注7） 平成25年通達の記第3、15、(4)

第3 取消し後の執行指揮（規程第45条）

1 執行力発生の時期

執行猶予の言渡しの取消しが有効に行われるためには、執行猶予期間内に取消決定がなされ、かつ、確定することが必要である。したがって、取消決定は期間内になされても、その確定が猶予期間経過後であれば、刑の執行は不能となる。決定に対する即時抗告申立期間の満了日と猶予期間の満了日とが同日である場合も同様である（注1）。

なお、即時抗告の申立てが棄却された場合には、刑の執行猶予の言渡しを取り消した決定は、これに対する即時抗告を棄却した決定の告知によって執行力が生ずるものであるから、特別抗告の申立ての有無にかかわらず、執行猶予の言渡しが取り消された刑を執行することができる(刑訴法第471条、第433条、第434条、第424条)(注2)。

(注1) 昭3.5.10刑事4201号刑事局長回答

(注2) 昭39.4.3刑事(総)213号刑事局長通達、最(大)決昭40.9.8刑集19・6・636、最(1小)決昭54.3.29刑集33・2・165

2 取消猶予刑の執行指揮検察官

刑の執行猶予言渡しの取消しに基づく刑の執行に当たっては、取消決定をした裁判所に対応する検察庁の検察官が執行指揮をする(注)。

(注) この取扱いが、刑訴法第472条の解釈に関し、なお問題があるとの考え方があ
ることは既に述べた(本解説総論、第1章、第4.1.(注3)(10ページ))。

3 取消猶予刑の執行指揮(規程第45条)

(1) 刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、その取消請求をした検察官は、速やかにその刑の執行を指揮する(注)。この場合の執行指揮書には、一般の場合と同様に執行猶予の言渡しをした判決の謄本又は抄本を添付するほか、刑執行猶予取消決定の謄本をも添付することになっている。

なお、執行指揮書の確定年月日欄には、執行猶予の裁判が確定した年月日を記載し、取消決定及びその確定年月日等は、指揮書の備考欄に記入することとされていることは前に述べた(本解説各論、第3章、第2節、第4.4(81~85ページ))。

(2) 保護観察付執行猶予者について、更生保護法に基づいて引致状が執行されて留置され(同法第63条、第80条)、その間に裁判所で執行猶予の言渡しの取消決定が出され、同人が同決定に対して即時抗告を申

立てた場合において、同人及び検察官の即時抗告申立期間経過後、その保護観察付執行猶予者が同申立てを取り下げれば、その時点で同決定が確定し、留置の効力がなくなることとなる(同法第80条第5項)。

この場合、更生保護法第80条の留置の目的や、取消決定の確定により取消猶予刑の効力が発生することに鑑み、直ちに釈放する必要はないとの考え方もあるが、いずれにしろ取消猶予刑の執行指揮は確定後速やかに行う必要があることから、実務上、このような場合には、刑の執行猶予の言渡し取消裁判確定の日を刑の起算日とした条件付執行指揮を行い、保護観察付執行猶予者が即時抗告を取り下げた後すぐに刑の執行がなされるようにしておくことが相当である(注1, 2)。

(注1) 条件付執行指揮については、規程第17条第2項(本解説各論、第3章、第2節、第2.2(77ページ)参照)。

(注2) 保護観察付執行猶予者が即時抗告を取り下げずに即時抗告の棄却決定がなされた場合には、刑の執行猶予言渡し取消裁判の執行力の発生日と確定日がずれることになる(前記1参照)。この場合において、特別抗告申立期間の経過又は特別抗告に対する裁判所の決定による確定を待たずに、執行力の発生をもって取消猶予刑の執行指揮を行うときは、刑の起算日が取消猶予刑の裁判確定の日となっている条件付執行指揮書をそのまま使用することができないので、改めて執行力の発生した日を刑の起算日とする執行指揮書により執行指揮を行い、条件付執行指揮書の返戻を受けることとなろう。

第4 取消しの通知、仮釈放の失効(規程第46条)

1 執行担当事務官に対する取消しの通知(第1項)

刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、取消請求をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、次に掲げる執行担当事務官にその旨を通知するものとされている(第1項)(注)。

(1) 刑の執行猶予の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官

(2) 取消原因となった刑についての執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官

(注) 検察システムの電子メール機能を用いて通知することとされている(執行事務取扱要領第7, 6, (2))。

2 保護観察所の長に対する取消しの通知(第2項)

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者が保護観察付執行猶予者であるときは、刑執行猶予言渡し取消通知書(様式第49号)により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長に対しても通知する(第2項)。

なお、同項の「保護観察に付されていたもの」とは、執行猶予の言渡しを取り消されたときに保護観察に付されていたものを指すため、保護観察付一部執行猶予者について、その猶予の期間が起算される前(実刑部分の期間の最終日以前又は実刑部分の期間に引き続いて執行される他の懲役又は禁錮の執行中)に執行猶予の言渡しを取り消された場合においては、同項による通知は不要となる(注)。

また、犯歴事務規程は、犯歴の把握等に関する手続として所要の通知等を行うこととしている(同規程第4条, 第8条, 第10条)。

(注) 平成28年通達の記第2, 5

3 仮釈放の失効の通知等(第3項ないし第6項)

(1) 仮釈放の失効

刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放の処分を受けた場合において、その仮釈放中に当該刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、仮釈放の処分は効力を失う(仮釈放が失効する。刑法第29条第2項)。

刑の一部の執行猶予制度は、その言渡し時において、裁判官が実刑

部分の期間と猶予部分の期間を定めるのに対し、仮釈放は、行政機関である地方更生保護委員会の決定をもって、懲役又は禁錮に処せられた者に改悛の状があるときになされるものであって、判断主体、判断時点、考慮事情が異なっており、両立するものである。

そうすると、刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その刑について仮釈放になったものの、刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消される場合があり得るが、その場合に仮釈放を続けると、釈放された状態が続いた後、猶予期間になると収容されるという不合理な結果となる。また、そもそも、仮釈放は、裁判所により言い渡された刑の一部の執行猶予を前提としてなされるものであるのに、当該刑の一部の執行猶予がその取消しにより刑の全部の実刑に変更されても、なお刑の一部の執行猶予を前提とする仮釈放が維持されるのは相当ではない。

そこで、刑の一部の執行猶予が取り消された場合には、仮釈放は失効するとされたものである。

なお、本解説では、特に断らない限り、「仮釈放の失効」又は「仮釈放が失効」とあるのは、刑法第29条第2項に規定する刑の一部の執行猶予の言渡しが取り消されたときに、仮釈放の処分が効力を失うことを指す。

(2) 保護観察所の長に対する仮釈放の失効通知(第3項)

① 刑法第29条第2項の規定により仮釈放が失効したときは、保護観察所において、仮釈放の失効による保護観察事件の終結手続を行う必要があることから、刑の一部の執行猶予の言渡しの取消請求をした検察官は、仮釈放失効通知書(様式第49号の2)により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する。

なお、仮釈放の失効の通知を受けた保護観察所の長は、通知をした検察官に対し、仮釈放が失効した者(以下「仮釈放失効者」とい

う。)に係る仮釈放中の保護観察停止に関する事項等の通知(以下「仮釈放失効前状況通知」という。)をすることとされたところ(注1)、検察官は、後記(3)記載のとおり、刑事施設の長に対し、仮釈放失効前状況通知を送付することにより、仮釈放中の保護観察停止に係る事項等について通知することとなるため、保護観察所の長に対する仮釈放の失効の通知は、速やかに行う必要がある(注2)。

② 仮釈放失効通知書により通知する時期は、「仮釈放の処分が効力を失ったとき」(仮釈放が失効したとき)とされているところ、仮釈放が失効するのは、一部執行猶予刑について仮釈放の処分を受けた場合において、「当該仮釈放中に当該執行猶予の言渡しを取り消されたとき」、すなわち、当該執行猶予の言渡しを取り消した決定の執行力が生じたときである。

そして、執行猶予の言渡しを取り消した決定は、当該決定に対する即時抗告申立期間が満了したとき、又は、即時抗告の申立てがなされた場合にあってはその棄却決定が告知されたときにそれぞれ執行力が生じることから、その時点において、保護観察所の長に通知することとなる。

③ 刑の一部の執行猶予の言渡しの取消しにより仮釈放が失効した場合、同時に、猶予部分の期間の執行を指揮することとなるところ、必要に応じて、その執行のために収容を行うことがある。この場合には、猶予部分の期間の執行のため、刑訴法第484条以下の手続を経て収容することとなるので、仮釈放が失効したことのみに理由として、収容を行う必要はない。

また、仮釈放が失効した場合において、収容した者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、猶予部分の期間の執行について、規程第26条第2号の規定により、当該裁判所に対し、刑執行指揮通

知書(様式第23号)を送付し、執行指揮をした旨を通知することとなるが、当該通知書の備考欄には、仮釈放の処分が効力を失ったことによる残刑も併せて執行されることとなる旨を記載する必要がある(注3)。

(3) 刑事施設の長に対する仮釈放の失効通知等(第4項、第5項)

① 仮釈放が失効した場合において、仮釈放失効者が刑事施設に収容されているときは、刑事施設において仮釈放の失効により残刑を執行すべき者として把握する必要があることから、検察官は、直ちに、仮釈放失効通知書により、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長に対し、刑法第29条第2項の規定により仮釈放が失効した旨を通知する(第4項前段)。

この場合において、検察官が、規程第46条第3項の規定により通知をした保護観察所の長から仮釈放失効前状況通知を受けたときは、速やかに、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長にこれを追送することとされた(第4項後段)。これは、刑事施設において、仮釈放失効前状況通知を、仮釈放中の保護観察停止に関する事項その他の仮釈放中の保護観察の状況の把握及び執行済み刑期の計算に利用するためである。

なお、仮釈放が失効したことによる残刑の執行については、改めて執行指揮書を送付する必要はない。これは、仮釈放の取消しの場合と同様である(本解説各論、第8章、第2、2(154ページ)参照)。

② 仮釈放が失効した場合において、仮釈放失効者が刑事施設に収容されていないときは、検察官は、仮釈放が失効する原因となった刑の一部の執行猶予の言渡しの取消裁判について、規程第45条の規定により、刑事施設の長に対し執行の指揮をすることとなるので、そ

の際、仮釈放失効通知書に保護観察所の長から受けた仮釈放失効前状況通知を添えて、当該刑事施設の長に仮釈放が失効した旨を併せて通知することとされた（第5項）。

この場合においては、一般的に保護観察所の長から仮釈放失効前状況通知を受けた後に執行の指揮をすることとなることから、仮釈放失効前状況通知を受ける前に仮釈放失効通知書により刑事施設の長に通知する必要はなく、仮釈放失効前状況通知を受けた後に仮釈放失効通知書の添付資料として併せて通知することとなる。

(4) 検察システムによる管理（第6項）

検察官が、保護観察所の長から仮釈放失効前状況通知を受けたとき、刑事施設の長に対し仮釈放失効通知をしたとき又は規程第46条第4項後段の規定により刑事施設の長に対し仮釈放失効前状況通知を送付したときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

(5) 仮釈放の失効に関する運用上の留意点

① 仮釈放が失効するのは、一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行中に仮釈放となり、当該仮釈放中に当該一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しが取り消された場合であるところ、別事件等で刑事施設に収容中の者について一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした場合においては、仮釈放中であるか否か、仮釈放中であればそれが実刑部分の期間の執行中であるか否か前科照会をするなどして確認した上、仮釈放中であって実刑部分の期間の執行中に当たるときは、執行担当事務官は、当該刑事施設の職員に対し、執行猶予の言渡しの取消請求をした旨及び取消裁判の経過を適宜の方法によりその都度連絡するなどして、刑事施設における仮釈放失効者の把握が適切に行われるようにする必要がある。

② 留置施設に勾留中の者については、仮釈放失効残刑の刑期は、仮

釈放が失効したときから起算される場所、その把握を怠り、勾留について釈放されるなどした場合、刑事収容施設法第15条第1項第1号に違反し不当に留置施設に収容することにつながるから、留置施設に勾留中の者について一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をするときは、仮釈放中であるか否か、仮釈放中であればそれが実刑部分の期間の執行中であるか否かに特に注意し、仮釈放中であって実刑部分の期間の執行中に当たるときは、捜査・公判部門若しくは令状担当事務官又は留置施設の職員と特に緊密に連携を図り、勾留期間の満了前又は執行猶予の言渡しの取消裁判が確定する前に刑事施設に移送されるように配慮する必要がある。

③ 一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行中に仮釈放の処分を受けた者（以下「実刑部分に係る仮釈放者」という。）について、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消す旨の決定をするか否かの審理を開始する必要があると認め、実刑部分に係る仮釈放者が更生保護法第76条第1項の規定により留置されている場合において、別途、当該一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消裁判があり、当該裁判により執行猶予の言渡しを取り消された結果、仮釈放が失効したときは、仮釈放の処分を取り消す旨の決定をするか否かの審理が終結し、留置の効力は失われることから、仮釈放が失効すると同時に、刑事施設において仮釈放の残刑の執行が開始される必要がある（注4）。

そのため、検察官が、更生保護法第76条第1項の規定による留置中の実刑部分に係る仮釈放者について一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をする場合、又は一部執行猶予刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした後に同項の規定により留置された実刑部分に係る仮釈放者であることを知った場合において、執行猶予の言渡し

を取り消す旨の裁判があったときは、その検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、同裁判の確定及び仮釈放の失効を待たず、直ちに、その実刑部分に係る仮釈放者が留置されている刑事施設の長に対し、執行猶予の言渡しの取消裁判の確定により仮釈放が失効する旨を明らかにした仮釈放失効通知書により、仮釈放の失効と同時に刑事施設において残刑の執行が開始されるよう示して通知する必要がある。

その場合には、仮釈放失効通知書の本文を「下記のとおり刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消す旨の裁判がありましたので、残刑の執行に配意されたく通知します。」などと修正した上、備考欄に「仮釈放の処分は、即時抗告申立期間の経過により、又は即時抗告の申立てを棄却する旨の裁判の告知により、執行猶予の言渡しの取消裁判が確定したときに、効力を失う。」などと記載するものとし、仮釈放の処分が効力を失った日欄及び取消しの裁判欄の確定の日欄は空欄とする。

なお、執行猶予の言渡しを取り消す旨の裁判に対し即時抗告の申立てがあった場合において、原決定を取り消す旨の裁判があったときは、直ちに当該仮釈放失効通知書を取り消す必要があるため、留意する。

(注1) 仮釈放の失効に関する規程の運用について、平成28年通達の記第2、6。

なお、前記(5)、③につき、平28.5.2刑総573号刑事局総務課長通知。

(注2) 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程(平成20年法務省保釈訓第261号法務大臣訓令)第120条第1項第10号、同条第5項

(注3) 勾留中の被告人については、仮釈放取消し等残刑執行通知書によっても、仮釈放が失効したことによる残刑の執行について裁判所に通知することとな

る(規程第56条)が、同通知は、刑事施設からの通知により実際に残刑の執行が開始されたことを知った後になされるものであるから(本解説各論、第8章、第2、4(155ページ))、刑執行指揮通知書の備考欄に記載することにより、あらかじめ裁判所に対し、仮釈放の失効により残刑が執行される旨を伝えておくものである。なお、刑執行指揮通知書については、本解説各論、第3章、第2節、第10、2(95ページ)参照。

(注4) なお、この場合の留置期間につき、更生保護法上、仮釈放失効残刑や取り消された猶予部分の期間の刑期に算入することができる旨の規定はない。

第5 刑執行猶予言渡し取消決定に対する抗告事件の取扱い(規程第47条)

1 取消請求をした検察官の処置(第1項)

刑執行猶予言渡し取消決定に対し即時抗告の申立てがあったときは、刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした検察官は、刑執行猶予言渡し取消決定謄本及び前科調書等執行猶予の言渡しが取り消された刑の執行指揮に必要な書類を、速やかに抗告裁判所に対応する検察庁の検察官に送付する。

なお、取消決定前に移送決定がなされた場合には、移送先の裁判所に対応する検察庁の検察官に対し、移送決定謄本、予定される取消刑の執行指揮に必要な関係書類等を送付して通知することが相当であるとされている(注)。

(注) 昭33検務実務家会同執行事務関係46問答

2 抗告裁判所に対応する検察庁の検察官の処置(第2項)

取消決定に対する抗告を棄却する決定があったときは、抗告裁判所に対応する検察庁の検察官において、執行猶予の言渡しが取り消された刑の執行を指揮する(規程第45条)。この場合には、その庁の執行担当事務官において、関係検察庁の執行担当事務官及び保護観察所の長に対し

て、その取消しに関する通知（規程第46条）を行うことになる。

なお、取消決定に対する即時抗告が棄却され、更に特別抗告の申立てがあり、その特別抗告を棄却する決定があった場合における事務の取扱いについては別段の規定はないが、実務上は、即時抗告裁判所に対応する検察庁の検察官において、特別抗告裁判所に対応する検察庁の検察官から、特別抗告を棄却する決定謄本の送付を受けて、取消し後の執行指揮その他必要な手続をすることとされている（注）。

（注） 昭35検務実務家会同執行事務関係20問答

第6章 刑の分離決定

第1 刑法第52条の規定による刑の決定の請求（規程第49条）

1 刑の分離

刑法第52条は、「併合罪について処断された者がその一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪について改めて刑を定める」と規定している。刑法第45条所定の併合罪については、同法第46条以下の規定に従い、原則として数個の罪について包括的に1個の加重された刑が科せられることとされている（刑法第47条、第48条）が、例外的に死刑又は無期の懲役・禁錮に処すべきときは他の罪の刑を科さないこととされており（刑法第46条）、このような場合には、数個の罪に対する刑資が一個の刑に盛られていることとなる。したがって、そのうちの一部の罪について大赦があったときは、改めて大赦にならない罪について刑を定めることとされており、一般にこれを刑の分離と呼んでいる。

2 分離決定の請求

(1) 上記の刑を定むべき場合には、検察官の請求により裁判所が決定で定めることとされ、このような場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所（注1）にその請求をしなければならない（刑訴法第350条）。

なお、所在不明者については、その所在が明らかになった後において請求すれば足りる（注2）。

(2) 上記の請求は、刑の分離決定請求書（様式第50号）によるものとし、この請求書には、次のような書類を添付することになっている。

- ① 判決謄本（その犯罪事実についての最終の判決）
- ② 前科調書その他前号の判決の確定を証明する書類（大赦を受けた

罪と大赦を受けない罪との併合罪について刑の言渡しをした確定判決が存在することを明らかにする必要がある。

- ③ 刑の言渡しを受けた者の所在を証明する書類（分離決定に当たっては、裁判所は、刑の言渡しを受けた者等の意見を聴くことになるから、その所在を明らかにする必要がある（刑訴法第350条、第349条の2第1項）。

(注1) したがって、上訴を棄却した裁判所は含まれないが、破棄自判した上訴裁判所は含まれる（昭26.12.25検務局長電報回答）。

(注2) 昭27.4.19検務12739号検務局長通達

第2 刑法第52条の規定による決定刑の執行指揮等（規程第50条）

1 分離決定刑の執行指揮

(1) 執行指揮（第2項）

分離決定が確定した場合には、分離決定刑執行指揮書（様式第51号）に決定謄本を添付して執行を指揮する。なお、分離前の刑の一部を執行していた場合には、これを分離後の刑に通算して執行を指揮することとなるが、この点については、規定（規程第16条第5号）があり、既に述べた（本解説各論、第3章、第2節、第1、4（76ページ））。また、分離前の裁判において未決勾留日数通算等の言渡しがあった場合には、分離決定において別段の定めをしない限りその効力があるものとして、執行できるものと解されている（注）。

(2) 執行指揮の囑託（第3項）

分離決定刑の執行指揮も他の検察庁の検察官に囑託することができる。そして、この場合には分離決定刑執行指揮囑託書（様式第52号）によるものとし、囑託書にはその決定謄本を添付することになっている。

(注) 昭27.8.1矯正甲39号矯正局長通達

2 執行すべき刑期がない場合の処置（第4項）

分離決定のあった者が受刑中で、かつ、分離前の刑について執行指揮がなされている場合において、当該決定に基づく刑につき執行済みの日数を通算することにより、既に執行すべき刑期がないこととなる場合がある。このような場合には、検察官は、分離決定刑不執行通知書（様式第53号）に決定謄本を添付して、その者が収容されている刑事施設の長に対し、執行しない旨を通知するものとされている。超過執行を防止するためのものである（注）。

(注) 受刑中の場合というのは、①赦免罪を含む併合罪の刑は執行停止中であるが、別刑で受刑中である場合、②受刑中であるが、赦免罪を含む併合罪の刑は目下執行中の刑終了後引き続き執行すべき旨の指揮により、いまだ執行に着手していない場合、③赦免罪を含む併合罪の刑を執行中である場合であるが、実際には、①の場合がもっとも多く、③の場合は通例として執行停止になるからほとんどまれな場合である。分離決定刑不執行の通知は、②の場合は当初の執行指揮を事実上取り消すことになり、①及び③の場合は、現に刑事施設に収容中である関係上、念のためになすものであるが、③の場合において、検察官からの通知が遅れても通知前に既に刑事施設の長においてその事実を知り得たときは、検察官からの通知を待つまでもなく、刑期満了釈放の場合に準じて釈放すべきであると解されている。

3 分離決定刑の時効

分離決定により定められた刑の時効は、前に言い渡された刑の確定日より進行し、新たに定められた刑につき刑法第32条の定める期日の最後の日の翌日に完成する。ただし、大赦令施行前に時効期間を経過したこととなる場合においては、大赦令施行の日に時効完成の効果が生じるものと解されている（注）。

(注) 昭32.8.14刑事局長電信回答

第7章 共 助

第1 共助の意義

共助とは、相互補助のことである。検察庁法第31条に、検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について、互いに必要な補助をする、と規定されており、これに基づいて事務上の共助が行われる。

執行事務における共助は、囑託・受託・転嘱及び返嘱の手續に区分されるが、一般に囑託というときは、転嘱及び返嘱を包含する三者をいう。ところで、囑託とは、原庁（執行指揮検察官の属する検察庁）である甲検察庁から乙検察庁に事務処理を依頼することで（規程第12条、第24条、第25条、第36条、第39条第4項（第40条第2項において準用する場合を含む。）、第50条第3項の各場合）、受託とは、その依頼を受けた場合（規程第51条、第53条）であって、依頼した甲検察庁を囑託庁、依頼を受けた乙検察庁を受託庁という。転嘱とは、甲検察庁から依頼を受けた事項を、乙検察庁が更に丙検察庁に囑託することで（規程第52条第1項）、返嘱とは、囑託を受けた事項について処理不能のために、受託庁から原庁に返戻する場合（規程第52条第2項）をいうのである。

第2 執行指揮の受託・転嘱・返嘱（規程第51条、第52条）

1 受託

死刑及び自由刑の執行指揮の囑託を受けた場合には、検察官は、速やかにその手續、すなわち刑の執行を指揮する（規程第51条第1項）。

また、執行担当事務官は、検察システムにより刑の執行指揮の囑託を受けた内容を管理するとともに、囑託庁の執行担当事務官に受託した旨を通知する（規程第51条第2項）。

執行の手續を終了したときは、執行担当事務官は、執行指揮検察官の

属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。

なお、執行の手續を終了した旨の通知は、転嘱を受けた検察庁の検察官が執行指揮した場合であっても（後記2参照）、全て執行指揮検察官の属する検察庁に対して直接行うことになっており（第51条第3項前段）、転嘱した検察官の属する検察庁に対しては通知を要しない。もっとも、転嘱した検察官の属する検察庁に対しては、前述の受託した旨の通知が行われることはいうまでもない（注1）。

なお、死刑の執行指揮の囑託（規程第12条）を受けた検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、規程第10条第2項の規定により死刑の執行に立ち会った検察事務官から死刑執行始末書（様式第5号）の交付を受けてその謄本を作成し、これを囑託庁である執行指揮検察官に送付する（規程第51条第3項後段）（注2）。

（注1） 受託、転嘱の各通知は、検察システムの電子メール機能を使用することとされている（平成25年通達の記事第3、16、(1)、執行事務取扱要領第9、(2)等）。

（注2） 死刑の執行指揮検察官が法務大臣に対しその結果を報告することが義務付けられているからである（規程第14条第1項第5号及び第2項）。なお、死刑執行始末書の原本は受託庁で保管することとなる（平成25年通達の記事第3、16、(2)）。

2 転嘱

自由刑の執行指揮の囑託を受けた検察官（受託庁）は、刑の言渡しを受けた者が他庁の管轄区域内に現在することが判明したときは、その検察庁の検察官に執行の指揮を転嘱することができる。転嘱した場合は、執行担当事務官は、最初に囑託した執行指揮検察官の属する検察庁（いわゆる原庁）の執行担当事務官に対し、他庁へ転嘱した旨を通知しておくこととされている（規程第52条第1項）。

3 返嘱

嘱託を受けた検察官は、刑の言渡しを受けた者が死亡又は所在不明等のため執行できなくなった場合は、その事由及び調査経過を明らかにして執行指揮検察官に返嘱する（規程第52条第2項）。死亡、時効完成等刑の執行不能決定の事由がある場合においても、受託庁の検察官が最終処分を行うことは許されていない。なお、刑の執行停止者の取扱いにつき、本解説各論、第4章、第1節、第4、2、(2)、(注1)（110ページ）参照。

4 検察システムによる管理

死刑及び自由刑の執行指揮の転嘱、返嘱の手続をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理する（規程第52条第3項）。

第3 残刑等の執行指揮の受託（規程第53条）

刑の執行停止取消しに伴う残刑の執行指揮の嘱託（規程第36条）及び刑の執行順序変更指揮の嘱託（規程第39条第4項、第40条第2項）又は分離決定刑の執行指揮の嘱託（規程第50条第3項）を受けた場合は、いずれも本章、第2（150～152ページ）で述べた手続に準じて処理する。

第8章 雑 則

第1 仮釈放者等の再犯通知（規程第54条）

1 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の再犯通知

仮釈放及びその取消しについては刑法第28条及び第29条に、また、保護観察付執行猶予者に係る遵守事項違反による執行猶予の言渡しの取消しについても同法第26条の2第2号及び第27条の5第2号にそれぞれ規定がある。そこで、執行担当事務官は、被疑者又は被告人が仮釈放中の者であることを知ったときは、仮釈放者再犯通知書（様式第54号）により本人の住居地又は現在地を管轄する保護観察所の長に対してその旨を通知するものとされている。被疑者又は被告人が保護観察付執行猶予者（刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項）であるときも同様とされているが、この場合の通知は、保護観察者再犯通知書（様式第55号）による。

2 通知の時期

通知の時期は、捜査中であると公判中であることを問わず、該当者であることを知った場合には、速やかに行う必要がある。

この通知によって、仮釈放者についてはその取消しの要否について、また保護観察中の者については執行猶予言渡しの取消し申出の要否についてそれぞれ検討を促すこととなる。

第2 仮釈放取消者の収容等（規程第55条、第56条）

1 仮釈放の取消し

仮釈放の取消しは、本人の保護観察をつかさどる保護観察所の所在地を管轄する地方更生保護委員会が決定をもってするものとされている（更生保護法第75条第1項）。そして、地方更生保護委員会は、仮釈放

を取り消された者が収容されていない場合には、速やかに、収容依頼書（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程様式第84号）に仮釈放取消決定書の謄本2通を添えて本人の現在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官（ただし、本人の現在地が明らかでないときは、その地方更生保護委員会の所在地を管轄する地方検察庁の検察官）に通知するものとされている（注1）。この通知を検察官が受理することによって、仮釈放取消者の収容手続が開始されることとなるが、この場合の収容手続は、刑事法の収容に関する規定（刑事法第484条ないし第489条）が適用されることとなる（更生保護法第75条第3項）。したがって、場合によっては収容状をも発することができる。

なお、刑法第29条第2項に規定する仮釈放の失効（本解説各論、第5章、第4、3（138ページ））については、地方更生保護委員会の決定により仮釈放が失効するものではないので、仮釈放が失効した者が収容されていない場合であっても、同委員会からの収容依頼書による通知はなく、規程第55条は適用されない（注2）。

（注1） 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程第109条第6項、第7項

（注2） 仮釈放が失効した者が収容されていない場合の収容については、本解説各論、第5章、第4、3、(2)、③（140ページ）参照。

2 仮釈放が取り消された者の収容（第55条第1項、第2項）

検察官が、地方更生保護委員会からの通知に基づいて仮釈放が取り消された者を収容する場合は、不拘禁の者に対する自由刑の執行指揮の手続（規程第18条）に、また、逃亡者等に対しては収容状の発付手続及び収容状執行後における執行指揮の手続（規程第21条）に、それぞれ準じて行うものとされている。もっとも、この場合には、一般の自由刑の執

行指揮の場合と異なり、改めて執行指揮書を送付する必要はなく、刑事施設の長に対しては、刑期計算の根拠となる地方更生保護委員会から送付された仮釈放取消決定の謄本及び収容依頼書を送付すれば足りるのである。なお、刑事施設への収容が収容状の執行による場合には、収容状の謄本をも送付する（注）。

（注） 仮釈放が一種の刑の執行期間と考えられ、その処分については、もとより検察官が関与せず、したがって、その処分が取り消された場合にも、前にした執行指揮の効力が持続するものとし、改めて執行指揮を要しないと解されるからである。

3 収容後の通知（第55条第3項）

仮釈放取消しにより収容された者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、執行担当事務官は、裁判所に対しその者の所在を明確にし、併せて未決勾留日数の通算等に支障を生じさせないため、仮釈放者収容通知書（様式第56号）により通知するとともに、検察システムによりその旨を管理することとされている。そして、上記裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、通知書は、その検察庁の検察官を経由することになる。

4 仮釈放の取消し等による残刑の執行通知（規程第56条）

仮釈放の取消しや刑法第29条第2項に基づく仮釈放の失効は、通常収容中（別件受刑中又は別件勾留中）に行われることが多いが、これにより残刑の執行が開始された場合も事後の執行指揮及び裁判所における未決勾留日数の通算等に影響することとなる。そこで、このような場合には、刑事施設から関係する検察庁に対してこの旨の通知が行われることになっており（注）、執行担当事務官が、この通知等により、勾留中の被告人について、仮釈放が取り消され、若しくは仮釈放が失効し、又は自由刑の執行中に逃走したものであることが発覚して残刑の執行が開始

されたことを知ったときは、仮釈放取消し等残刑執行通知書（様式第57号）により当該被告事件の係属する裁判所にその旨の通知をすることとされている。

（注） 昭33.11.29刑事20113号刑事局長通達

第3 関係書類の整理（規程第57条）

執行担当事務官は、自由刑の執行未済の事件について、その処理状況を明らかにするため、刑執行延期決定書、刑の執行停止書、裁判執行関係事項回答書、裁判執行に関する調査回答書、裁判執行指揮囑託書、その他所在捜査等についての関係書類を、1件ごとに取りまとめ、自由刑未執行関係書類表紙（様式第58号）を付して整理保管するが、これを取りまとめて整理する時期については各庁の運用に委ねられている。

なお、補導処分に係る執行事務関係の書類もこれに準じて整理することとされている。

第4 執行事務に関する統計報告（規程第58条）

1 執行担当事務官は、死刑及び自由刑の執行状況等を調査し、次の例によって報告することとされている（第1項）。

(1) 執行事務月表（様式第59号）

月間の執行状況等を明らかにするためのもので、毎月作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

(2) 自由刑未執行状況等調査表（様式第60号）

未執行人員の未執行事由を明らかにするためのもので、毎月作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

(3) 執行事務年表（様式第61号）

年間の執行状況等を明らかにするためのもので、毎年作成し、翌年の1月31日までにその庁の長に提出する。

高等検察庁支部又は地方検察庁支部にあつては、この場合それぞれの

支部長に提出することになる（第2項）。

なお、これらの諸表は、平成3年12月22日付け法務省司調第503号司法法制調査部長通達「刑事統計調査要領について」の取扱いに準じ、人員を基礎に計上することになっている（注1）。

また、月表の作成に当たっては、補導処分の執行状況等についても、執行事務月表、自由刑未執行状況等調査表の該当欄に、その人員を外致として括弧書により朱番計上することとされているので注意を要する（注2）。

- 2 高等検察庁支部、地方検察庁支部又は区検察庁の長は、これらの報告を受けたときは、これを確認した上、速やかに検事長又は検事正に提出することになる（第3項）。
- 3 検事総長、検事長又は検事正は、毎年その庁の執行事務年表（高等検察庁にあつては高等検察庁及び高等検察庁支部の執行事務年表の集計表、地方検察庁にあつては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁の執行事務年表の集計表をいう。）を作成し、翌年2月末日までに直接法務大臣に提出するとともに、検事長は検事総長に、検事正は検事総長及び検事長に、それぞれ提出することになっている（第4項）。
- 4 執行事務に関する諸表の作成並びに報告は、適正な事務の運営を図るため、監督者において常時未執行状況等を把握しておく必要からなされるものであるから、執行担当事務官は、常にその資料を整備し、これが作成については正確を期する必要があることは、いうまでもないことである。

（注1） 昭34検務実務家会同執行事務関係22問答

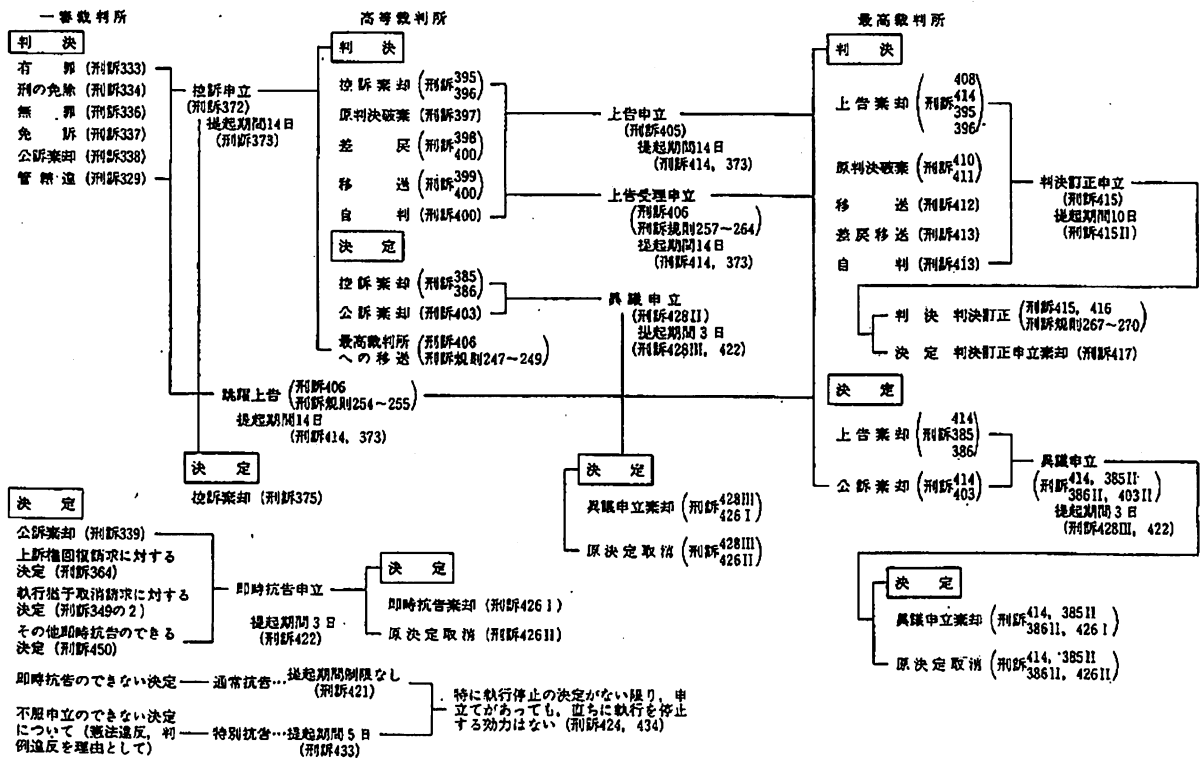
（注2） 昭33.11.17刑事19398号刑事局長通達

第5 特別取扱い（規程第59条）

検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあっては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあっては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。）において、執行事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる（第1項）。

また、検事総長、検事長又は検事正は、第1項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対してその旨を報告するとともに、検事長にあっては検事総長に、検事正にあっては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならないものとされている（第2項）。

裁判と上訴等提起期間



裁判確定日一覧表

裁判の別	確定事由等	確定日	根拠法条等	
判 決	一審・控訴審上訴提起期間の経過(自然確定)	上訴提起期間(14日)の経過により「15日目」	刑訴 55 (期間の計算) 同 373 (控訴提起期間) 同 359 (上訴の放棄・取下げ) 同 361 (放棄・取下げ後の再上訴不能)	
	上訴権放棄	① 双方が放棄のときは、「後の放棄の日」 ② 一方のみが放棄のときは、「自然確定」	同 395 } (控訴棄却の判決) 同 396 } 同 418 (上告審判決の確定) 同 415 (訂正の判決) 同 417 (訂正申立ての棄却決定・再訂正申立ての禁止) 同 414 (上告審への準用規定)	
	上訴取下げ	上訴提起期間内	① 一方のみが上訴申立てをなし、期間内に取り下げたときは、「自然確定」 ② 双方が上訴申立てをなし、期間内に双方とも取り下げたときは、「後の取下げの日」	
		上訴提起期間経過後	① 一方のみが上訴申立てをなし、期間経過後に取り下げたときは、「取下げの日」 ② 双方が上訴申立てをなし、双方とも取り下げたときは、「後の取下げの日」	
	上告審判決		① 判決訂正の申立てがない場合は、判決訂正申立て期間(10日)の経過により「11日」 ② 判決訂正の申立てがあった場合 a 訂正判決があった場合は、「訂正判決の日」 b 申立て棄却決定の場合は、「決定謄本送達(告知)の日」	

決 定	控訴棄却 上告棄却	① 異議申立てがない場合は、決定謄本送達(告知)の翌日から起算して「4日目(異議申立て期間3日の経過)」 ② 異議申立てがなされ、申立て棄却決定の場合は、「決定謄本(告知)の日」	刑訴 55 (期間の計算) 同 375 (控訴棄却の決定) 同 385 (") 同 386 (") 同 422 (即時抗告の提起期間) 同 414 (上告審への準用規定) 同 428 (高裁決定に対する抗告禁止、抗告に代わる異議申立て) 同 427 (再抗告の禁止) 同 425 (即時抗告の執行停止の効力) 昭30. 3. 2刑事4778号刑事局長通達 昭40. 3. 25刑事(総)229号刑事局長通達
	即決裁判 略式命令	正式裁判請求期間の経過(自然確定)	正式裁判の請求期間(14日)の経過により「15日目」
即決裁判 略式命令	正式裁判請求の 取下げ	① 一方のみが正式裁判の請求をなし、期間内に取り下げたときは、「自然確定」 ② 一方のみが正式裁判の請求をなし、期間経過後に取り下げたときは、「取下げの日」 ③ 双方が正式裁判の請求をなし、双方とも取り下げたときは、「後の取下げの日」	交通事件即決裁判手続法 12 (裁判の宣告) 同 13 (正式裁判の請求) 同 14 (即決裁判の効力) 刑訴 55 (期間の計算) 同 465 (正式裁判の請求) 同 466 (正式裁判の取下げ) 同 468 (正式裁判請求の棄却) 同 470 (略式命令の効力) 同 422 (即時抗告の提起期間)
	正式裁判請求棄却 決定	決定謄本送達(告知)の翌日から起算して「4日目(即時抗告申立て期間3日の経過)」	

○ 執行事務規程

平成25年3月19日法務省刑総訓第2号

大臣訓令，検事総長，検事長，検事正宛て

改正 平成28年5月2日法務省刑総訓第3号

執行事務規程

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 検察総合情報管理システムによる管理

第2章 裁判の把握等

第3条 裁判結果の管理

第4条 裁判書の謄本等の確認

第5条 上訴申立て等の管理

第6条 再審の裁判の確定通知

第7条 全部執行猶予の通知等

第8条 保護観察の仮解除等

第3章 刑の執行

第9条 死刑執行に関する上申

第10条 死刑執行の指揮等

第11条 死刑判決確定の通知等

第12条 死刑執行指揮の囑託

第13条 死刑確定者から再審請求等があったときの処置

第14条 死刑執行等に関する報告

第15条 死刑執行についての管理

第16条 自由刑の執行指揮の方法

第17条 拘禁中の者に対する自由刑の執行指揮

第18条 不拘禁の者に対する自由刑の執行指揮

第19条 執行指揮書

第20条 自由刑の執行延期

第21条 逃亡者等に対する処置

第22条 裁判執行関係事項の照会

第23条 自由刑の執行についての管理

第24条 所在の調査囑託

第25条 自由刑の執行指揮の囑託

第26条 自由刑の執行指揮終了後の通知

第27条 保証金の没取請求

第28条 刑の執行不能決定

第4章 刑の執行停止及び刑の執行順序変更

第29条 死刑の執行停止

第30条 必要的刑の執行停止

第31条 任意的刑の執行停止

第32条 死刑判決確定後の自由刑の執行取止指揮等

第33条 刑執行停止後の処置

第34条 残刑の執行指揮等

第35条 刑の執行停止の特例

第36条 残刑の執行指揮囑託等

第37条 残刑執行指揮終了後の通知

第38条 刑執行停止の管理

第39条 刑の執行順序変更

第40条 刑の執行順序変更による労役場留置執行指揮

第5章 刑執行猶予言渡しの取消し

第41条 刑執行猶予言渡しの取消請求

第42条 刑執行猶予言渡し取消事由の通知等

第43条 保護観察所長への通知

第44条 留置中の執行猶予者に関する通知

第45条 取消し後の執行指揮

第46条 取消し等の通知

第47条 刑執行猶予言渡し取消決定に対する抗告事件の取扱い

第48条 刑執行猶予言渡し取消請求の管理

第6章 刑の分離決定

第49条 刑法第52条の規定による刑の決定の請求

第50条 刑法第52条の規定による決定刑の執行指揮等

第7章 共助

第51条 刑の執行指揮の受託

第52条 刑の執行指揮の転嘱及び返嘱

第53条 残刑等の執行指揮の受託

第8章 雑則

第54条 仮釈放者等の再犯通知

第55条 仮釈放取消者の収容

第56条 仮釈放の取消し等による残刑の執行通知

第57条 関係書類の整理

第58条 執行事務に関する統計報告

第59条 特別取扱い

附則

執行事務規程書式例（省略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する事務の取扱手続を規定し、これを取り扱う職員の職務とその責任を明確にし、もってその事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

（検察総合情報管理システムによる管理）

第2条 この規程による前条に規定する裁判の把握並びに死刑及び自由刑の執行に関する事務その他これに付随する事項（以下「執行事務」という。）については、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）により管理する。

2 検察システムにより執行事務を管理する方法については、別に法務省刑事局長が定める。

第2章 裁判の把握等

（裁判結果の管理）

第3条 公判担当事務官（事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）第73条第1項に規定する公判担当事務官をいう。）から判決の宣告又は決定による終局裁判の結果について通知があったときは、執行担当事務官（執行事務を所管し、又は分担する検察事務官をいう。以下同じ。）は、検察システムにより当該終局裁判の結果の内容を管理する。この場合において、執行担当事務官は、裁判所に照会して、当該終局裁判の結果の内容について正確を期する。

（裁判書の謄本等の確認）

第4条 裁判所から裁判書の謄本又は抄本の送付があったときは、執行担当事務官は、前条により管理した終局裁判の結果と対照し、当該裁判書の内容について正確を期する。

(上訴申立て等の管理)

第5条 執行担当事務官は、検察官が上訴若しくは上訴の放棄の申立てをしたとき又は被告人若しくは弁護人等が上訴の申立てをした旨の通知があったときは、検察システムによりその内容を管理する。被告人が上訴の放棄又は取下げの申立てをした旨の通知があったときも、同様とする。

2 被告人が上訴の取下げの申立てをした旨の通知があった場合において、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。)第472条第2項の規定により最高検察庁又は高等検察庁の検察官が下級裁判所の裁判の執行の指揮をすべきときは、その検察庁の執行担当事務官は、検察システムにより、上訴の取下げがあった旨及びその裁判の主文の要旨を管理する。

(再審の裁判の確定通知)

第6条 執行担当事務官は、再審の裁判が確定したときは、原判決に係る被告事件の証拠品を保管する検察官の属する検察庁の証拠品担当事務官(証拠品事務規程(平成2年法務省刑総訓第287号大臣訓令)第4条第1項に規定する証拠品担当事務官をいう。)にその旨を速やかに通知する。この場合において、当該証拠品を他の検察庁の検察官が保管しているときは、再審事件確定通知書(様式第1号)により通知する。

(全部執行猶予の通知等)

第7条 自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者(以下「執行猶予者」という。)のうち、刑法(明治40年法律第45号)第25条の2第1項の規定により保護観察に付されたものについてその言渡しの裁判が確定したときは、刑訴法第472条の規定により検察官が裁判の執行指揮をすべき場合の区分に準じ、執行担当事務官は、刑執行猶予通知書(様式第2号)によりその者の住居地を管轄する保護観察所の長に通知し、検察システムによりその旨を管理する。

(保護観察の仮解除等)

第8条 保護観察に付された執行猶予者について保護観察の仮解除決定があった旨の通知を受けたときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

2 保護観察の仮解除決定があった執行猶予者について、保護観察の仮解除の処分の取消決定があった旨の通知を受けたときも、前項と同様とする。

第3章 刑の執行

(死刑執行に関する上申)

第9条 刑訴法第472条の規定により刑の執行指揮をすべき検察官(以下「執行指揮検察官」という。)の属する検察庁の長は、死刑の判決が確定したときは、法務大臣に対し、死刑執行上申書(様式第3号)に刑事確定訴訟記録(裁判所不提出記録を含む。)及びその裁判書の謄本2部を添えて提出し、死刑執行に関する上申をする。

(死刑執行の指揮等)

第10条 刑訴法第475条第1項の規定により法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は、死刑執行指揮書(様式第4号)により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮する。

2 刑訴法第478条の規定により死刑の執行に立ち会った検察事務官は、死刑執行始末書(様式第5号)を作成する。

(死刑判決確定の通知等)

第11条 検察官は、死刑の判決が確定したときは、死刑判決確定通知書(甲)(様式第6号)に判決謄本を添えて、死刑の言渡しを受けた者(以下「死刑確定者」という。)が収容されている刑事施設の長にその旨を通知する。その刑事施設に死刑執行の設備がないときは、死刑確定者をその設備のある刑事施設に移送するよう連絡する。

2 検察官は、死刑確定者の移送手続がなされたときは、移送を受けた刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に判決謄本を送付してその旨を通知する。

(死刑執行指揮の囑託)

第12条 法務大臣から死刑執行の命令があった場合において、前条第1項の規定により死刑確定者が移送されているときは、検察官は、直ちに、裁判執行指揮囑託書(様式第7号)により移送先の刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官に対し、死刑の執行指揮を囑託する。

2 前項の裁判執行指揮囑託書には、死刑執行命令書の謄本及び判決謄本を添付する。

(死刑確定者から再審請求等があったときの処置)

第13条 死刑の執行指揮検察官は、法務大臣から死刑執行命令を受けた後、死刑確定者について再審請求、上訴権回復請求又は恩赦の出願若しくは上申があったときは、法務大臣にその旨を速やかに報告してその指揮を受ける。

2 死刑執行指揮の囑託を受けた検察官は、死刑確定者について前項の事由があるときは、速やかに、囑託した検察官にその旨を通知するとともに、法務大臣に報告する。

3 前項の通知を受けた検察官は、第1項の規定により法務大臣の指揮を受けたときは、直ちにこれを囑託を受けた検察官に通知する。

4 死刑確定者が移送されている場合において、その死刑確定者について再審請求、上訴権回復請求又は恩赦の出願若しくは上申があったときは、移送先の刑事施設の所在地を管轄する地方検察庁の検察官は、死刑の執行指揮検察官にその旨を通知する。

5 死刑確定者について再審請求があったとき又はその請求に対する裁判があったときは、請求を受理した裁判所に対応する検察庁の検察官は、

速やかに、死刑の執行指揮検察官の属する検察庁の長に請求理由の要旨を通知し、又は裁判書の謄本を送付する。

(死刑執行等に関する報告)

第14条 死刑の執行指揮検察官は、死刑確定者について次の各号に掲げる場合には、法務大臣にその旨を速やかに報告する。ただし、前条第1項の規定による報告又は刑事関係報告規程(昭和62年法務省刑総訓秘第28号大臣訓令)に基づく再審開始決定報告がなされたときは、この限りでない。

- (1) 再審請求又は上訴権回復請求があったとき。
- (2) 前号の請求に対する決定があったとき。
- (3) 恩赦の出願又は上申があったとき。
- (4) 身柄を移送したとき。
- (5) 死刑の執行をしたとき。

2 前項第1号の報告をするときは請求理由の要旨を、同項第2号の報告をするときは死刑確定者に対する裁判書謄本送達の日を、明らかにする。また、前項第2号の報告をするときはその裁判書の謄本を、同項第5号の報告をするときは死刑執行始末書の謄本を、それぞれ添付する。

(死刑執行についての管理)

第15条 死刑の執行が指揮されたとき、執行されたとき又はその執行指揮が囑託されたとき及びその囑託に係る手続が終了した旨の回答があったときは、執行担当事務官は、検察システムにより死刑執行に関する事項を管理する。

(自由刑の執行指揮の方法)

第16条 自由刑の執行指揮の方法は、次の例による。

- (1) 二以上の自由刑の執行を同時に指揮するときは、各刑につき執行すべき順序を定めて指揮する。

(2) 自由刑の執行中に他の自由刑の執行を指揮するときは、執行中の刑に引き続き執行すべき旨を明らかにして指揮する。ただし、有期刑の執行中に無期刑の執行を指揮する場合において、刑法第51条第1項ただし書の適用があるときは、無期刑を指揮するとともに、有期刑については、刑執行取止指揮書（様式第8号）によりその執行を取りやめる旨を指揮する。

(3) 第1号の場合において刑法第51条第2項の適用があるときは、執行することができる刑期に満ちるまで最も重い刑から順次その刑期を加えてそれぞれ執行すべき刑期とし、これを明らかにして執行を指揮する。第2号本文の場合において刑法第51条第2項の適用があるときは、執行中の刑に引き続き執行することができる刑期を明らかにして執行を指揮する。

(4) 非常上告の結果、原判決を破棄して新たに刑の言渡しがあったときは、前の執行日数を通算して執行を指揮する。再審又は上訴権回復の請求の結果、新たに刑の言渡しがあったときも、同様とする。

(5) 刑訴法第350条に定める決定があったときは、執行済みの日数を通算して執行を指揮する。

(6) 刑訴法第502条の規定による異議の申立てに基づき、検察官のした執行指揮を不当とする決定があったときは、これに従い訂正の指揮をする。

（拘禁中の者に対する自由刑の執行指揮）

第17条 検察官は、拘禁中の被告人につき自由刑の判決が確定したときは、速やかにその者が収容されている刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下第30条、第31条、第34条、第39条及び第50条において同じ。）の長に対し刑の執行を指揮する。

2 上訴申立期間と勾留期間とが同時に満了する場合、その他やむを得ない事由がある場合には、判決確定前に、判決確定の上執行すべき旨を明らかにして執行の指揮をする。この場合においては、上訴申立ての有無について特に注意し、その申立てがあったときは、直ちに執行指揮を取り消す。

（不拘禁の者に対する自由刑の執行指揮）

第18条 刑訴法第484条の規定による呼出しを書面でするときは、封をした呼出状（様式第9号）による。

2 刑の執行のため呼出しを受けた者が出頭したときは、本人であることを確認した上、刑事施設の長に引き渡し、刑の執行を指揮する。

（執行指揮書）

第19条 自由刑の執行の指揮は、執行指揮書（様式第10号）による。

2 執行指揮書を作成する場合には、判決謄本又は判決抄本等により氏名、年齢、刑名、刑期、未決勾留日数の通算等の記載を正確にし、必要があるときは、関係記録も調査する。

3 執行指揮書に判決抄本を添付した場合において、その抄本に罪となるべき事実が記載されていないときは、速やかに判決謄本その他罪となるべき事実が記載されている書面を追送する。

（自由刑の執行延期）

第20条 自由刑の言渡しを受けた者が執行延期の申立てをしたときは、検察官は、申立書を提出させた上、その事由について調査し、やむを得ない事情があると認めるときは、刑執行延期決定書（様式第11号）を作成して刑の執行を延期する。この場合においては、その事由について引き続き調査をする。

2 前項の規定により自由刑の執行を延期したときは、執行担当事務官は、検察システムにより当該執行延期に関する事項を管理する。

(逃亡者等に対する処置)

第21条 刑の言渡しを受けた者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状(様式第12号)を発付して検察事務官又は司法警察職員に対しその執行を指揮する。その執行前に司法警察職員に対する指揮を取り消すときは、収容状執行指揮取消書(様式第13号)による。司法警察員に収容状を発付させるときは、収容状発付指揮書(様式第14号)により、その指揮の取消しをするときは、収容状発付指揮取消書(様式第15号)による。

2 刑訴法第486条第1項の規定により検事長に収容を請求するときは、収容請求書(様式第16号)により、その請求の取消しをするときは、収容請求取消書(様式第17号)による。

3 刑訴法第486条第2項の規定により検事長がその管内の検察官に収容状の発付を命ずるときは、収容状発付命令書(様式第18号)により、その命令の取消しをするときは、収容状発付命令取消書(様式第19号)による。

4 刑の言渡しを受けた者が収容状により引致されたときは、執行指揮書により刑の執行を指揮する。

5 検察官が収容状を発付するとき、司法警察員に収容状を発付させるとき又は収容状を執行したときは、執行担当事務官は、検察システムにより当該収容状に関する事項を管理する。

(裁判執行関係事項の照会)

第22条 検察官が刑訴法第507条の規定によってする照会は、裁判執行関係事項照会書(様式第20号)による。

(自由刑の執行についての管理)

第23条 執行担当事務官は、検察官が自由刑の執行指揮をするときは、検察システムによりその旨を管理する。

(所在の調査囑託)

第24条 検察官が刑の言渡しを受けた者の所在の調査を他の検察庁の検察官に囑託するときは、裁判執行に関する調査囑託書(様式第21号)による。

(自由刑の執行指揮の囑託)

第25条 自由刑の言渡しを受けた者が他の検察庁の管轄区域内に現在する場合において、その検察庁の検察官に刑の執行指揮を囑託するときは、裁判執行指揮囑託書による。

2 前項の裁判執行指揮囑託書には、判決謄本を添付する。この場合において必要があるときは、指紋、写真その他刑の言渡しを受けた者を特定するに足りる資料を併せて添付する。

3 執行担当事務官は、囑託後相当期間を経過し執行の手続が終了した旨の通知がないときは、その執行状況を確認する。

4 執行担当事務官は、検察官が執行指揮の囑託をしたとき及びその囑託に係る手続が終了したとの通知があったときは、検察システムにより当該囑託に関する事項を管理する。

(自由刑の執行指揮終了後の通知)

第26条 検察官が自由刑の執行指揮をしたときは、執行担当事務官は、次の各号に掲げる手続を行うとともに、検察システムによりその旨を管理する。

(1) 刑の執行指揮により収容された者が保釈者又は勾留執行停止者であったときは、その者が居住していた地を管轄する警察署の長に保釈者・勾留執行停止者収容通知書(様式第22号)を送付する。ただし、その執行指揮が囑託に基づいてなされた場合には、囑託をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官が送付する。

(2) 刑の言渡しを受けた者が裁判所に係属中の事件の被告人であるとき

は、その裁判所に刑執行指揮通知書（様式第23号）を送付する。ただし、当該裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、その検察庁の検察官を経由して送付する。

（保証金の没取請求）

第27条 刑訴法第96条第3項の規定に基づく保証金没取の請求は、保釈保証金没取請求書（様式第24号）による。保釈保証金没取請求書には、没取事由の疎明資料を添付する。

- 2 前項の請求は、執行指揮検察官の属する検察庁の対応する裁判所に対して行う。ただし、刑事確定訴訟記録が執行指揮検察官の属する検察庁以外の検察庁にあるときは、その検察庁の対応する裁判所に対して行う。
- 3 第1項の規定により没取の請求をしたとき、及びその請求に対する決定があったときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

（刑の執行不能決定）

第28条 執行指揮検察官は、次の各号に掲げる場合には、刑執行不能決定書（様式第25号）により執行不能決定の処分をする。刑執行不能決定書には、執行不能事由を証明する関係書類を添付する。

- (1) 刑の時効が完成したとき。
- (2) 刑の言渡しを受けた者について大赦、特赦又は刑の執行免除があったとき。
- (3) 刑の言渡しを受けた者が死亡したとき。
- (4) 通算すべき未決勾留日数が言い渡された刑の刑期以上であるとき。
- (5) 非常上告、再審又は上訴権回復請求の結果、新たに言い渡された刑につき、第16条第4号により通算すべき前の執行日数とその刑期以上であるとき。
- (6) 刑の分離決定、減刑等の事由により執行すべき刑期がないとき。

- 2 前項の規定により刑の執行不能決定の処分をするときは、執行担当事務官は、検察システムによりその旨を管理する。

第4章 刑の執行停止及び刑の執行順序変更

（死刑の執行停止）

第29条 死刑の執行指揮検察官は、死刑確定者について刑訴法第479条第

- 1項及び第2項に規定する死刑の執行を停止する事由があると認めるときは、直ちに法務大臣に報告してその指揮を受ける。
 - 2 死刑執行停止の事由がなくなつたと認めるときも、前項と同様とする。この場合の報告には、その事由がなくなつたと認められる日を明らかにする。
 - 3 第13条第2項及び第4項の規定は、死刑執行停止に関する報告及び通知について準用する。
 - 4 法務大臣から死刑の執行を停止する命令があつたときは、死刑の執行指揮検察官は、刑の執行停止書（様式第26号）を作成し、死刑確定者が収容されている刑事施設の長に死刑の執行を停止した旨を通知する。この場合において、既に死刑の執行指揮がなされているときは、その執行を停止する旨を直ちに指揮する。
 - 5 死刑の執行指揮検察官は、既に死刑の執行を他の検察庁の検察官に囑託している場合において、死刑の執行を停止する命令があつたときは、直ちにその旨を囑託を受けた検察官に通知して返嘱を求めた上、刑の執行停止書を作成する。
 - 6 前項の通知を受けたときは、囑託を受けた検察官は、死刑の執行指揮を取り消した上、返嘱する。
- （必要的刑の執行停止）
- 第30条 刑事施設の長又は刑の言渡しを受けた者の関係人から刑訴法第480条に規定する事由による自由刑の執行停止の上申があつたときは、

検察官は、その事由を審査する。

- 2 検察官は、前項の規定による審査をした場合において、その事由があると認めるときは、刑の執行停止書を作成する。
- 3 刑の執行を停止される者が刑事施設に収容中のときは、検察官は、釈放指揮書によりその者が収容されている刑事施設の長に対し釈放の指揮をする。釈放指揮書には、刑の執行停止書の謄本を添付する。
- 4 前3項の規定は、検察官が職権で刑訴法第480条に規定する事由による自由刑の執行停止をする場合に準用する。

(任意的刑の執行停止)

第31条 刑事施設の長、刑の言渡しを受けた者又はその関係人から刑訴法第482条各号に規定する事由による自由刑の執行停止の上申があったときは、検察官は、その事由を審査する。

- 2 検察官は、前項の規定による審査をした場合において、同項に規定する事由がある場合であつて、刑の執行を停止するのが相当であると認めるときは、刑の執行停止書を作成する。
- 3 前条第3項の規定は、検察官が前項の規定による審査をして、自由刑の執行停止をする場合に準用する。
- 4 前3項の規定は、検察官が職権で刑訴法第482条各号に規定する事由による自由刑の執行停止をする場合に準用する。

(死刑判決確定後の自由刑の執行取止指揮等)

第32条 第11条第1項の場合において、死刑確定者が自由刑の執行中であつて刑法第51条第1項ただし書の適用があるときは、刑執行取止指揮書により自由刑の執行を取りやめる旨を指揮し、その適用がないときは、自由刑の執行停止の手續を行うとともに刑執行停止指揮書(様式第27号)により執行を停止する旨を指揮する。刑執行停止指揮書には、刑の執行停止書の謄本を添付する。

- 2 前項の場合において、検察官は、自由刑の執行停止を自ら行う権限がないときは、死刑判決確定通知書(乙)(様式第28号)により当該自由刑について刑執行停止を行う権限のある検察庁の検察官にその旨を通知する。
- 3 前項の通知を受けた検察官は、第1項に規定する手續に準じ刑執行停止の指揮をし、通知をした検察官にその旨を通知する。

(刑執行停止後の処置)

第33条 検察官が第30条及び第31条の規定により刑の執行を停止したときは、執行担当事務官は、刑執行停止通知書(甲)(様式第29号)により刑の執行を停止された者(以下「刑執行停止者」という。)の居住地を管轄する警察署の長にその旨を通知する。

- 2 刑の執行指揮前に刑の執行が停止されたときは、執行担当事務官は、刑執行停止者にその旨を通知する。
- 3 刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が刑の執行停止をした場合において、第1項の手續が終わつたときは、検察官は、刑執行停止通知書(乙)(様式第30号)に刑の執行停止書その他関係書類を添付して執行指揮検察官に送付する。
- 4 刑執行停止通知書(乙)の送付があつたときは、執行担当事務官は、速やかに通知をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。
- 5 執行指揮検察官は、自ら刑の執行停止をしたとき、又は刑執行停止通知書(乙)の送付を受けたときは、刑執行停止取消しに必要な調査その他の事後の処分を行う。
- 6 第3項の規定により刑執行停止通知書(乙)が執行指揮検察官に送付された後において、警察署の長から刑執行停止者について通報を受けたときは、執行担当事務官は、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当

事務官にその旨を通知する。

7 刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が刑の執行停止をした場合において、刑執行停止者が当該検察庁の管轄区域内に現在する間若しくは停止の期間が極めて短期間であるとき又は刑執行停止取消し等につき緊急を要するときは、刑執行停止をした検察官は、第5項の規定にかかわらず自ら事後の処分を行うことができる。この場合において、第34条第1項の手続を終えた後、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知する。

8 検察官が刑執行停止者について更生保護法（平成19年法律第88号）第88条の規定に基づく請求をするときは、保護請求書（様式第31号）による。

（残刑の執行指揮等）

第34条 刑の執行停止の事由がなくなったときは、検察官は、直ちに刑の執行停止取消書（様式第32号）を作成し、残刑執行指揮書（様式第33号）又は執行指揮書により刑事施設の長に対し執行を指揮する。残刑執行指揮書には、刑の執行停止取消書の謄本を添付する。

2 執行指揮検察官以外の検察官は、刑執行停止者について刑の執行停止の事由がなくなったとき又はその者が死亡したときは、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知する。ただし、刑の言渡しを受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官において刑の執行停止を取り消した場合は、この限りでない。

3 刑の執行を停止されて刑事施設から釈放された者が死亡したときは、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、刑執行停止者死亡通知書（様式第34号）によりその者が釈放された当該刑事施設の長にその旨を通知する。

（刑の執行停止の特例）

第35条 徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令）第29条第

1項の規定による労役場留置の執行のため、刑訴法第482条第8号の規定により執行中の自由刑の執行を停止する場合には、検察官は、刑執行停止指揮書により、労役場留置執行終了後引き続き残刑を執行すべき旨を明らかにし、刑執行停止者が収容されている刑事施設の長に対し刑執行停止の指揮をする。刑執行停止指揮書には、刑の執行停止書の謄本を添付する。

2 前項に規定する場合においては、前2条の手続を必要としない。

（残刑の執行指揮嘱託等）

第36条 刑執行停止者が他の検察庁の管轄区域内に現在する場合において、その検察庁の検察官に残刑の執行指揮を嘱託するときは、残刑執行指揮嘱託書（様式第35号）による。残刑執行指揮嘱託書には、刑の執行停止取消書の謄本を添付する。

2 第25条第2項後段及び第3項の規定は、前項の嘱託の場合に準用する。

（残刑執行指揮終了後の通知）

第37条 第26条の規定は、残刑の執行指揮をした場合に準用する。ただし、この場合においては、同条第1号の通知書に代えて刑執行停止者収容通知書（様式第36号）を送付する。

（刑執行停止の管理）

第38条 執行担当事務官は、第29条から前条までの手続があったときは、その都度、検察システムにより当該手続に関する事項を管理する。刑執行停止者について刑の執行不能決定の処分がなされたときも、同様とする。

（刑の執行順序変更）

第39条 刑事施設の長から刑の執行順序変更の申請があったときは、検察官は、その事由を審査する。

- 2 検察官は、前項の規定による審査をした場合において、その事由があると認めるときは、刑の執行順序変更書（様式第37号）を作成する。
- 3 刑の執行順序を変更される者がその刑の執行を受けているときは、検察官は、刑の執行順序変更指揮書（様式第38号）によりその者が収容されている刑事施設の長に対しその指揮をする。
- 4 刑の執行順序を変更される者が他の検察庁の管轄区域内にある刑事施設に収容中の場合において、その検察庁の検察官に刑の執行順序変更指揮を囑託するときは、刑の執行順序変更指揮囑託書（様式第39号）による。刑の執行順序変更指揮囑託書には、刑の執行順序変更書の謄本を添付する。
- 5 執行担当事務官は、刑事施設の長から送付があった刑の執行順序変更の申請書又は刑の執行順序変更書に審査の結果及び刑の執行順序変更指揮の日等必要な事項を記載する。
- 6 前各項の規定は、検察官が職権で刑の執行順序を変更する場合に準用する。

（刑の執行順序変更による労役場留置執行指揮）

第40条 刑訴法第474条の規定により、自由刑執行中の者に対し、徴収事務規程第29条第1項の規定による労役場留置の執行を行う場合には、検察官は、労役場留置執行指揮書に刑訴法第474条の規定により目下執行中の自由刑の執行を停止して労役場留置を執行すべき旨を明らかにし、その者が収容されている刑事施設の長に対しその指揮をする。

2 前条の規定は、自由刑と労役場留置又は二個以上の労役場留置について執行指揮がなされた後において、検察官がそれらの執行順序を変更する場合に準用する。

第5章 刑執行猶予言渡しの取消し

（刑執行猶予言渡しの取消請求）

第41条 刑訴法第349条の規定により刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求するときは、刑の執行猶予の言渡し取消請求書（甲の1から丙の2まで）（様式第40号から第46号まで）による。

2 前項の刑の執行猶予の言渡し取消請求書（乙の2を除く。）には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 取り消されるべき刑の執行猶予の言渡しをした判決及び取消原因となる刑の言渡しをした判決の謄本又は罪となるべき事実の記載された抄本
- (2) 前科調書その他前号の判決の確定を証明する書類
- (3) 執行猶予者の所在を証明する書類

3 刑の執行猶予の言渡し取消請求書（乙の2）には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 保護観察の言渡しをした判決の謄本又は罪となるべき事実の記載された抄本
- (2) 前科調書その他前号の判決の確定を証明する書類
- (3) 保護観察所長の申出書
- (4) 遵守事項の違反があった事実を認めるに足りる資料
- (5) 執行猶予者の所在を証明する書類

4 執行担当事務官は、検察官が第1項の規定による請求をするときは、検察システムによりその旨を管理する。

（刑執行猶予言渡し取消事由の通知等）

第42条 執行担当事務官は、執行猶予者について刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき事由のあることを知った場合には、刑執行猶予言渡し取消事由通知書（様式第47号）により刑の執行猶予の言渡しの取消原因となった刑についての執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。

- 2 前項の規定により通知をすべき執行担当事務官が刑の執行猶予の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官であるときは、刑の執行猶予の言渡しをした判決の謄本又は抄本2部及び前科調書その他その判決の確定を証明する書類を、刑執行猶予言渡し取消事由通知書に添付する。
- 3 刑の執行猶予の言渡しの取消原因となった刑についての執行指揮検察官が、執行猶予者について刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき事由があることを知った場合において、自ら取消しを請求する権限がないときは、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、刑執行猶予言渡し取消事由通知書に前条第2項に掲げる書類を添付して、執行猶予者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方検察庁若しくは区検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。この場合において、執行担当事務官は、検察システムにより刑執行猶予言渡し取消請求に係る事項を管理する。
- 4 第1項又は前項の刑執行猶予言渡し取消事由通知書の送付を受けたときは、執行担当事務官は、速やかに通知をした執行担当事務官にその旨を通知する。
- 5 第1項の規定により通知をすべき執行担当事務官の属する検察庁の検察官が執行猶予者の所在地又は最後の住所地を管轄する地方検察庁若しくは区検察庁の検察官であり、緊急を要するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、自ら前条第2項に掲げる書類を整えた上、刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求することができる。
- 6 検察官が前項の規定により刑の執行猶予の言渡しの取消請求をしたときは、執行担当事務官は、刑執行猶予言渡し取消請求済通知書(様式第48号)により刑の執行猶予の言渡しの取消原因となった刑についての執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知するととも

に、検察システムによりその旨を管理する。

- 7 前項の場合において、通知を受けた執行担当事務官は、検察システムにより刑執行猶予言渡し取消請求に係る事項を管理する。

(保護観察所長への通知)

第43条 刑の執行猶予の言渡しを受け保護観察に付されている者について刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求したときは、検察官は、速やかにその者の住居地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する。その請求が棄却されたときも、同様とする。

- 2 保護観察所の長から更生保護法第79条の規定による申出があった場合において、刑の執行猶予の言渡しの取消しを請求しないと決定したときは、検察官は、速やかに申出をした保護観察所の長にその旨を通知する。
- 3 前2項の通知をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

(留置中の執行猶予者に関する通知)

第44条 前条第2項の申出があった執行猶予者が更生保護法第80条の規定により留置されている場合において、刑の執行猶予の言渡しの取消しの請求前に留置の必要がないと認めるときは、検察官は、直ちに申出をした保護観察所の長にその旨を通知する。刑の執行猶予の言渡しの取消請求を棄却する決定が告知されたときも、同様とする。

- 2 前項に規定する場合において、刑の執行猶予の言渡しの取消請求をしたとき、又はその請求を棄却する決定が告知されたときは、検察官は、直ちに刑事施設その他執行猶予者が留置されている施設の長にその旨を通知する。
- 3 前2項の通知をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

(取消し後の執行指揮)

第45条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消請求をした検察官は、速やかにその刑の執行を指揮する。この場合においては、執行指揮書には、刑執行猶予言渡し取消決定の謄本を併せて添付する。
(取消し等の通知)

第46条 刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消請求をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、次に掲げる執行担当事務官にその旨を通知する。

- (1) 刑の執行猶予の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官
- (2) 取消原因となった刑についての執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官

2 前項に規定する場合において、刑の執行猶予の言渡しを取り消された者が刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律(平成25年法律第50号。以下「薬物法」という。)第4条第1項の規定により保護観察に付されていたものであるときは、刑執行猶予言渡し取消通知書(様式第49号)により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長にも通知する。

3 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された場合において、刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失ったときは、その取消請求をした検察官は、仮釈放失効通知書(様式第49号の2)により、その者の住居地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する。

4 前項の場合において、刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った者(以下「仮釈放失効者」という。)が刑事施設に収容されているときは、前項に規定する検察官は、直ちに、仮釈放失効通知書により、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長に刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った旨を通知する。この場

合において、保護観察所の長から当該仮釈放失効者に係る仮釈放中の保護観察停止に関する事項等の通知(以下「仮釈放失効前状況通知」という。)を受けたときは、検察官は、速やかに、当該仮釈放失効者が収容されている刑事施設の長にこれを追送する。

5 第3項の場合において、仮釈放失効者が刑事施設に収容されていないときは、検察官は、刑事施設の長に対し当該仮釈放失効者について前条の規定による刑の執行猶予の言渡しの取消裁判の執行の指揮をするに当たり、仮釈放失効通知書に保護観察所の長から受けた仮釈放失効前状況通知を添えて、当該刑事施設の長に刑法第29条第2項の規定により仮釈放の処分が効力を失った旨を併せて通知する。

6 前3項の通知をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

(刑執行猶予言渡し取消決定に対する抗告事件の取扱い)

第47条 刑執行猶予言渡し取消決定に対し即時抗告の申立てがあったときは、刑の執行猶予の言渡しの取消請求をした検察官は、速やかに、刑執行猶予言渡し取消決定謄本及び執行猶予の言渡しの取り消された刑の執行指揮に必要な書類を抗告裁判所に対応する検察庁の検察官に送付する。

2 刑執行猶予言渡し取消決定に対する抗告を棄却する決定があったときは、第45条の手続は、抗告裁判所に対応する検察庁の検察官が行い、前条の手続はその検察官の属する検察庁の執行担当事務官が行う。

(刑執行猶予言渡し取消請求の管理)

第48条 執行担当事務官は、次の各号に掲げる場合には、検察システムにより刑執行猶予言渡し取消請求に係る事項を管理する。

- (1) 取消請求に対して決定があったとき、その刑の執行指揮が行われたとき又は執行指揮を囑託したとき及びその回答があったとき。

- (2) 刑の執行猶予の言渡しを取り消された旨の通知をしたとき。
- (3) 刑の執行猶予の言渡しを取り消された旨の通知があったとき。

第6章 刑の分離決定

(刑法第52条の規定による刑の決定の請求)

第49条 刑訴法第350条の規定による刑を定める請求は、刑の分離決定請求書(様式第50号)による。

2 刑の分離決定請求書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 判決謄本
- (2) 前科調書その他前号の判決の確定を証明する書類
- (3) 刑の言渡しを受けた者の所在を証明する書類

(刑法第52条の規定による決定刑の執行指揮等)

第50条 前条の請求に対する決定があったときは、執行担当事務官は、検察システムにより刑の分離決定に係る事項を管理する。

2 前条第1項の請求に対する決定に基づく刑の執行指揮は、分離決定刑執行指揮書(様式第51号)による。分離決定刑執行指揮書には、当該決定の謄本を添付する。

3 前項の刑の執行指揮を囑託するときは、分離決定刑執行指揮囑託書(様式第52号)による。分離決定刑執行指揮囑託書には、当該決定の謄本を添付する。

4 受刑中の者について分離前の刑の執行指揮がなされている場合において、分離決定に基づく刑につき執行すべき刑期がないときは、検察官は、分離決定刑不執行通知書(様式第53号)によりその者が収容されている刑事施設の長に執行しない旨を通知する。分離決定刑不執行通知書には、当該決定の謄本を添付する。

第7章 共助

(刑の執行指揮の受託)

第51条 死刑及び自由刑の執行指揮の囑託を受けたときは、検察官は速やかにその手続をする。

2 前項に規定する場合において、執行担当事務官は、検察システムにより刑の執行指揮の囑託を受けた内容を管理するとともに、囑託した検察官の属する検察庁の執行担当事務官に受託した旨を通知する。

3 第1項の手続が終了したときは、執行担当事務官は、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。この場合において、死刑の執行指揮の囑託を受けた検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、死刑執行始末書の謄本を作成して、執行指揮検察官に送付する。

(刑の執行指揮の転嘱及び返嘱)

第52条 自由刑の執行指揮の囑託を受けた検察官は、刑の言渡しを受けた者が他の検察庁の管轄区域内に現在するときは、その検察庁の検察官に執行指揮を転嘱することができる。この場合において、執行担当事務官は、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。

2 刑の言渡しを受けた者が死亡又は所在不明等のため執行不能のときは、その事由及び調査の経過を明らかにして執行指揮検察官に返嘱する。

3 前2項の手続をしたときは、執行担当事務官は、その都度、検察システムによりその旨を管理する。

(残刑等の執行指揮の受託)

第53条 前2条の規定は、第36条の残刑の執行指揮の囑託、第39条第4項(第40条第2項において準用する場合を含む。)の刑の執行順序変更指揮の囑託又は第50条第3項の分離決定刑の執行指揮の囑託があった場合に準用する。

第8章 雑則

(仮釈放者等の再犯通知)

第54条 執行担当事務官は、被疑者又は被告人が仮釈放中の者であることを知ったときは仮釈放者再犯通知書（様式第54号）により、刑法第25条の2第1項、第27条の3第1項又は薬物法第4条第1項の規定による保護観察中の者であることを知ったときは保護観察者再犯通知書（様式第55号）により、本人の住居地又は現在地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する。

（仮釈放取消者の収容）

第55条 検察官が地方更生保護委員会からの仮釈放の取消しによる収容依頼に基づいて行う収容は、第18条又は第21条に規定する手続に準じて行う。この場合においては、地方更生保護委員会から送付された仮釈放取消決定の謄本及び収容依頼書を刑事施設の長に送付する。

2 前項の収容が第21条に規定する手続に準じて行われた場合には、収容状の謄本を併せて送付する。

3 第1項の規定により収容された者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、執行担当事務官は、その裁判所に仮釈放者収容通知書（様式第56号）を送付するとともに、検察システムによりその旨を管理する。ただし、当該裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、その検察庁の検察官を経由して送付する。

（仮釈放の取消し等による残刑の執行通知）

第56条 執行担当事務官は、勾留中の被告人について、仮釈放が取り消され、若しくは仮釈放が効力を失い、又は自由刑の執行中に逃走したものであることが発覚し残刑の執行が開始されたことを知ったときは、仮釈放取消し等残刑執行通知書（様式第57号）により当該被告事件の係属する裁判所にその旨を通知する。

（関係書類の整理）

第57条 執行担当事務官は、執行手続が終わっていない自由刑に係る刑執

行延期決定書、刑の執行停止書、裁判執行関係事項回答書、裁判執行に関する調査回答書、裁判執行指揮囑託書その他の書類を、1件ごとに自由刑未執行関係書類表紙（様式第58号）を付して保管する。

（執行事務に関する統計報告）

第58条 執行担当事務官は、死刑及び自由刑の執行状況等を調査し、次の例により報告する。

(1) 毎月執行事務月表（様式第59号）を作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

(2) 毎月自由刑未執行状況等調査表（様式第60号）を作成し、翌月10日までにその庁の長に提出する。

(3) 毎年執行事務年表（様式第61号）を作成し、翌年の1月31日までにその庁の長に提出する。

2 前項各号の場合、高等検察庁支部又は地方検察庁支部にあつては、支部長に提出する。

3 高等検察庁支部、地方検察庁支部又は区検察庁の長は、第1項各号の報告を受けたときは、これを確認した上、速やかに検事長又は検事正に提出する。

4 検事総長、検事長又は検事正は、毎年その庁の執行事務年表（高等検察庁にあつては高等検察庁及び高等検察庁支部の執行事務年表の集計表を、地方検察庁にあつては地方検察庁、地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁の執行事務年表の集計表をいう。）を翌年2月末日までに直接法務大臣に提出するとともに、検事長は検事総長に、検事正は検事総長及び検事長に、それぞれ同表を提出する。

（特別取扱い）

第59条 検事総長、検事長又は検事正は、その庁（高等検察庁にあつては高等検察庁及び高等検察庁支部を、地方検察庁にあつては地方検察庁、

地方検察庁支部及び管轄区域内にある区検察庁をいう。)において、執行事務について、特に必要があるときは、法務大臣の許可を得て特別の取扱いをさせることができる。

- 2 検事総長、検事長又は検事正は、前項の許可を得て特別の取扱いを実施したときは、直接法務大臣に対し、その旨を報告するとともに、検事長にあつては検事総長に、検事正にあつては検事総長及び検事長にそれぞれ同文の報告をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行日前に検察システムにより管理がなされていない執行事務の管理については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成28年5月2日法務省刑総訓第3号)

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

○ 国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程

平成15年5月30日法務省刑総訓第640号

大臣訓令、検事総長、検事長、検事正宛て

改正 平成18年5月19日法務省刑総訓第691号

平成25年3月19日法務省刑総訓第7号

平成28年5月23日法務省刑総訓第6号

国際受刑者移送法による共助刑の執行等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国際受刑者移送法(平成14年法律第66号。以下「法」という。)による審査の請求及び共助刑の執行に関する事務の取扱手続を規定し、もって共助刑の執行等に関する事務の適正かつ迅速な運用を図ることを目的とする。

(審査の請求)

第2条 法第8条第1項の審査の請求は、審査請求書(様式第1号)による。

(裁判書の謄本等の法務大臣への提出)

第3条 東京地方検察庁検事正が法第11条の規定により裁判書の謄本及び関係書類を法務大臣に提出するときは、裁判書謄本等提出書(様式第2号)による。

(共助刑執行処理簿への記載)

第4条 執行担当事務官は、法第13条の受入移送命令があつたときは、共助刑執行処理簿(様式第3号)に所定の事項を記載する。

(受入収容状)

第5条 東京地方検察庁の検察官は、法第13条の受入移送命令があったときは、受入収容状（様式第4号）を発付して刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。次条において同じ。）に対し受入受刑者の収容を指揮する。

2 検察官が受入収容状を発付するときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿にその旨を記入する。

（受入収容状の執行）

第6条 刑事施設職員が受入収容状を執行したときは、執行担当事務官は、執行した日等を記入した受入収容状の送付を受け、共助刑執行処理簿にその旨を記入する。

2 前項の規定は、受入収容状を執行することができなかった場合に準用する。

（受入受刑者に対する共助刑の執行指揮）

第7条 東京地方検察庁の検察官は、受入受刑者が受入収容状に指定された刑事施設に引致されたときは、速やかにその者が収容されている刑事施設の長に対し共助刑の執行を指揮する。

（共助刑の執行指揮）

第8条 法第20条第1項の共助刑の執行の指揮は、共助刑執行指揮書（甲）（様式第5号）による。

2 東京地方検察庁の検察官が共助刑の執行を指揮するときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿にその旨を記入する。

（共助刑の執行指揮の囑託）

第9条 共助刑の執行を受ける者が他の検察庁の管轄区域内に現住する場合において、その検察庁の検察官に共助刑の執行指揮を囑託するときは、共助刑執行指揮囑託書（様式第6号）による。

2 前項の共助刑執行指揮囑託書には、法第15条第1項の書面の謄本及び

関係書類の謄本を添付する。この場合において、必要があるときは、指紋、写真その他共助刑の執行を受ける者を特定するに足りる資料をも添付する。

3 執行担当事務官は、囑託後相当期間を経過し執行済みの回答がないときは、共助刑執行指揮囑託に関する照会書（様式第7号）により、その執行状況を照会する。

4 共助刑執行指揮の囑託をしたとき及びその回答があったときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿にその旨を記入する。

（不拘禁の受入受刑者に対する共助刑の執行指揮）

第10条 共助刑の執行のため法第21条の規定により適用される刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第484条の規定による呼出しを書面でするときは、封をした共助刑呼出状（様式第8号）による。

2 共助刑の執行のため呼出しを受けた者が出頭したときは、本人であることを確認した上、刑事施設の長に引き渡し、共助刑の執行を指揮する。

（共助刑の種類等が変更された場合の執行指揮）

第11条 法第26条第3項の規定により共助刑の種類又は刑期が変更された場合（第12条第1項第6号の場合を除く。）は、東京地方検察庁の検察官は、共助刑執行指揮書（乙）（様式第9号）により受入受刑者が収容されている刑事施設（法第21条の規定により適用される少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において共助刑を執行する場合における当該少年院を含む。第13条において同じ。）の長に対し変更後の共助刑の種類及び刑期について執行を指揮する。

2 共助刑執行指揮書（乙）には、共助刑の種類又は刑期の変更に関する書面の謄本及び関係書類の謄本を添付する。

3 検察官が第1項の共助刑の執行指揮をするときは、執行担当事務官は、

共助刑執行処理簿の備考欄にその旨を記入する。

(共助刑の執行不能決定)

第12条 東京地方検察庁の検察官は、次の各号に掲げる場合には、共助刑執行不能決定書(様式第10号)により執行不能決定の処分をする。共助刑執行不能決定書には、執行不能事由を証明する関係書類を添付する。

- (1) 共助刑の時効が完成したとき。
- (2) 法第25条第2項の規定による共助刑の執行の免除があったとき。
- (3) 受入受刑者が死亡したとき。
- (4) 法第25条第2項の規定による共助刑の執行の減輕により執行すべき刑期がないとき。
- (5) 法第26条第1項の規定による法務大臣の釈放の命令があったとき。
- (6) 法第26条第3項の規定により変更された共助刑の刑期につき、既に執行済みの日数とその刑期以上であるため、執行すべき刑期がないとき。

2 前項の手續が終わったときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿の備考欄にその旨を記入する。

(外国刑の確定裁判の執行不能等の場合の釈放指揮)

第13条 東京地方検察庁の検察官は、前条第1項第5号又は第6号により受入受刑者を釈放する場合には、釈放指揮書(様式第11号)によりその者が収容されている刑事施設の長に対し釈放を指揮する。

2 釈放指揮書には、法務大臣の釈放命令の書面の謄本又は共助刑の刑期の変更に関する書面の謄本及び関係書類の謄本を添付する。

3 検察官が第1項の規定により受入受刑者の釈放指揮をしたときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿の備考欄にその旨を記入する。

(釈放指揮の囑託)

第14条 受入受刑者の釈放指揮を他の検察庁の検察官に囑託するときは、

釈放指揮囑託書(様式第12号)による。

- 2 前項の釈放指揮囑託書には、前条第2項に規定する書類を添付する。
- 3 釈放指揮の囑託をしたとき及びその回答があったときは、執行担当事務官は、共助刑執行処理簿の備考欄にその旨を記入する。

(逃亡者等に対する措置)

第15条 受入受刑者が呼出しに応じないとき、逃亡したとき又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状(様式第13号)を発付して検察事務官又は司法警察職員に対しその執行を指揮する。その執行前に司法警察職員に対する指揮を取り消すときは、収容状執行指揮取消書(様式第14号)による。司法警察員に収容状を発付させるときは、収容状発付指揮書(様式第15号)により、その指揮の取消しをするときは、収容状発付指揮取消書(様式第16号)による。

2 法第21条の規定により適用される刑訴法第486条第1項の規定により検事長に収容を請求するときは、収容請求書(様式第17号)により、その請求の取消しをするときは、収容請求取消書(様式第18号)による。

3 法第21条の規定により適用される刑訴法第486条第2項の規定により検事長がその管内の検察官に収容状の発付を命ずるときは、収容状発付命令書(様式第19号)により、その命令の取消しをするときは、収容状発付命令取消書(様式第20号)による。

4 受入受刑者が収容状により引致されたときは、共助刑執行指揮書(甲)により共助刑の執行を指揮する。

5 検察官が収容状を発付するとき、司法警察員に収容状を発付させるとき又は収容状を執行したときは、執行担当事務官は、収容状発付簿(様式第21号)に所定の事項を記載する。

(共助刑執行関係事項の照会)

第16条 検察官が法第21条の規定により適用される刑訴法第507条の規定

によってする照会は、共助刑執行関係事項照会書（様式第22号）による。

（共助刑の執行指揮終了後の通知）

第17条 検察官が共助刑の執行指揮をした場合において、受入受刑者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、執行担当事務官は、その裁判所に共助刑執行指揮通知書（様式第23号）を送付する。ただし、当該裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、その検察庁の検察官を経由して送付する。

（共助刑の必要的執行停止）

第18条 刑事施設の長又は受入受刑者の関係人から法第21条の規定により適用される刑訴法第480条に規定する事由による共助刑の執行停止の上申があったときは、検察官は、その事由を審査する。この場合には、執行担当事務官は、共助刑執行停止処理簿（様式第24号）に所定の事項を記載する。

2 検察官は、審査の結果前項に規定する事由があると認めるときは、共助刑の執行停止書（様式第25号）を作成する。

3 共助刑の執行を停止される受入受刑者が刑事施設に収容中のときは、検察官は、釈放指揮書によりその者が収容されている刑事施設の長に対し釈放の指揮をする。釈放指揮書には、共助刑の執行停止書の謄本を添付する。

4 前3項の規定は、検察官が職権で法第21条の規定により適用される刑訴法第480条に規定する事由による共助刑の執行停止をする場合に準用する。

（共助刑の任意的執行停止）

第19条 刑事施設の長、受入受刑者又はその関係人から法第21条の規定により適用される刑訴法第482条各号に規定する事由による共助刑の執行停止の上申があったときは、検察官は、その事由を審査する。この場合

には、執行担当事務官は、共助刑執行停止処理簿に所定の事項を記載する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、検察官が前項の審査をした場合に準用する。

3 前2項の規定は、検察官が職権で法第21条の規定により適用される刑訴法第482条各号に規定する事由による共助刑の執行停止をする場合に準用する。

（共助刑執行停止後の処置）

第20条 検察官が前2条の規定により共助刑の執行を停止したときは、執行担当事務官は、共助刑執行停止通知書（甲）（様式第26号）により共助刑の執行を停止された受入受刑者（以下「共助刑執行停止受入受刑者」という。）の帰住地を管轄する警察署の長にその旨を通知する。

2 共助刑の執行指揮前に共助刑の執行が停止されたときは、執行担当事務官は、共助刑執行停止受入受刑者にその旨を通知する。

3 受入受刑者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が共助刑の執行停止をした場合において、第1項の手続が終わったときは、検察官は、共助刑執行停止通知書（乙）（様式第27号）に共助刑の執行停止書その他関係書類を添付して執行指揮検察官に送付する。共助刑執行停止通知書（乙）の送付を受けたときは、検察官は、共助刑執行停止取消しに必要な調査をする等事後の処分を行い、執行担当事務官は、共助刑執行停止関係書類受理通知書（様式第28号）を速やかに通知をした検察官の属する検察庁の執行担当事務官に送付するとともに、共助刑執行停止処理簿に所定の事項を記載する。

4 前項の規定により共助刑執行停止通知書（乙）が執行指揮検察官に送付された後において、警察署の長から共助刑執行停止受入受刑者について通報を受けたときは、執行担当事務官は、執行指揮検察官の属する検

察庁の執行担当事務官にその旨を通知する。

5 受入受刑者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官が共助刑の執行停止をした場合において、共助刑執行停止受入受刑者が当該検察庁の管轄区域内に現在する間若しくは停止の期間が極めて短期間であるとき又は共助刑執行停止取消し等につき緊急を要するときは、当該執行停止をした検察官は、第3項の規定にかかわらず自ら事後の処分を行うことができる。この場合には、当該執行停止をした検察官は、次条第1項の手続を終えた後、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知する。

6 共助刑執行停止受入受刑者について法第21条の規定により適用される更生保護法（平成19年法律第88号）第88条の規定に基づく請求をするときは、保護請求書（様式第29号）による。

（残共助刑の執行指揮等）

第21条 共助刑の執行停止の事由がなくなったときは、検察官は、直ちに共助刑の執行停止取消書（様式第30号）を作成し、残共助刑執行指揮書（様式第31号）又は共助刑執行指揮書（甲）により刑事施設の長に対し執行を指揮する。残共助刑執行指揮書には、共助刑の執行停止取消書の謄本を添付する。

2 執行指揮検察官以外の検察官は、共助刑執行停止受入受刑者について共助刑の執行停止の事由がなくなったとき又はその者が死亡したときは、速やかに執行指揮検察官にその旨を通知する。ただし、受入受刑者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官において共助刑の執行停止を取り消した場合は、この限りでない。

3 共助刑の執行を停止されて刑事施設から釈放された者が死亡したときは、執行指揮検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、共助刑執行停止受入受刑者死亡通知書（様式第32号）によりその者が釈放された当該刑事施設の長にその旨を通知する。

（共助刑の執行停止の特例）

第22条 徴収事務規程（平成25年法務省刑総訓第4号大臣訓令）第29条第1項の規定による労役場留置の執行のため、法第21条の規定により適用される刑訴法第482条第8号の規定により執行中の共助刑の執行を停止する場合には、検察官は、共助刑執行停止指揮書（様式第33号）により、労役場留置執行終了後引き続き残共助刑を執行すべき旨を明らかにし、共助刑執行停止受入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し共助刑執行停止の指揮をする。共助刑執行停止指揮書には、共助刑の執行停止書の謄本を添付する。

2 前項に規定する場合においては、前2条の手続を必要としない。

（残共助刑の執行指揮囑託等）

第23条 共助刑執行停止受入受刑者が他の検察庁の管轄区域内に現在する場合において、その検察庁の検察官に残共助刑の執行指揮を囑託するときは、残共助刑執行指揮囑託書（様式第34号）による。残共助刑執行指揮囑託書には、共助刑の執行停止取消書の謄本を添付する。

2 第9条第2項後段及び第3項の規定は、前項の囑託の場合に準用する。

（残共助刑執行指揮終了後の通知）

第24条 第17条の規定は、残共助刑の執行指揮をした場合に準用する。

（共助刑執行停止処理簿への記入）

第25条 執行担当事務官は、第18条から前条までの手続が終わったときは、その都度、共助刑執行停止処理簿に所定の事項を記入する。共助刑執行停止受入受刑者について共助刑の執行不能決定の処分がなされたときも、同様とする。

（共助刑の執行順序変更）

第26条 刑事施設の長から共助刑の執行順序変更の申請があったときは、検察官は、その事由を審査する。

- 2 検察官は、前項の規定による審査をした場合において、その事由があると認めるときは、共助刑の執行順序変更書（様式第35号）を作成する。
- 3 共助刑の執行順序を変更される受入受刑者が共助刑の執行を受けているときは、検察官は、共助刑の執行順序変更指揮書（様式第36号）により当該受入受刑者が収容されている刑事施設の長に対し共助刑の執行順序変更の指揮をする。
- 4 共助刑の執行順序を変更される受入受刑者が他の検察庁の管轄区域内にある刑事施設に収容中の場合において、その検察庁の検察官に共助刑の執行順序変更指揮を囑託するときは、共助刑の執行順序変更指揮囑託書（様式第37号）による。共助刑の執行順序変更指揮囑託書には、共助刑の執行順序変更書の謄本を添付する。
- 5 執行担当事務官は、刑事施設の長から送付があった共助刑の執行順序変更の申請書又は共助刑の執行順序変更書に審査の結果及び共助刑の執行順序変更指揮の日等必要な事項を記載する。
- 6 前各項の規定は、検察官が職権で共助刑の執行順序を変更する場合に準用する。

（共助刑の執行順序変更による労役場留置執行指揮）

第27条 法第21条の規定により適用される刑訴法第474条の規定により、共助刑執行中の者に対し、徴収事務規程第29条第1項の規定による労役場留置の執行を行う場合には、検察官は、労役場留置執行指揮書に法第21条の規定により適用される刑訴法第474条の規定により目下執行中の共助刑の執行を停止して労役場留置を執行すべき旨を明らかにし、その者が収容されている刑事施設の長に対しその指揮をする。

- 2 前条の規定は、共助刑と労役場留置について執行指揮がなされた後において、検察官がそれらの執行順序を変更する場合に準用する。

（共助刑の執行指揮の受託）

第28条 共助刑の執行指揮の囑託を受けたときは、執行担当事務官は、共助事件執行原簿（様式第38号）に所定の事項を記載し、検察官は、速やかに共助刑の執行指揮の手續をする。

- 2 執行担当事務官は、直ちに執行指揮がなされた場合を除き、共助刑執行指揮囑託受理通知書（様式第39号）を囑託した検察官の属する検察庁の執行担当事務官に送付する。
- 3 囑託された執行指揮の手續を終えたときは、共助刑執行指揮囑託に対する回答書（様式第40号）により執行指揮検察官にその旨を回答する。
（共助刑の執行指揮の転嘱及び返嘱）

第29条 共助刑の執行指揮の囑託を受けた検察官は、受入受刑者が他の検察庁の管轄区域内に現在するときは、その検察庁の検察官に執行指揮を転嘱することができる。この場合には、当該囑託を受けた検察官は、執行指揮検察官にその旨を通知する。

- 2 受入受刑者が死亡又は所在不明等のため執行不能のときは、その事由及び調査の経過を明らかにして執行指揮検察官に返嘱する。

（残共助刑等の執行指揮の受託）

第30条 前2条の規定は、第23条の残共助刑の執行指揮の囑託、第26条第4項（第27条第2項において準用する場合を含む。）の共助刑の執行順序変更指揮の囑託があった場合に準用する。

（仮釈放者等の再犯通知）

第31条 執行担当事務官は、被疑者又は被告人が、受入受刑者であって、仮釈放中であることを知ったときは、仮釈放者再犯通知書（様式第41号）により、本人の住居地又は現在地を管轄する保護観察所の長にその旨を通知する。

（仮釈放取消者の収容）

第32条 検察官が地方更生保護委員会からの仮釈放の取消しによる収容依

頼に基づいて行う収容は、第10条又は第15条に規定する手続に準じて行う。この場合においては、地方更生保護委員会から送付された仮釈放取消決定の謄本及び収容依頼書を刑事施設の長に送付する。

2 前項の収容が第15条に規定する手続に準じて行われた場合には、収容状の謄本を併せて送付する。

3 第1項の規定により収容された受入受刑者が裁判所に係属中の事件の被告人であるときは、執行担当事務官は、その裁判所に仮釈放者収容通知書（様式第42号）を送付する。ただし、当該裁判所が他の検察庁の対応する裁判所であるときは、その検察庁の検察官を経由して送付する。

（仮釈放の取消し等による残共助刑の執行通知）

第33条 執行担当事務官は、勾留中の被告人が受入受刑者であって、仮釈放が取り消され、又は共助刑の執行中に逃走したものであることが発覚し残共助刑の執行が開始されたことを知ったときは、仮釈放取消し等残共助刑執行通知書（様式第43号）により当該被告事件の係属する裁判所にその旨を通知する。

（関係書類の整理）

第34条 執行担当事務官は、執行手続が終わっていない共助刑に係る共助刑の執行停止書、共助刑執行関係事項照会書及び共助刑執行指揮囑託書その他の書類を、1件ごとに共助刑未執行関係書類表紙（様式第44号）を付して保管する。

附 則

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成18年5月19日法務省刑総訓第691号）

この訓令は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成25年3月19日法務省刑総訓第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月23日法務省刑総訓第6号）

この訓令は、平成28年6月1日から施行する。

事項索引

[イ]
 異議の申立て……………6
 引致状……………132
 [ウ]
 受入移送……………46
 [オ]
 送出移送……………46
 [カ]
 確定裁判の執行の留保……………9
 科刑の限度……………17
 仮釈放
 —— 失効前状況通知…140
 —— 失効通知書…56, 139
 —— 者再犯通知書…153
 —— 者収容通知書…155
 —— 取消し等残刑執行通知書
 ……56, 144
 —— の失効…56, 137
 —— の取消し…56, 153
 [キ]
 競合的取消し……………124
 共助……………150
 禁錮……………23

[ケ]
 刑……………16
 —— 執行延期決定書……………90
 —— 執行停止者死亡通知書
 ……113
 —— 執行不能決定書…101
 —— の一部の執行猶予…52,
 85
 —— の軽重……………16
 —— の時効……………43
 —— の執行……………1, 16
 —— の執行順序……………16
 —— の執行順序変更……………115
 —— の執行順序変更指揮書
 ……118
 —— の執行順序変更指揮囑託書
 ……118
 —— の執行順序変更書…118
 —— の執行停止……………102
 —— の執行停止書……………102
 —— の執行停止取消書…111
 —— の執行停止の特例…113
 —— の執行不能決定…100

—— の全部の執行猶予
 ……52, 88, 122
 —— の分離……………147
 —— の分離決定請求書…147
 刑期……………39
 —— の起算日……………40
 —— の計算……………39
 —— の計算方法……………42
 —— の終了日……………43
 刑執行停止
 —— 指揮書……………107
 —— 者収容通知書……………115
 —— 者の死亡通知……………113
 —— 事由の消滅通知……………112
 —— 通知書……………108
 —— の取消し……………110
 刑執行猶予
 —— 言渡し取消事由通知書
 ……130
 —— 言渡し取消請求済通知書
 ……131
 —— 言渡しの取消しの通知
 ……55
 —— 言渡しの取消し裁判所
 ……125
 —— 言渡しの取消事由…122

—— 言渡しの取消請求時期
 ……125
 —— 通知書……………64
 刑事施設……………18
 検察総合情報管理システム（検察
 システム）……………49, 57
 [コ]
 抗告……………8
 拘留……………23
 国際受刑者移送法に基づく受刑者
 移送制度……………44
 [サ]
 裁定算入と法定通算が競合する場
 合の通算……………39
 裁判
 —— 結果票……………59
 —— 執行関係事項照会書…93
 —— 執行に関する調査囑託書
 ……93
 —— 執行の時期……………7
 —— の確定……………1
 —— の執行……………1, 10
 —— の執行指揮……………10
 —— の執行力……………2
 裁量的取消（し）……………123
 作業報奨金……………22

[シ]

- 指揮印……………14
- 死刑……………20
 - 確定者……………68
 - 執行始末書……………70
 - 執行等に関する報告…73
 - 執行の上申……………69
 - 執行命令書……………70
 - の執行停止……………102
 - 判決確定通知……………70
 - 判決確定通知書……………70
- 時効
 - 完成日……………100
 - 満了日……………100
- 自然確定……………3
- 実刑部分……………54, 85
- 自由刑……………22
 - 執行中の者に対する労役場留置の執行方法…113
 - と財産刑とが併科された場合の通算……………37
 - と労役場留置の執行順序変更……………120
 - の執行……………74
 - の執行中に他の自由刑の執行を指揮するとき…75

- の執行停止……………103
- の執行取止指揮……………107
- 未執行関係書類表紙……………156
- 未執行状況等調査表……………156

執行

- 延期……………89
- 実施機関……………15
- 権……………43
- の停止……………102
- の方法……………20
- することができる刑期……………75
- を取りやめる…75, 107

執行指揮

- 検察官……………68
- 者……………15
- 書……………14, 78
- 書の記載要領……………81
- の受託……………150
- の転嘱……………151
- の返嘱……………152

刑 —— 通知書……………95

刑以外の裁判の —— ……14

刑の —— ……13

- 拘禁中の者に対する —— ……76
- 裁判 —— 嘱託書……………71, 94
- 残刑 —— 書……………111
- 残刑等の —— ……110
- 残刑等の —— の受託……………152
- 残刑の —— 嘱託……………114
- 死刑 —— 書……………70
- 条件付 —— ……77
- 二以上の自由刑の —— ……74
- 二以上の自由刑を同時に —— するとき……………74
- 拘禁中の者に対する —— ……76
- 執行事務……………57
 - 規程……………49
 - 規程の制定及び改正…49
 - 規程の概要……………51
 - 規程の目的……………57
 - 月表……………156
 - 取扱要領……………58
 - 年表……………156
 - を取り扱う者の心構え…57
- 執行猶予
 - 言渡し取消刑の執行指揮検察官……………136
 - 言渡し取消決定の執行力発生時期……………135

- 刑の —— の言渡し取消請求書……………126
- 主刑……………1, 16
- 収容
 - 状……………91
 - 状執行指揮取消書……………91
 - 状発付指揮書……………91
 - 状発付指揮取消書……………91
 - 状発付命令書……………92
 - 状発付命令取消書……………92
 - 請求書……………92
 - 請求取消書……………92
- 収容中の被告人の上訴の放棄……………4
- 収容中の被告人の特例……………2
- 受刑者
 - の拘禁の方法……………24
 - に対する新たな自由刑の執行指揮……………74
- 条件付執行停止……………113
- 上告
 - 棄却の決定……………6
 - 受理申立て事件……………6
- 上訴……………2
 - 期間……………3
 - 権……………4

—— 権の消滅……………4	—— の申立て……………6
—— 取下げの申立て……………5	—— の申立ての取下げ……………6
—— の取下げ……………5	[ヒ]
—— の放棄……………4	必要的刑の執行停止……………104
処遇上の参考事項	必要的取消(シ)……………126
—— 調査票……………65, 81	[フ]
—— 通知書……………65, 81	附加刑……………16
所在不明者に対する処置……………128	分離決定刑
[チ]	—— 執行指揮書……………148
懲役……………22	—— 執行指揮囑託書……………148
重複通算……………38	—— の時効……………149
[ツ]	—— の執行指揮……………148
通算をされる本刑……………26	—— 不執行通知書……………149
[テ]	[ヘ]
訂正の指揮……………76	併執行……………17
電報による上訴の申立て……………2	[ホ]
[ト]	法務大臣の執行命令……………68
当然無効の判決……………44	保護観察……………64
特別遵守事項……………64	—— 者再犯通知書……………153
特別取扱い……………157	—— 付一部執行猶予(者)
取消原因刑……………130	……………66
取消猶予刑……………122	—— 付執行猶予(者)……………64
[ニ]	—— 付全部執行猶予(者)
任意的刑の執行停止……………105	……………64
[ハ]	—— の仮解除……………67
判決訂正	保護請求書……………109

保釈者・勾留執行停止者収容通知書……………95	数の通算……………36
保釈保証金没取請求書……………96	[ヤ]
保証金の没取請求……………96	薬物法……………52
[ミ]	[ユ]
未決勾留……………24	有期刑の執行中に無期刑の執行を
—— 日数に算入される本刑	指揮するとき……………75
……………26	猶予部分……………53
—— 日数の全部算入……………24	[ヨ]
—— の裁定算入……………24	呼出状……………78
—— の法定通算……………24	[リ]
刑の執行等と重複する —— 日	留置施設……………19
数の算入……………32	
原判決破棄後の —— 日数の	
通算……………36	
算入すべき刑が明示されていない —— 日数の算入……………32	
算入又は通算対象となる ——	
日数……………25	
実勾留日数を越えた —— 日数	
の算入……………31	
上訴提起期間中の —— 日数の	
通算……………33	
上訴申立て後の —— 日数の通	
算……………35	
併合審理された場合の —— 日	

判 例 索 引

大判明44. 2. 27刑錄17輯上188	25
大判大3. 3. 5刑錄20輯上254	25
大判大9. 3. 18刑錄26輯195	28
大判昭11. 2. 6大刑集15・72	27
大判昭11. 11. 20大刑集15・1497	25
最(大)決昭23. 11. 15刑集2・12・1528	5
最(1小)判昭24. 6. 16刑集3・7・1082	5
最(3小)判昭25. 9. 5刑集4・9・1617	44
最(3小)決昭25. 12. 5刑集4・12・2489	3
最(1小)決昭25. 7. 13刑集4・8・1356	5
最(3小)判昭26. 2. 27刑集5・4・475	25
最(大)決昭26. 7. 18刑集5・8・1476	14, 81
最(2小)決昭26. 11. 27刑集5・12・2413	33
最(1小)決昭27. 2. 7刑集6・2・197	124
最(大)判昭30. 6. 1刑集9・7・1103	27
最(3小)判昭30. 12. 26刑集9・14・2996	28, 33, 37
最(2小)決昭31. 8. 22刑集10・8・1273	99
最(1小)判昭32. 3. 28刑集11・3・1306	31
最(3小)決昭32. 10. 23刑集11・10・2694	97
最(大)判昭32. 12. 25刑集11・14・3377	39
最(大)決昭33. 2. 10刑集12・2・135	124
最(2小)決昭34. 2. 13刑集13・2・153	99
最(大)判昭36. 7. 19刑集15・7・1106	22

最(1小)判昭39. 1. 23刑集18・1・15	30, 33
最(2小)判昭40. 7. 9刑集19・5・508	39
最(大)決昭40. 9. 8刑集19・6・636	136
最(3小)決昭41. 1. 28刑集20・1・1	124
最(大)決昭43. 6. 12刑集22・6・462	99
最(1小)判昭43. 7. 11刑集22・7・646	31
最(1小)決昭48. 2. 28刑集27・1・79	124
最(3小)決昭50. 7. 4裁判集197・1	26
最(1小)決昭51. 3. 19裁判集199・745	26
最(1小)判昭51. 11. 4刑集30・10・1887	62
最(2小)決昭53. 11. 22刑集32・8・2140	125
最(2小)判昭54. 7. 13刑集33・5・405	31
最(3小)決昭54. 3. 26刑集33・2・121	42
最(1小)決昭54. 3. 29刑集33・2・165	136
最(3小)判昭55. 12. 23刑集34・7・767	26
最(2小)決平18. 8. 30刑集60・6・457	29
最(3小)決平18. 8. 31刑集60・6・489	29
最(1小)決平21. 12. 9刑集63・11・2907	98
最(2小)決平22. 12. 20刑集64・8・1356	98
東京高決昭26. 12. 26高刑特25・128	129
福岡高決昭28. 11. 7高刑集6・10・1378	13, 32, 39
東京高決昭29. 6. 30高刑集7・7・1091	97
東京高決昭30. 6. 10高刑集8・5・654	40
名古屋高決昭31. 2. 25高刑特3・5・172	98
名古屋高決昭31. 12. 17高刑特3・24・1240	98
福岡高宮崎支部決昭34. 9. 8高刑集12・7・714	99

東京高判昭40. 6. 22高刑集18・3・221	31
大阪高決昭45. 1. 19高刑集23・1・1	111
大阪高決昭46. 2. 4判時639・110	42
高松高決昭51. 12. 9公刊物未登載	98
東京高判平13. 8. 23判時1778・161	30
鹿兒島地決昭34. 3. 10裁判所時報276・4	99
水戸地下妻支部決昭58. 9. 21公刊物未登載	129
津地決昭58. 12. 7公刊物未登載	129
大分簡決昭60. 7. 3公刊物未登載	129
大阪地決昭62. 9. 16公刊物未登載	129
水戸地土浦支部決昭63. 7. 1公刊物未登載	129
東京地決平9. 2. 28公刊物未登載	98

通達等索引

通達	
明42. 11監丙1348号監獄局長，民刑局長回答	40
明43. 3民刑甲23号民刑局長回答	10
明43. 12民刑甲88号司法次官通達	43
大7. 8刑乙4634号法務局長回答	40
大13. 2刑事1267号行刑局長，刑事局長回答	40, 62
大13. 2行甲150号行刑局長通達	22
大15. 6行甲913号刑事局長，行刑局長通達	38
昭2. 2行丙263号行刑局長回答	43
昭2. 5行甲715号行刑局長通達	43
昭3. 5. 10刑事4201号刑事局長回答	136
昭4. 9刑事8088号刑事局長，行刑局長通達	38
昭11. 10刑事13258号刑事局長通達	27
昭20. 6. 29刑事9743号刑事局長通達	14, 81
昭23. 9. 15檢務29718号檢務長官通達	8, 41
昭24. 3. 26檢務8813号檢務局長通達	34
昭24. 5. 16檢務13296号檢務局長通達	35
昭24. 6. 1檢務15845号檢務局長回答	35
昭24. 8. 16檢務23521号檢務局長通達	39
昭24. 9. 12檢務26595号檢務局長通達	32
昭24. 12. 20檢務37239号檢務局長通達	18
昭25. 2矯正丙2351号矯正保護局長通達	39
昭25. 3. 20檢務7115号檢務局長通達	35

昭25. 6. 9 検務局長電報回答	120
昭25. 6. 10 矯正保甲966号刑政長官通達	85
昭25. 8. 25 矯正保甲1311号矯正保護局長, 検務局長通達	42
昭26. 2 矯正保甲115号矯正保護局長通達	39
昭26. 8. 18 検務30328号検務局長代理通達	36
昭26. 12. 25 検務局長電報回答	148
昭27. 4 矯正保丙1173号矯正保護局長通達	33, 37
昭27. 4. 19 検務12739号検務局長通達	148
昭27. 8. 1 矯正甲39号矯正局長通達	148
昭27. 8. 5 刑事25805号刑事局長通達	36
昭28. 3. 14 矯正保甲274号矯正局長通達	39
昭28. 5. 21 刑事12550号刑事局長回答	104
昭28. 8. 18 矯正甲950号矯正局長通達	72
昭28. 8. 18 矯正甲950号の2 矯正局長回答	102
昭28. 11. 5 刑事30404号刑事局長通達	106, 118
昭28. 11. 30 刑事32693号刑事局長通達	128, 135
昭28. 12. 28 刑事35731号刑事局長通達	78
昭29. 5. 25 矯正甲629号矯正局長通達	119
昭29. 12. 10 矯正甲1209号の2 矯正局長通達	120
昭30. 2. 23 矯正甲163号矯正局長通達	26
昭30. 3. 2 刑事4778号刑事局長通達	6
昭30. 5. 25 矯正甲666号矯正局長回答	36
昭30. 10. 19 (最) 刑二184号刑事局長回答	98
昭31. 5. 4 刑事10715号刑事局長事務代理回答	99
昭31. 6. 1 矯正甲570号矯正局長通達	36
昭32. 1. 14 矯正甲16号矯正局長通達	120

昭32. 2. 14 矯正甲100号矯正局長通達	26
昭32. 8. 14 刑事局長電信回答	149
昭32. 9. 3 矯正丙1937号矯正局長通達	40
昭32. 11. 9 刑事18773号刑事局長, 矯正局長通達	37
昭32. 11. 9 刑事局総務課長内筋	37, 38
昭33. 11. 17 刑事19398号刑事局長通達	157
昭33. 11. 20 矯正甲1066号矯正局長通達	96
昭33. 11. 29 刑事20085号刑事局長通達	32
昭33. 11. 29 刑事20113号刑事局長通達	96, 156
昭34. 1. 21 矯正甲50号矯正局長通達	37
昭34. 1. 23 矯正甲55号矯正局長通達	32
昭34. 1. 27 矯正甲64号矯正局長通達	31
昭34. 3. 16 刑事3519号刑事局長, 矯正局長通達	17, 75, 117, 120
昭34. 8. 24 刑事17739号刑事局長通達	32
昭34. 8. 25 刑事17802号刑事局長通達	110, 131
昭34. 11. 25 刑事23915号刑事局長通達	118
昭36. 12. 14 刑事(総) 1065号刑事局長通達	33
昭37. 7. 12 刑事(総) 589号刑事局長通達	32
昭39. 4. 3 刑事(総) 213号刑事局長通達	136
昭40. 3. 25 刑事(総) 229号刑事局長通達	6
昭40. 12. 23 刑事(総) 914号刑事局長通達	37, 38
昭42. 12. 28 刑事(総) 931号刑事局総務課長通達	110
昭43. 10. 30 刑事(総) 766号刑事局長通達	7
昭51. 11. 15 刑総682号刑事局長通達	132
昭53. 12. 13 刑総821号刑事局長通達	26
平3. 10. 1 最高検検1631号次長検事通達	64

平 8. 5. 21矯保秘156号矯正局長通達.....71

平 9. 4. 22刑総487号刑事局長参考送付.....98

平15. 5. 30刑総641号刑事局長通達.....47

平19. 5. 25刑総756号刑事局長通達.....20

平25. 3. 19刑総406号刑事局長通達
.....57, 63, 67, 74, 77, 79, 80, 93, 103, 108, 135, 151

平25. 3. 29最高検訓1号検事総長訓令.....64

平25. 3. 29最高検検957号総務部長事務連絡.....64

平26. 1. 8刑総13号刑事局長通達.....66, 81

平28. 4. 28刑制43号刑事局長通達.....88, 116, 125

平28. 5. 2刑総572号刑事局長通達.....52, 85, 116, 138, 144

平28. 5. 2刑総573号刑事局長総務課長通知.....144

法曹会会議

明41. 11. 7法曹会第三科決議.....18

大 2. 4. 12法曹会第三科決議.....27

昭31. 8. 27法曹会刑事法調査委員会決議.....31

検務実務家会同

昭和28検務実務家会同執行事務関係規程60条関係1問答.....84

昭和28検務実務家会同執行事務関係規程60条関係2問答.....79

昭和28検務実務家会同執行事務関係規程64条関係2問答.....94

昭和28検務実務家会同執行事務関係規程64条関係4問答.....94

昭和31検務実務家会同執行事務関係57問答.....81

昭和32検務実務家会同執行事務関係10問答.....10

昭和32検務実務家会同執行事務関係12問答.....118

昭和32検務実務家会同執行事務関係16問答.....104

昭和32検務実務家会同徴収事務関係23問答.....98

昭和32検務実務家会同執行事務関係28問答.....92

昭和33検務実務家会同執行事務関係7問答.....15

昭和33検務実務家会同執行事務関係28問答.....90

昭和33検務実務家会同執行事務関係38問答.....112

昭和33検務実務家会同執行事務関係39問答.....101

昭和33検務実務家会同執行事務関係42問答.....112

昭和33検務実務家会同執行事務関係45問答.....129

昭和33検務実務家会同執行事務関係46問答.....145

昭和33検務実務家会同執行事務関係48問答.....129

昭和34検務実務家会同執行事務関係14問答.....93

昭和34検務実務家会同執行事務関係18問答.....119

昭和34検務実務家会同執行事務関係22問答.....157

昭和35検務実務家会同執行事務関係20問答.....146

昭和37検務実務家会同執行事務関係1問答.....6

昭和38検務実務家会同執行事務関係1問答.....104

昭和41検務実務家会同執行事務関係1問答.....78

昭和42検務実務家会同執行事務関係1問答.....98

昭和45検務実務家会同執行事務関係1問答.....36

特別研修資料第2号

執行事務解説

昭和40年3月20日 初版発行
昭和44年3月31日 改訂版発行
昭和51年3月1日 再訂版発行
昭和59年3月24日 四訂版発行
平成元年3月27日 五訂版発行
平成7年3月20日 六訂版発行
平成12年3月21日 七訂版発行
平成18年3月31日 八訂版発行
平成21年6月19日 九訂版発行
平成29年3月8日 十訂版発行

発行所 法務総合研究所

印刷所 株式会社ブルーホップ